

# 官報

平成二十一年六月十七日

## ○第百七十一回 参議院會議録第三十号（その一）

平成二十一年六月十七日（水曜日）

午前十時一分開議

### ○議事日程 第三十号

平成二十一年六月十七日

午前十時開議

第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二 資金決済に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三 農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

提出、衆議院送付）

### ○本日の会議に付した案件

一、議員辞職の件

一、請暇の件

一、核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（西岡武夫君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

以下 議事日程のとおり

○議長（江田五月君） これより会議を開きます。

この際、議員の辞職についてお諮りいたします。

昨十六日、坂本由紀子君から議員辞職願が提出

されました。

辞表を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

辞職願

この度一身上の都合により議員を辞職いたしましたので御許可下さるようお願い申し上げます

平成二十一年六月十五日

参議院議員 坂本由紀子

参議院議長 江田 五月殿

○議長（江田五月君） 坂本由紀子君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君） 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長（江田五月君） この際、お諮りいたします。

鶴保庸介君から海外渡航のため来る二十日から九日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君） 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長（江田五月君） 議員辞職の件 請暇の件 議事日程追加の件 核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案

○議長（江田五月君） この際、お諮りいたします。

西岡武夫君外八名発議に係る核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君） 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。西岡武夫君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔西岡武夫君登壇、拍手〕

○西岡武夫君 ただいま議題となりました民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党、公明党、社会民主党・護憲連合及び改革クラブの各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案申し上げます。

案文を朗読いたします。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案

わが国は、唯一の被爆国として、これまで世界の核兵器廃絶に向けて、一九九四年以来、国連総会へ「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議案提出など、先頭に立って活動してきたが、これからも、一層行動する責務がある。

しかし、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。この状況を打開する為、去る四月五日、オバマ米大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第一八七四号等で断固たる拒否の姿勢

を示した。

我々はこの事態を重く受け止め、核保有国・非核保有国等と連携をとり、核軍縮、核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。また、政府はこの機会を捉え、二〇一〇年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において、主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願いいたします。（拍手）

○議長（江田五月君） これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

棄権

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。麻生内閣総理大臣。

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) ただいまの御決議に対しまして所信を申し述べます。

政府は、唯一の被爆国として、核の惨禍を二度と起こさないという強い決意から、核兵器廃絶に向けて、これまで国際的な核軍縮・不拡散体制の強化のために、核軍縮決議案の国連総会への提出を含め、様々な努力を行ってきております。

その一環として、政府は、世界的核軍縮のための「十一の指標」を提案し、来年の早い時期に、世界的核軍縮を推進する国際社会の一致した行動を生み出すことを目的として、国際会議を主催いたします。

先般の北朝鮮による核実験の実施は、弾道ミサイル能力の増強と相まって、我が国の安全に対する重大な脅威であります。北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく害するものとして断じて容認することはできません。また、世界的な核軍縮の機運に逆行するものでもあります。

政府としては、国連安全保障理事会において、決議第一八七四号が全会一致で採択されたことを評価し、他の国々と連携しつつ、この安保理決議を実効あらしめるよう適切な対応を早急に行う考えであります。

政府としては、我が国の置かれた現実を重く受け止め、ただいま採択をされました御決議の趣旨を体し、日本の安全を確保すべく、国際的な核軍縮・不拡散体制の強化のため、決意を新たに取組んでまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 日程第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

日程第二 資金決済に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長長円より子君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(円より子君登壇、拍手)

○円より子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案は、信頼と活力のある金融資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、政府に対して、施行後三年以内に、指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の責務を課す検討事項を追加する修正が行われております。

次に、資金決済に関する法律案は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録そ

の他の必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、サブプライムローン問題における格付会社の責任、金融A D R に関して指定紛争解決機関制度を導入する趣旨、取引所相互乗り入れが商品市場に与える影響、地方公共団体がプロである特定投資家とされることの妥当性、資金移動業者に認められる少額の為替取引の上限、収納代行サービス等に対する規制の在り方等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より金融商品取引法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、金融商品取引法等改正案は多数をもって、資金決済法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

二百二十八

賛成

二百十四

反対

十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 次に、資金決済に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十八

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第三 農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長長平野達男君。

長平野達男君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(平野達男君登壇、拍手)

○平野達男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国内の農業生産の基盤である農地を将来にわたり確保し、その有効利用が図られるよう、一般企業を含めた多様な担い手を確保するための農地の賃借権についての規制緩和、優良農地の確保に向けた転用規制の厳格化、農地の利用集積推進のための新たな施策の導入、遊休農地対策の充実等の措置を講ずるとともに、以上のような改正内容を踏まえた目的規定の見直しを行うものとするものであります。

なお、衆議院におきましては、目的規定について、農地の権利取得を促進すべき対象が耕作者であることを明確化する、いわゆる耕作者主義を貫く旨の修正が行われるとともに、一般企業等が借り受けた農地の適正な利用を担保するための措置を設ける等の修正が行われました。

法案の審査に先立ち、静岡県におきまして、農地制度等に関する現地調査を実施いたしました。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、政府及び衆議院修正案提出者に対し、法改正により展望される今後の我が国農業構造と家族農業経営の位置付け、一般企業や外資系企業による農地の賃借権の取得による農業参入がもたらす弊害とその防止策、農地の権利取得を促進すべき耕作者の定義、相続により、自ら耕作する意思のない者が農地の所有権を取得することの是非、経済財政諮問会議等からの規制緩和と法改正との関連、法改正により、役割と責任が増す農業委員会の体制整備への支援と新たな業務の判断基準の明確化、耕作放棄地解消に

向けて法改正が果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百九

反対

十九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君  
副議長 山東 昭子君

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 山下 芳生君     | 風間 直樹君 | 田中 康夫君 |
| 舟山 康江君     | 植松恵美子君 | 白 眞勲君  |
| 紙 智子君      | 川崎 稔君  | 前川 清成君 |
| 大島九州男君     | 水戸 将史君 | 尾立 源幸君 |
| 仁比 聡平君     | 松野 信夫君 | 富岡由紀夫君 |
| 青木 愛君      | 藤谷 光信君 | 大石 尚子君 |
| 加賀谷 健君     | 井上 哲士君 | 今野 東君  |
| 大門実紀史君     | 津田弥太郎君 | 芝 博一君  |
| 犬塚 直史君     | 藤本 祐司君 | 柳澤 光美君 |
| 足立 信也君     | 那谷屋正義君 | 神本美恵子君 |
| 市田 忠義君     | 小池 晃君  | 山根 隆治君 |
| 岩本 司君      | 榛葉賀津也君 | 池口 修次君 |
| ツキン マルティン君 | 佐藤 公治君 | 平野 達男君 |
| 中村 哲治君     | 内藤 正光君 | 円 より子君 |
| 浅尾慶一郎君     | 木俣 佳文君 | 長浜 博行君 |
| 一川 保夫君     | 増子 輝彦君 | 西岡 武夫君 |
| 羽田雄一郎君     | 高橋 千秋君 | 興石 東君  |
| 谷 博之君      | 石井 一君  | 広中和歌子君 |
| 田名部匡省君     | 大石 正光君 | 外山 斎君  |
| 前田 武志君     | 千葉 景子君 | 松下 新平君 |
| 岡崎トミ子君     | 佐藤 泰介君 | 大久保潔重君 |
| 柳田 稔君      | 北澤 俊美君 | 田中 直紀君 |
| 峰崎 直樹君     | 中谷 智司君 | 渡辺 秀央君 |
| 松浦 大悟君     | 平山 幸司君 | 姫井由美子君 |
| 梅村 聡君      | 友近 聡朗君 | 横峯 良郎君 |
| 徳永 久志君     | 川合 孝典君 | 山田 俊男君 |
| 米長 晴信君     | 牧山ひろえ君 | 林 久美子君 |
| 金子 恵美君     | 行田 邦子君 | 室井 邦彦君 |
| 相原久美子君     | 藤原 良信君 | 長谷川憲正君 |
| 大河原雅子君     | 谷岡 郁子君 | 長谷川大紋君 |

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 岸 宏一君  | 中川 義雄君 | 武内 則男君 |
| 自見庄三郎君 | 加治屋義人君 | 大久保 勉君 |
| 主 了君   | 松岡 徹君  | 島田智哉子君 |
| 鈴木 陽悦君 | 加藤 敏幸君 | 藤末 健三君 |
| 鈴木 陽悦君 | 加藤 敏幸君 | 蓮 舫君   |
| 長谷川大紋君 | 島尻安伊子君 | 下田 敦子君 |
| 長谷川憲正君 | 丸山 和也君 | 水岡 俊一君 |
| 室井 邦彦君 | 川上 義博君 | 小林 正夫君 |
| 林 久美子君 | 広田 一君  | 喜納 昌吉君 |
| 山田 俊男君 | 中山 恭子君 | 藤原 正司君 |
| 横峯 良郎君 | 龜井亜紀子君 | 小川 勝也君 |
| 姫井由美子君 | 森田 高君  | 福山 哲郎君 |
| 渡辺 秀央君 | 糸数 慶子君 | 辻 泰弘君  |
| 田中 直紀君 | 荒井 広幸君 | 直嶋 正行君 |
| 大久保潔重君 | 森田 高君  | 家西 悟君  |
| 松下 新平君 | 川田 龍平君 | 策瀬 進君  |
| 外山 斎君  | 吉川 健二君 | 平田 健二君 |
| 興石 東君  | 西岡 武夫君 | 桑 進君   |
| 長浜 博行君 | 円 より子君 | 直嶋 正行君 |
| 池口 修次君 | 平野 達男君 | 家西 悟君  |
| 山根 隆治君 | 神本美恵子君 | 策瀬 進君  |
| 柳澤 光美君 | 芝 博一君  | 平田 健二君 |
| 今野 東君  | 大石 尚子君 | 吉川 健二君 |
| 富岡由紀夫君 | 尾立 源幸君 | 桑 進君   |
| 前川 清成君 | 白 眞勲君  | 策瀬 進君  |
| 武内 則男君 | 大久保 勉君 | 平田 健二君 |

|        |         |
|--------|---------|
| 森 ゆうこ君 | 大塚 耕平君  |
| 松井 孝治君 | 鈴木 寛君   |
| 亀井 郁夫君 | 木村 仁君   |
| 林 芳正君  | 山本 一太君  |
| 工藤堅太郎君 | 高嶋 良充君  |
| 小川 敏夫君 | 郡司 彰君   |
| 櫻井 充君  | 藤井 孝男君  |
| 松田 岩夫君 | 松村 祥史君  |
| 野村 哲郎君 | 末松 信介君  |
| 中村 博彦君 | 岡田 直樹君  |
| 岸 信夫君  | 義家 弘介君  |
| 塚田 一郎君 | 丸川 珠代君  |
| 佐藤 信秋君 | 磯崎 陽輔君  |
| 石井みどり君 | 石井 準一君  |
| 西田 昌司君 | 関口 昌一君  |
| 山本 順三君 | 小池 正勝君  |
| 神取 忍君  | 荻原 健司君  |
| 中川 雅治君 | 小泉 昭男君  |
| 山谷えり子君 | 鶴保 庸介君  |
| 西島 英利君 | 椎名 一保君  |
| 秋元 司君  | 北川イツセイ君 |
| 松山 政司君 | 岩城 光英君  |
| 衛藤 晟一君 | 脇 雅史君   |
| 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君  |
| 松村 龍二君 | 伊達 忠一君  |
| 吉田 博美君 | 青木 幹雄君  |
| 泉 信也君  | 山崎 正昭君  |
| 吉村剛太郎君 | 尾辻 秀久君  |
| 谷川 秀善君 | 佐藤 昭郎君  |
| 矢野 哲朗君 | 溝手 顕正君  |
| 南野知恵子君 | 浮島とも子君  |
| 山内 徳信君 | 森 まさこ君  |
| 西田 実仁君 | 山本 博司君  |
| 近藤 正道君 | 佐藤 正久君  |
| 古川 俊治君 | 鰐淵 洋子君  |

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 議長の報告事項 | 去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| 外交防衛委員  | 辞任 加藤 修一君 補欠 山口那津男君                     |
| 環境委員    | 辞任 加藤 修一君 補欠 山口那津男君                     |
| 行政監視委員  | 辞任 加賀谷 健君 補欠 武内 則男君                     |
| 議員運営委員  | 辞任 武内 則男君 補欠 加賀谷 健君                     |
| 内閣総理大臣  | 農林水産大臣 石破 茂君 与謝野 馨君                     |
| 国務大臣    | 内閣府特命担当大臣(金融) 山内 俊夫君 白浜 一良君 山口那津男君      |
| 国務大臣    | 内閣府特命担当大臣(金融) 山内 俊夫君 白浜 一良君 山口那津男君      |

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(閣法第二十七号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加賀谷健君提出裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問に対する答弁書(第一九四号)

参議院議員牧山ひろえ君提出ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問に対する答弁書(第一九五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五條の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四條第一項の規定に基づく通貨及び金融

の調節に関する報告書を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 芝 博一君 補欠 外山 斎君

総務委員

辞任 外山 斎君 補欠 大島九州男君

法務委員

辞任 松浦 大悟君 補欠 藤田 幸久君

外交防衛委員

辞任 丸山 和也君 補欠 島尻安伊子君

財政金融委員

辞任 藤田 幸久君 補欠 松浦 大悟君

文教科学委員

辞任 大島九州男君 補欠 芝 博一君

厚生労働委員

辞任 横峯 良郎君 補欠 平山 幸司君

経済産業委員

辞任 足立 信也君 補欠 津田弥太郎君

国土交通委員

辞任 島尻安伊子君 補欠 丸山 和也君

辞任 渡辺 孝男君 補欠 魚住裕一郎君

辞任 津田弥太郎君 補欠 足立 信也君

辞任 平山 幸司君 補欠 横峯 良郎君



同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公文書等の管理に関する法律案(閣法第四一号)

内閣委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

財政金融委員会に付託

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

文教科学委員会に付託

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外六名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

サンルダム建設に係るスクラップス保全に関する質問主意書(紙智子君提出)(第二一七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問主意書(前田武志君提出)(第二一〇号)

土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問主意書(前田武志君提出)(第二一〇号)

合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二一三号)

朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査庁等の臨戦態勢に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第二一四号)

酪農経営の健全化等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第二一五号)

J R姫新線の高速度に関する質問主意書(今野東君提出)(第二一六号)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

外山 斎君

鈴木 政二君

総務委員

二之湯 智君

渡辺 孝男君

法務委員

藤田 幸久君

島尻安伊子君

外交防衛委員

松浦 大悟君

岸 信夫君

佐藤 正久君

財政金融委員

芝 博一君

尾辻 秀久君

鶴保 庸介君

文教科学委員

平山 幸司君

西田 昌司君

山下 栄一君

厚生労働委員

津田弥太郎君

丸山 和也君

農林水産委員

魚住裕一郎君

辞任

亀井亜紀子君

補欠

外山 斎君

経済産業委員

辞任

足立 信也君

丸川 珠代君

松 あきら君

国土交通委員

横峯 良郎君

環境委員

水岡 俊一君

芝 博一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国土交通委員会

理事 鰐淵 洋子君(鰐淵洋子君の補欠)

環境委員会

理事 神取 忍君(神取忍君の補欠)

同日議長から次の議案が提出された。

生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外八名発議)(参第二五五号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

沖繩科学技術大学院大学学園法案(閣法第四三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書

資金決済に関する法律案(閣法第五〇号)審査報告書

農地法等の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員峰崎直樹君提出内閣情報調査室ロシ

ア研究会に関する質問に対する答弁書(第一九六号)

参議院議員藤末健三君提出国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国のIAEAにおける地位の獲得に関する質問に対する答弁書(第一九七号)

参議院議員加賀谷健君提出外国人の生活保護に関する質問に対する答弁書(第一九八号)

参議院議員加賀谷健君提出電子行政クラウドに関する質問に対する答弁書(第一九九号)

参議院議員白眞勲君提出空港のマッサージチェアに関する質問に対する答弁書(第二〇〇号)

同日議長は、五月二十八日のアブドゥッラ・シャヒド・モルディブ共和国人民議会議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(西岡武夫君外八名発議)

投票者氏名

賛成者氏名

足立 信也君

青木 愛君

家西 悟君

石井 一君

犬塚 直史君

相原久美子君

浅尾慶一郎君

池口 修次君

一川 保夫君

岩本 司君

|        |          |
|--------|----------|
| 植松恵美子君 | 梅村 聡君    |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君   |
| 尾立 源幸君 | 大石 尚子君   |
| 大石 正光君 | 大河原雅子君   |
| 大久保 勉君 | 大久保潔重君   |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君   |
| 岡崎トミ子君 | 加賀谷 健君   |
| 加藤 敏幸君 | 風間 直樹君   |
| 金子 恵美君 | 神本美恵子君   |
| 亀井亜紀子君 | 亀井 郁夫君   |
| 川合 孝典君 | 川上 義博君   |
| 川崎 稔君  | 木俣 佳丈君   |
| 喜納 昌吉君 | 北澤 俊美君   |
| 工藤堅太郎君 | 郡司 彰君    |
| 小林 正夫君 | 行田 邦子君   |
| 與石 東君  | 今野 東君    |
| 佐藤 公治君 | 佐藤 泰介君   |
| 櫻井 充君  | 自見庄三郎君   |
| 芝 博一君  | 島田智哉子君   |
| 下田 敦子君 | 主濱 了君    |
| 榛葉賀津也君 | 鈴木 寛君    |
| 鈴木 陽悦君 | 田中 康夫君   |
| 田名部匡省君 | 高嶋 良充君   |
| 高橋 千秋君 | 武内 則男君   |
| 谷 博之君  | 谷岡 郁子君   |
| 千葉 景子君 | ツルギ マル子君 |
| 津田弥太郎君 | 辻 泰弘君    |
| 外山 斎君  | 徳永 久志君   |
| 轟木 利治君 | 富岡由紀夫君   |
| 友近 聡朗君 | 那谷屋正義君   |
| 内藤 正光君 | 直嶋 正行君   |
| 中谷 智司君 | 中村 哲治君   |
| 長浜 博行君 | 西岡 武夫君   |
| 羽田雄一郎君 | 長谷川憲正君   |

|        |         |
|--------|---------|
| 白 眞勲君  | 林 久美子君  |
| 姫井由美子君 | 平田 健二君  |
| 平野 達男君 | 平山 幸司君  |
| 広田 一君  | 広中和歌子君  |
| 福山 哲郎君 | 藤末 健三君  |
| 藤谷 光信君 | 藤本 祐司君  |
| 藤原 正司君 | 藤原 良信君  |
| 舟山 康江君 | 前川 清成君  |
| 前田 武志君 | 牧山ひろえ君  |
| 増子 輝彦君 | 松井 孝治君  |
| 松浦 大悟君 | 松岡 徹君   |
| 松野 信夫君 | 円より子君   |
| 水戸 将史君 | 水岡 俊一君  |
| 峰崎 直樹君 | 室井 邦彦君  |
| 森 ゆうこ君 | 森田 高君   |
| 築瀬 進君  | 柳澤 光美君  |
| 柳田 稔君  | 山根 隆治君  |
| 横峯 良郎君 | 吉川 沙織君  |
| 米長 晴信君 | 蓮 舫君    |
| 愛知 治郎君 | 青木 幹雄君  |
| 秋元 司君  | 浅野 勝人君  |
| 有村 治子君 | 石井 準一君  |
| 石井みどり君 | 泉 信也君   |
| 磯崎 陽輔君 | 岩城 光英君  |
| 岩永 浩美君 | 衛藤 晟一君  |
| 尾辻 秀久君 | 岡田 直樹君  |
| 岡田 広君  | 荻原 健司君  |
| 加治屋義人君 | 神取 忍君   |
| 川口 順子君 | 河合 常則君  |
| 木村 仁君  | 岸 宏一君   |
| 岸 信夫君  | 北川イツセイ君 |
| 小池 正勝君 | 小泉 昭男君  |
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君  |
| 佐藤 正久君 | 椎名 一保君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 島尻安伊子君 | 末松 信介君 |
| 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君 |
| 関口 昌一君 | 田村耕太郎君 |
| 伊達 忠一君 | 谷川 秀善君 |
| 塚田 一郎君 | 鶴保 庸介君 |
| 中川 雅治君 | 中川 義雄君 |
| 中村 博彦君 | 中山 恭子君 |
| 二之湯 智君 | 西島 英利君 |
| 西田 昌司君 | 野村 哲郎君 |
| 南野知恵子君 | 長谷川大紋君 |
| 林 芳正君  | 藤井 孝男君 |
| 古川 俊治君 | 舩添 要一君 |
| 松田 岩夫君 | 松村 祥史君 |
| 松村 龍二君 | 松山 政司君 |
| 丸川 珠代君 | 丸山 和也君 |
| 溝手 顕正君 | 森 まさこ君 |
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君 |
| 山崎 正昭君 | 山田 俊男君 |
| 山谷えり子君 | 山本 一太君 |
| 山本 順三君 | 吉田 博美君 |
| 吉村剛太郎君 | 義家 弘介君 |
| 脇 雅史君  | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君 | 浮島とも子君 |
| 加藤 修一君 | 風間 昶君  |
| 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 澤 雄二君  | 白浜 一良君 |
| 西田 実仁君 | 浜田 昌良君 |
| 浜四津敏子君 | 弘友 和夫君 |
| 松 あきら君 | 山口那津男君 |
| 山下 栄一君 | 山本 香苗君 |
| 山本 博司君 | 鰐淵 洋子君 |
| 井上 哲士君 | 市田 忠義君 |
| 紙 智子君  | 小池 晃君  |
| 大門実紀史君 | 仁比 聡平君 |

反対者氏名

○名

日程第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 山下 芳生君 | 近藤 正道君 |
| 福島みずほ君 | 淵上 貞雄君 |
| 又市 征治君 | 山内 徳信君 |
| 荒井 広幸君 | 大江 康弘君 |
| 松下 新平君 | 渡辺 秀央君 |
| 糸数 慶子君 | 川田 龍平君 |
| 山東 昭子君 | 田中 直紀君 |
| 足立 信也君 | 相原久美子君 |
| 青木 愛君  | 浅尾慶一郎君 |
| 家西 悟君  | 池口 修次君 |
| 石井 一君  | 一川 保夫君 |
| 大塚 直史君 | 岩本 司君  |
| 植松恵美子君 | 梅村 聡君  |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君 |
| 尾立 源幸君 | 大石 尚子君 |
| 大石 正光君 | 大河原雅子君 |
| 大久保 勉君 | 大久保潔重君 |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君 |
| 岡崎トミ子君 | 加賀谷 健君 |
| 加藤 敏幸君 | 風間 直樹君 |
| 金子 恵美君 | 神本美恵子君 |
| 亀井亜紀子君 | 亀井 郁夫君 |
| 川合 孝典君 | 川上 義博君 |
| 川崎 稔君  | 木俣 佳丈君 |
| 喜納 昌吉君 | 北澤 俊美君 |
| 工藤堅太郎君 | 郡司 彰君  |
| 小林 正夫君 | 行田 邦子君 |
| 與石 東君  | 今野 東君  |

|        |          |
|--------|----------|
| 佐藤 公治君 | 佐藤 泰介君   |
| 櫻井 充君  | 自見庄三郎君   |
| 芝 博一君  | 島田智哉子君   |
| 下田 敦子君 | 主濱 了君    |
| 榛葉賀津也君 | 鈴木 寛君    |
| 鈴木 陽悦君 | 田中 康夫君   |
| 田名部匡省君 | 高嶋 良充君   |
| 高橋 千秋君 | 武内 則男君   |
| 谷 博之君  | 谷岡 郁子君   |
| 千葉 景子君 | シラキ マチ子君 |
| 津田弥太郎君 | 辻 泰弘君    |
| 外山 斎君  | 徳永 久志君   |
| 森木 利治君 | 富岡由紀夫君   |
| 友近 聡朗君 | 那谷屋正義君   |
| 内藤 正光君 | 直嶋 正行君   |
| 中谷 智司君 | 中村 哲治君   |
| 長浜 博行君 | 西岡 武夫君   |
| 羽田雄一郎君 | 長谷川憲正君   |
| 白 眞勲君  | 林 久美子君   |
| 姫井由美子君 | 平田 健二君   |
| 平野 達男君 | 平山 幸司君   |
| 広田 一君  | 広中和歌子君   |
| 福山 哲郎君 | 藤末 健三君   |
| 藤谷 光信君 | 藤本 祐司君   |
| 藤原 正司君 | 藤原 良信君   |
| 舟山 康江君 | 前川 清成君   |
| 前田 武志君 | 牧山ひろえ君   |
| 増子 輝彦君 | 松井 孝治君   |
| 松浦 大悟君 | 松岡 徹君    |
| 松野 信夫君 | 円 より子君   |
| 水戸 将史君 | 水岡 俊一君   |
| 峰崎 直樹君 | 室井 邦彦君   |
| 森 ゆうこ君 | 森田 高君    |
| 築瀬 進君  | 柳澤 光美君   |

|        |         |
|--------|---------|
| 柳田 稔君  | 山根 隆治君  |
| 横峯 良郎君 | 吉川 沙織君  |
| 米長 晴信君 | 蓮 舩君    |
| 愛知 治郎君 | 青木 幹雄君  |
| 秋元 司君  | 浅野 勝人君  |
| 有村 治子君 | 石井 準一君  |
| 石井みどり君 | 泉 信也君   |
| 磯崎 陽輔君 | 岩城 光英君  |
| 岩永 浩美君 | 衛藤 晟一君  |
| 尾辻 秀久君 | 岡田 直樹君  |
| 岡田 広君  | 荻原 健司君  |
| 加治屋義人君 | 神取 忍君   |
| 川口 順子君 | 河合 常則君  |
| 木村 仁君  | 岸 宏一君   |
| 岸 信夫君  | 北川イツセイ君 |
| 小池 正勝君 | 小泉 昭男君  |
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君  |
| 佐藤 正久君 | 椎名 一保君  |
| 島尻安伊子君 | 末松 信介君  |
| 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君  |
| 関口 昌一君 | 田村耕太郎君  |
| 伊達 忠一君 | 谷川 秀善君  |
| 塚田 一郎君 | 鶴保 庸介君  |
| 中川 雅治君 | 中川 義雄君  |
| 中村 博彦君 | 中山 恭子君  |
| 二之湯 智君 | 西島 英利君  |
| 西田 昌司君 | 野村 哲郎君  |
| 南野知恵子君 | 長谷川大紋君  |
| 林 芳正君  | 藤井 孝男君  |
| 古川 俊治君 | 舩添 要一君  |
| 松田 岩夫君 | 松村 祥史君  |
| 松村 龍二君 | 松山 政司君  |
| 丸川 珠代君 | 丸山 和也君  |
| 溝手 顕正君 | 森 まさこ君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君 |
| 山崎 正昭君 | 山田 俊男君 |
| 山谷えり子君 | 山本 一太君 |
| 山本 順三君 | 吉田 博美君 |
| 吉村剛太郎君 | 義家 弘介君 |
| 脇 雅史君  | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君 | 浮島とも子君 |
| 加藤 修一君 | 風間 昶君  |
| 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 澤 雄二君  | 白浜 一良君 |
| 西田 実仁君 | 浜田 昌良君 |
| 浜四津敏子君 | 弘友 和夫君 |
| 松 あきら君 | 山口那津男君 |
| 山下 栄一君 | 山本 香苗君 |
| 山本 博司君 | 鰐淵 洋子君 |
| 荒井 広幸君 | 大江 康弘君 |
| 松下 新平君 | 渡辺 秀央君 |
| 山東 昭子君 | 田中 直紀君 |

反対者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 井上 哲士君 | 市田 忠義君 |
| 紙 智子君  | 小池 晃君  |
| 大門実紀史君 | 仁比 聡平君 |
| 山下 芳生君 | 近藤 正道君 |
| 福島みずほ君 | 淵上 貞雄君 |
| 又市 征治君 | 山内 徳信君 |
| 糸数 慶子君 | 川田 龍平君 |

日程第二 資金決済に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 足立 信也君 | 二二八名   |
| 青木 愛君  | 相原久美子君 |
| 家西 悟君  | 浅尾慶一郎君 |
|        | 池口 修次君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 石井 一君  | 一川 保夫君   |
| 犬塚 直史君 | 岩本 司君    |
| 植松恵美子君 | 梅村 聡君    |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君   |
| 尾立 源幸君 | 大石 尚子君   |
| 大石 正光君 | 大河原雅子君   |
| 大久保 勉君 | 大久保潔重君   |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君   |
| 岡崎トミ子君 | 加賀谷 健君   |
| 加藤 敏幸君 | 風間 直樹君   |
| 金子 恵美君 | 神本美恵子君   |
| 亀井亜紀子君 | 亀井 郁夫君   |
| 川合 孝典君 | 川上 義博君   |
| 川崎 稔君  | 木俣 佳文君   |
| 喜納 昌吉君 | 北澤 俊美君   |
| 工藤堅太郎君 | 郡司 彰君    |
| 小林 正夫君 | 行田 邦子君   |
| 輿石 東君  | 今野 東君    |
| 佐藤 公治君 | 佐藤 泰介君   |
| 櫻井 充君  | 自見庄三郎君   |
| 芝 博一君  | 島田智哉子君   |
| 下田 敦子君 | 主濱 了君    |
| 榛葉賀津也君 | 鈴木 寛君    |
| 鈴木 陽悦君 | 田中 康夫君   |
| 田名部匡省君 | 高嶋 良充君   |
| 谷 博之君  | 武内 則男君   |
| 千葉 景子君 | 谷岡 郁子君   |
| 津田弥太郎君 | シラキ マチ子君 |
| 外山 斎君  | 辻 泰弘君    |
| 森木 利治君 | 徳永 久志君   |
| 友近 聡朗君 | 富岡由紀夫君   |
| 内藤 正光君 | 那谷屋正義君   |
| 中谷 智司君 | 直嶋 正行君   |
|        | 中村 哲治君   |

|        |         |
|--------|---------|
| 長浜 博行君 | 西岡 武夫君  |
| 羽田雄一郎君 | 長谷川憲正君  |
| 白 眞勲君  | 林 久美子君  |
| 姫井由美子君 | 平田 健二君  |
| 平野 達男君 | 平山 幸司君  |
| 広田 一君  | 広中和歌子君  |
| 福山 哲郎君 | 藤末 健三君  |
| 藤谷 光信君 | 藤本 祐司君  |
| 藤原 正司君 | 藤原 良信君  |
| 舟山 康江君 | 前川 清成君  |
| 前田 武志君 | 牧山ひろえ君  |
| 増子 輝彦君 | 松井 孝治君  |
| 松浦 大悟君 | 松岡 徹君   |
| 松野 信夫君 | 円 より子君  |
| 水戸 将史君 | 水岡 俊一君  |
| 峰崎 直樹君 | 室井 邦彦君  |
| 森 ゆうこ君 | 森田 高君   |
| 築瀬 進君  | 柳澤 光美君  |
| 柳田 稔君  | 山根 隆治君  |
| 横峯 良郎君 | 吉川 沙織君  |
| 米長 晴信君 | 蓮 舩君    |
| 愛知 治郎君 | 青木 幹雄君  |
| 秋元 司君  | 浅野 勝人君  |
| 有村 治子君 | 石井 準一君  |
| 石井みどり君 | 泉 信也君   |
| 磯崎 陽輔君 | 岩城 光英君  |
| 岩永 浩美君 | 衛藤 晟一君  |
| 尾辻 秀久君 | 岡田 直樹君  |
| 岡田 広君  | 荻原 健司君  |
| 加治屋義人君 | 神取 忍君   |
| 川口 順子君 | 河合 常則君  |
| 木村 仁君  | 岸 宏一君   |
| 岸 信夫君  | 北川イツセイ君 |
| 小池 正勝君 | 小泉 昭男君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君 |
| 佐藤 正久君 | 椎名 一保君 |
| 島尻安伊子君 | 末松 信介君 |
| 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君 |
| 関口 昌一君 | 田村耕太郎君 |
| 伊達 忠一君 | 谷川 秀善君 |
| 塚田 一郎君 | 鶴保 庸介君 |
| 中川 雅治君 | 中川 義雄君 |
| 中村 博彦君 | 中山 恭子君 |
| 二之湯 智君 | 西島 英利君 |
| 西田 昌司君 | 野村 哲郎君 |
| 南野知恵子君 | 長谷川大紋君 |
| 林 芳正君  | 藤井 孝男君 |
| 古川 俊治君 | 舩添 要一君 |
| 松田 岩夫君 | 松村 祥史君 |
| 松村 龍二君 | 松山 政司君 |
| 丸川 珠代君 | 丸山 和也君 |
| 溝手 顕正君 | 森 まさこ君 |
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君 |
| 山崎 正昭君 | 山田 俊男君 |
| 山谷えり子君 | 山本 一太君 |
| 山本 順三君 | 吉田 博美君 |
| 吉村剛太郎君 | 義家 弘介君 |
| 脇 雅史君  | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君 | 浮島とも子君 |
| 加藤 修一君 | 風間 昶君  |
| 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 澤 雄二君  | 白浜 一良君 |
| 西田 実仁君 | 浜田 昌良君 |
| 浜四津敏子君 | 弘友 和夫君 |
| 松 あきら君 | 山口那津男君 |
| 山下 栄一君 | 山本 香苗君 |
| 山本 博司君 | 鰐淵 洋子君 |
| 井上 哲士君 | 市田 忠義君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 紙 智子君  | 小池 晃君  |
| 大門実紀史君 | 仁比 聡平君 |
| 山下 芳生君 | 近藤 正道君 |
| 福島みずほ君 | 洲上 貞雄君 |
| 又市 征治君 | 山内 徳信君 |
| 荒井 広幸君 | 大江 康弘君 |
| 松下 新平君 | 渡辺 秀央君 |
| 糸数 慶子君 | 川田 龍平君 |
| 山東 昭子君 | 田中 直紀君 |

反対者氏名

日程第三 農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 足立 信也君 | 相原久美子君 |
| 青木 愛君  | 浅尾慶一郎君 |
| 家西 悟君  | 池口 修次君 |
| 石井 一君  | 一川 保夫君 |
| 犬塚 直史君 | 岩本 司君  |
| 植松恵美子君 | 梅村 聡君  |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君 |
| 尾立 源幸君 | 大石 尚子君 |
| 大石 正光君 | 大河原雅子君 |
| 大久保 勉君 | 大久保潔重君 |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君 |
| 岡崎トミ子君 | 加賀谷 健君 |
| 加藤 敏幸君 | 風間 直樹君 |
| 金子 恵美君 | 神本美恵子君 |
| 川合 孝典君 | 川上 義博君 |
| 川崎 稔君  | 木俣 佳文君 |
| 喜納 昌吉君 | 北澤 俊美君 |
| 工藤堅太郎君 | 郡司 彰君  |
| 小林 正夫君 | 行田 邦子君 |

|          |        |
|----------|--------|
| 奥石 東君    | 今野 東君  |
| 佐藤 公治君   | 佐藤 泰介君 |
| 櫻井 充君    | 芝 博一君  |
| 島田智哉子君   | 下田 敦子君 |
| 主濱 了君    | 榑葉賀津也君 |
| 鈴木 寛君    | 鈴木 陽悦君 |
| 田中 康夫君   | 田名部匡省君 |
| 高嶋 良充君   | 高橋 千秋君 |
| 武内 則男君   | 谷 博之君  |
| 谷岡 郁子君   | 千葉 景子君 |
| ヰルキンメルテ君 | 津田弥太郎君 |
| 辻 泰弘君    | 外山 斎君  |
| 徳永 久志君   | 轟木 利治君 |
| 富岡由紀夫君   | 友近 聡朗君 |
| 那谷屋正義君   | 内藤 正光君 |
| 直嶋 正行君   | 中谷 智司君 |
| 中村 哲治君   | 長浜 博行君 |
| 西岡 武夫君   | 羽田雄一郎君 |
| 白 眞勲君    | 林 久美子君 |
| 姫井由美子君   | 平田 健二君 |
| 平野 達男君   | 平山 幸司君 |
| 広田 一君    | 広中和歌子君 |
| 福山 哲郎君   | 藤末 健三君 |
| 藤谷 光信君   | 藤本 祐司君 |
| 藤原 正司君   | 藤原 良信君 |
| 舟山 康江君   | 前川 清成君 |
| 前田 武志君   | 牧山ひろえ君 |
| 増子 輝彦君   | 松井 孝治君 |
| 松浦 大悟君   | 松岡 徹君  |
| 松野 信夫君   | 円 より子君 |
| 水戸 将史君   | 水岡 俊一君 |
| 峰崎 直樹君   | 室井 邦彦君 |
| 森 ゆうこ君   | 室井 邦彦君 |
| 柳澤 光美君   | 柳田 稔君  |

|         |        |
|---------|--------|
| 山根 隆治君  | 横峯 良郎君 |
| 吉川 沙織君  | 米長 晴信君 |
| 蓮 舩君    | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君  | 秋元 司君  |
| 浅野 勝人君  | 有村 治子君 |
| 石井 準一君  | 石井みどり君 |
| 泉 信也君   | 磯崎 陽輔君 |
| 岩城 光英君  | 岩永 浩美君 |
| 衛藤 晟一君  | 尾辻 秀久君 |
| 岡田 直樹君  | 岡田 広君  |
| 荻原 健司君  | 加治屋義人君 |
| 神取 忍君   | 川口 順子君 |
| 河合 常則君  | 木村 仁君  |
| 岸 宏一君   | 岸 信夫君  |
| 北川イツセイ君 | 小池 正勝君 |
| 小泉 昭男君  | 佐藤 昭郎君 |
| 佐藤 信秋君  | 佐藤 正久君 |
| 椎名 一保君  | 島尻安伊子君 |
| 末松 信介君  | 鈴木 政二君 |
| 世耕 弘成君  | 関口 昌一君 |
| 田村耕太郎君  | 伊達 忠一君 |
| 谷川 秀善君  | 塚田 一郎君 |
| 鶴保 庸介君  | 中川 雅治君 |
| 中川 義雄君  | 中村 博彦君 |
| 中山 恭子君  | 二之湯 智君 |
| 西島 英利君  | 西田 昌司君 |
| 野村 哲郎君  | 南野知恵子君 |
| 長谷川大紋君  | 林 芳正君  |
| 藤井 孝男君  | 古川 俊治君 |
| 舩添 要一君  | 松田 岩夫君 |
| 松村 祥史君  | 松村 龍二君 |
| 松山 政司君  | 丸川 珠代君 |
| 丸山 和也君  | 溝手 顕正君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 森 まさこ君 | 矢野 哲朗君 |
| 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 |
| 山田 俊男君 | 山谷えり子君 |
| 山本 一太君 | 山本 順三君 |
| 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 |
| 義家 弘介君 | 脇 雅史君  |
| 荒木 清寛君 | 魚住裕一郎君 |
| 浮島とも子君 | 加藤 修一君 |
| 風間 昶君  | 草川 昭三君 |
| 木庭健太郎君 | 澤 雄二君  |
| 白浜 一良君 | 西田 実仁君 |
| 浜田 昌良君 | 浜四津敏子君 |
| 弘友 和夫君 | 松 あきら君 |
| 山口那津男君 | 山下 栄一君 |
| 山本 香苗君 | 山本 博司君 |
| 鰐淵 洋子君 | 荒井 広幸君 |
| 大江 康弘君 | 松下 新平君 |
| 渡辺 秀央君 | 山東 昭子君 |
| 田中 直紀君 |        |

反対者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 亀井亜紀子君 | 亀井 郁夫君 |
| 自見庄三郎君 | 長谷川憲正君 |
| 森田 高君  | 井上 哲士君 |
| 市田 忠義君 | 紙 智子君  |
| 小池 晃君  | 大門実紀史君 |
| 仁比 聡平君 | 山下 芳生君 |
| 近藤 正道君 | 福島みずほ君 |
| 淵上 貞雄君 | 又市 征治君 |
| 山内 徳信君 | 糸数 慶子君 |
| 川田 龍平君 |        |

裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十一年六月二日  
加賀谷 健

参議院議長 江田 五月殿

裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問主意書  
裁判員制度が本年五月二十一日からはじまった。同制度は司法改革の柱と承知している。また、最高裁判所はその裁判員制度のホームページの中で「国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながる」と期待されています。とされている。

こうした中で、五月二十日付け毎日新聞の報道にあるように、多くの性犯罪被害者やその支援者から、守秘義務のない裁判員候補者に被害者の情報が伝えられることにより、二次被害が起きる危険があるとの指摘がなされている。性犯罪被害者は、社会的な偏見のため、第三者に事件を知られることで二次被害を受けることが多く、中には社会生活が困難になったり、長期にわたり深刻な精神障害に苦しむ者もある。こうした性犯罪被害者の懸念にこたえ、裁判員制度においては二次被害を防止する確実な対策がとられるべきとの観点から、以下のとおり質問するので、それぞれ政府の見解を示されたい。

一 多くの性犯罪被害者が経験している二次被害の深刻さについて、政府はどのように認識しているか。裁判員選任手続において性犯罪被害者の情報が開示されることにより、二次被害が生じる危険性について、政府の認識はどうか。確実な二次被害防止策がとられなければ、被害者が被害届をためらい、ひいては性犯罪の処罰・防止に支障が及ぶことが危惧されているが、政府の見解はどうか。

二 五月六日付け読売新聞(西部版)の報道によれば、裁判員選任手続の際、候補者に事件との関係の有無を確認するため、数十人から約百人の裁判員候補者に対し、被害者の氏名などが伝えられる可能性があるが、裁判員に選ばれる守秘義務も候補者には及ばず、情報を他人に教えても罰せられることはないという。以上の報道は事実か。事実と異なるとすれば、実際には、どのような手続により、どの程度の情報が裁判員候補者に開示されることになるのか。

三 『判例タイムズ』二二八七号、四十九頁によれば、裁判員候補者に対し、被害者特定事項について「口外しないよう依頼する」(筆記しないよう求める)ことが考えられるとされている。これでは確実に情報漏えいを防ぐ手段とはいえないのではないかと思われるが、いかがか。この他に情報漏えいを防ぐ確実な対策は検討されているのか。

四 個々の性犯罪事件について、被害者情報の取り扱いが各地裁の判断にゆだねられるとすれば、人権状況が地域によって異なる状況が生じることになるが、これは問題ではないか。最高裁はガイドラインを作成し各地裁に方針を示すべきではないかと考えられるが、いかがか。

五 五月二十三日付け読売新聞朝刊(西部版)によると、裁判員制度の対象となる強姦致傷罪で、鹿児島地検の次席検事が「性犯罪被害者の個人情報漏えいを防ぐため、地裁に配慮を求めたい」と候補者に被害者の氏名などを伝えないよ

う地裁側に要請する方針を明らかにした、とされている。この報道に間違いはないか。間違いがあるとすれば、事実と異なる部分を示された。また間違いがなければ、地裁側からのような回答があったのか、また鹿児島以外の各地検等が今後同種の事案に対し、同様の要望を裁判所に行う考えがあるか、示されたい。

六 被害者保護のための刑事訴訟法一部改正では、被害者への負担を減らすことを目的として、被害者からの申し出があり、裁判所が相当と認めるときは、氏名や住所などを法廷で伏せることができるよう定めている。裁判員制度において、性犯罪被害者に対する二次被害防止策がとられなければならない。同改正法との整合性を欠くことになるのではないか。

七 裁判員制度における性犯罪被害者への二次被害防止について、今後、被害者や支援者の意見を聞き対策を検討するつもりはないか。

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問に対する答弁書

一について

犯罪被害者等への支援については、二次的被害の問題も含め、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)に基づき、「犯罪被害者

等基本計画」(平成十七年十二月二十七日閣議決定)を策定して、府省庁横断的な対策が講じられてきたところであり、裁判員等選任手続を含めた刑事手続の過程においても、性犯罪の被害者を含めた関係者の名誉やプライバシーには十分配慮する必要があるものと認識している。

六について  
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十二号)第二百九十条の二等の規定は、裁判所が性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするなどの措置を採ることができることとするものであり、他方、裁判員等選任手続は公開しないこととされていることなどから、御指摘のように「整合性を欠く」ということはないものと考えている。

七について  
裁判員制度における性犯罪の被害者に対する配慮の在り方等については、裁判員制度の実施状況や、被害者を始めとする関係各方面の意見を踏まえつつ、今後更に検討してまいりたい。

ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問主意書

平成二十一年六月四日  
参議院議長 江田 五月殿  
牧山ひろえ

ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問主意書

ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する議論が各方面でなされている。現行の京都議定書では、世界のCO<sub>2</sub>総排出量の三〇%をカバーするにとどまり、全ての国が参加できる枠組みになっていない。また、世界の主要な鉄鋼メーカーなどのうち日

本のメーカーだけが京都議定書における実質的なCO<sub>2</sub>の排出制限を受けることになっており、業界においても公平な措置となっていないのが実情である。

京都議定書が世界に発したメッセージは大変意義深いものであると認識しているが、今後、こうした実情を踏まえて、更なる改善を求めるところである。

そこで、以下質問する。

一 CO<sub>2</sub>を大幅に削減するためにはエネルギーの消費を抑える必要があり、経済活動への影響が懸念される。また、この課題を解決するためのコスト負担については、事業者が負うのか、国が負うのか明確な議論がなされていない。経済活動の活性化とエネルギー消費抑制の両立を図るためのコスト負担について、政府の認識を示されたい。

二 常に日本の産業は技術革新を続けており、GDPあたりのCO<sub>2</sub>排出量は米国の半分、中国の十一分の一などと、低炭素社会への変貌を遂げつつある。

こうした中であって、産業界に更なるCO<sub>2</sub>排出の削減を求めることは、困難であり、業界の実情に応じた新たな考え方が必要であるが、政府の認識を示されたい。

三 政府が産業界にCO<sub>2</sub>の更なる削減目標を課することになれば、産業界は排出権購入のための負担を強いられ、生産水準を抑制せざるを得ない状態に陥る。

こうした事態になれば我が国産業の国際競争力は低下し、結果として、低炭素型生産技術を身につけた日本の製造業は、削減目標を持たない諸外国に移転していく可能性がある。これでは、CO<sub>2</sub>が地球規模では増加する、カーボン

リーケージ現象を引き起こしてしまふ。

このカーボントリーケージ現象の具体的な防止策と、我が国産業の国際競争力維持策について、政府の認識を示されたい。

四 ポスト京都議定書の新たな枠組みについては、全世界的に産業別の排出量削減目標を掲げ、環境的にも経済的にも全世界的に公平な目標値とすべきであるとともに、等しく各国に協力を求めるべきであるが、この全世界的な産業別排出量削減目標の設定について、政府の認識を示されたい。

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問に対する答弁書

一について

二酸化炭素の排出量を削減するためには、産業部門、民生部門、運輸部門、エネルギー転換部門等我が国全体でエネルギーの利用の効率化等を推進する必要があるが、事業者がエネルギーの消費を抑制するための措置を自ら行う際の費用は、原則として当該事業者が負担すべきものと考えている。一方、地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制や、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた

燃料資源の有効な利用の確保等の観点から、政府の政策として、必要に応じて支援を行うべきであると考えている。

二について

我が国産業のエネルギー効率は世界最高水準であるが、更なる二酸化炭素の排出削減を求めるとは、個々の業種ごとに削減ポテンシャルが異なるという実情を踏まえることも必要であると考えている。

三について

御指摘のいわゆるカーボントリーケージ現象の防止と、我が国産業の国際競争力の維持のためには、すべての主要経済国が参加する、公平で実効性ある国際枠組みの構築が不可欠であると考えている。

その実現に向け、政府としては、国境横断的な分析により部門ごとに優れた技術及び慣行を特定し、これらに基づき各国が各部門の削減ポテンシャル及び費用を分析し、適切な対策を検討していくというセクター別アプローチについて、各国の理解を得ていくことが重要であると認識している。今後とも、引き続き、理解を得るための取組を推進していく所存である。

四について

我が国は、先進国の国別総量目標の設定、主要途上国の原単位目標の設定、技術の移転及び普及を通じて途上国における温室効果ガスの排出削減行動の促進等において、セクター別アプローチを活用していくべきとの立場であり、今後とも国際交渉の中で各国の理解を求めていく所存である。

内閣情報調査室ロシア研究会に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月五日

参議院議長 江田 五月殿

峰崎 直樹

内閣情報調査室ロシア研究会に関する質問主意書

内閣官房内閣情報調査室に、ロシアに関する情報収集及び分析のために諮問研究会として、通称「内閣情報調査室ロシア研究会」(以下、「ロシア研究会」という。)が設置されているという。そこで、ロシア研究会について、以下、質問する。

一 答弁にあたっては、質問番号を束ねて粗く答弁するのではなく、質問番号ごとに答弁されたい。また、答弁できない項目がある場合は、質問項目ごとに、その理由を根拠法の条文とその解釈とともに詳細に明らかにされたい。これは各質問番号に含まれるそれぞれの各質問項目ごとにおいても同様と認識されたい。

なお、ロシア研究会が仮に現時点で解散又は活動休止となつていても、同趣旨・目的の研究会が過去を含めて存在していれば、ロシア研究会という名称であるか否かに関わらず、それらも質問対象に含まれるものとする。

二 政府として、どのような目的を達成するため、ロシア研究会を設置したのか。加えて、設置に至る経緯及び設置年月日、担当部署名もあわせて具体的に明らかにされたい。

三 前項の目的を達成するために、どのような観点からメンバーを選定したのかについて、それ

ぞれの構成メンバーごとに明らかにされたい。

三 直近五年間のロシア研究会の開催頻度と開催形式及び各回のテーマについて明らかにされたい。あわせて、そのような開催頻度・開催形式・各回テーマを設定した意図及び目的も明らかにされたい。

四 ロシア研究会には、過去五年間にどの程度の予算が計上され、また支出されたのかについて、年度・支出項目ごとに詳細に明らかにされたい。

五 ロシア研究会では、具体的にどのような成果があり、更にその成果は、どのような形で活用されたのかについて、直近の例を含めて具体的に明らかにされたい。

六 ロシア研究会の議事録及び設置要綱について、その存在の有無について明らかにされたい。また、議事録及び設置要綱が存在する場合には、閲覧及び公表の可否を明らかにされたい。なお、公表できない場合及び存在しない場合には、その理由とともに根拠法条文及び解釈とあわせて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員峰崎直樹君提出内閣情報調査室ロシア研究会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峰崎直樹君提出内閣情報調査室ロシア研究会に関する質問に対する答弁書

一から六までについて、これを明らかにする

平成二十一年六月十七日 参議院会議録第三十号(その一) 質問主意書及び答弁書

ことにより、今後の内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第六号に掲げる情報にも該当するものであることから、お答えを差し控えたい。

国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国の IAEA における地位の獲得に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月五日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国の IAEA における地位の獲得に関する質問主意書

今年四月、プラハにおいてアメリカのオバマ大統領が核廃絶についての演説を行ったことは、世界的な核廃絶への動きを加速させる大きな契機となった。

来年五月には国連本部において核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議が開催される予定となっており、その準備委員会においては、既に議題や議長候補の選出が行われ、前回会議に比べ、遙かに良い国際的な流れが作り出されている。

このような核廃絶の国際的な動きの中で、わが国は唯一の被爆国としてイニシアティブをとることを期待されていると考えられ、またその期待に応える責務があると考ええる。

そのために、国際原子力機関(IAEA)はN

P T のもつとも大きな実施部隊としての役割を担っており、わが国が核廃絶にイニシアティブをもって取り組むためには IAEA での地位は非常に重要であると考ええる。

しかしながら、先般行われた IAEA の事務局長選挙では、わが国は僅差で選出されず、再度投票が行われることになった。

再選挙にあたり、外務大臣のみならず総理大臣が積極的に関係各国に対し、直接の対話や書簡及び電話など様々な方法により、強く説得を行うべきと考えるが、政府としての見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国の IAEA における地位の獲得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国の IAEA における地位の獲得に関する質問に対する答弁書

国際原子力機関の次期事務局長選挙については、我が国が再度擁立した天野之弥在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤特命全權大使に対して幅広い支持が得られるよう、麻生太郎内閣総理大臣、中曽根弘文外務大臣を始め様々なレベルで働きかけを行っており、同大使の当選に向け、引き続き全力を尽くしていく考えである。

外国人の生活保護に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月五日

参議院議長 江田 五月殿 加賀谷 健

外国人の生活保護に関する質問主意書

生活保護を受ける被保護世帯数が急増していると聞いている。厚生労働省統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」によれば平成十九年度の被保護世帯数は百十万五千二百七十五世帯で、昨秋以来の景気や雇用状況の急激な悪化に伴い、さらに増えて百五十万世帯に近づきつつあるとも言われている。こうした中で、日本に在留する外国人の被保護世帯も急増しており、前述報告によれば平成十九年度で三十七万三千百一十世帯となっている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 直近のわが国の生活保護被保護世帯数ならびに、このうち外国人の被保護世帯数を示されたい。

二 厚生労働省社会・援護局「生活保護の現状と課題」には、外国人被保護世帯についての課題は取り上げられていないと思うが、なぜか。政府として、この問題についてどのような認識を持ち、課題があるとすればどのような対応をしているのか。

三 平成十九年度の外国人被保護世帯三十七万三千百一十世帯のうち、オーバーステイなど不法滞在者を世帯主あるいは配偶者とする世帯は何世帯か。さらにこのうち仮放免中の被保護世帯は何世帯か。それぞれ、直近の数字を示されたい。また、掌握していないとすれば、調査をする考えはあるか。

四 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日、社発第三八二号、厚生省社会局長通知)は現在も有効か。

五 生活保護は法定受託事務として都道府県知事および市長、福祉事務所を管理する町村長が実施し、このうち外国人に対し行われている生活保護は人道的見地から自治事務として行われると承知している。不法残留者に対しても生活保護を実施している自治体数について政府はどのように把握しているのか。統計がない場合、概ねの割合を示されたい。

六 政府が現在国会に提出している住民基本台帳法の一部を改正する法律案が成立した場合、これらの正規の滞在許可を得ている外国人と、不法残留者、仮放免中の外国人に対する生活保護の取り扱いはどう変わるのか、変わらないのか。

七 住民基本台帳法の一部を改正する法律案が成立した場合、前述の社会局長通知は「外国人登録証明書」の呈示など内容を修正すべき点が出てくると思慮するが、これに合わせ、通知内容を大幅に改める考えはあるのか。

八 生活保護法第六条第二項の「この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。」の「保護を必要とする状態にある者」に外国人、ならびに不法残留外国人は含まれるのか。含まれるとすれば、同法第十九条第六項の「福祉事務所を設置しない町村の長以下「町村長」という。は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。」により、前述町村長は急迫した事由により放置でき



ない不法残留外国人に対し、保護を受けさせることはできないのか。

九 そもそも前述通知で「外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと」としながら、なぜ人道的見地からの対応に、適法か不法かを区別する必要があるのか。

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出外国人の生活保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出外国人の生活保護に関する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねの被保護世帯数は、平成二十一年三月現在で、百十九万二千七百四十五世帯である。このうち、世帯主が日本の国籍を有しない者であつて生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)に基づく保護に準じた保護を受けている世帯(以下「外国人被保護世帯」という。)は、三万三千七百二十七世帯である。

二について  
御指摘の資料は、「生活保護の現状と課題」(平成二十年三月三日開催社会・援護局関係主管課長会議資料)を指すものと考えられるが、当該資料において、外国人被保護世帯についての課題を取り上げていないのは、当該世帯に対する保護の内容は、世帯主が日本の国籍を有する者である世帯に対するものと同等であり、あ

えて両者を区別する必要がないからである。

三について  
お尋ねについては把握しておらず、また、調査を行う考えもない。

四について  
お尋ねの通知については、現在も有効である。

五について

お尋ねの自治体数については把握しておらず、お尋ねの割合を示すことも困難である。

六について

御指摘の法律案が成立した場合であっても、外国人に対する生活保護の措置について、現在の考え方を変更することはない。

七について

御指摘の法律案が成立した場合には、御指摘の「外国人登録証明書」の呈示を含め、申請手続等を見直す必要があると考えている。

八について

生活保護法上、保護の対象となるのは、日本の国籍を有する者であり、外国人は、同法第六條第二項に規定する要保護者には含まれない。

九について

お尋ねについては、不法滞在を助長することとなるからである。

電子行政クラウドに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月五日

参議院議長 江田 五月殿 加賀谷 健

電子行政クラウドに関する質問主意書

政府は平成二十一年度第一次補正予算に「電子政府・電子自治体の加速」と題し二百九十七億三千万円を計上した。しかし、今回の補正予算全体が「最初に十五兆円ありき」のばらまきであり、「電子政府・電子自治体の加速」も唐突感が否めず、血税の無駄遣いではないのか、本日に国民の役に立つのか疑問がある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 三百億円近い巨額の税金を投入する「電子政府・電子自治体の加速」の事業計画は、いつごろから計画され、どのような諮問機関に諮られ、またシンクタンク等、どのような専門家の助言を得てつくられたのか。関係省庁との調整はいつごろからどのような会合で協議されてきたのか。

二 すでにある、住基ネットや、エムネット、霞が関WAN、LGWANとの関係はどのようになっているのか。

三 「電子政府・電子自治体の加速」のうち、「電子行政クラウドの推進(霞が関・自治体クラウド(仮称)及び国民電子私書箱構想の推進)」の「クラウド」及び「電子行政クラウド」とは何か、わかりやすい日本語で説明されたい。

四 同事業の中の「ワンストップの行政サービスの実現に向けた国民電子私書箱構想の推進」の予算三十億円の積算根拠を可能な限り詳細に示されたい。

五 「国民電子私書箱」とは具体的にどのようなシステムを考えているのか。また、国民にとってどのようなメリットがあるのか、政府の見解を示されたい。

六 「クラウド・ネットワーク技術の研究開発等」の予算額百五十六億三千万円の積算根拠を可能な限り詳細に示されたい。また、その事業内容について可能な限り詳細に示されたい。

な限り詳細に示されたい。また、その事業内容についても可能な限り詳細に示されたい。

七 「自治体クラウドの開発実証」の予算額二十億円の積算根拠を可能な限り詳細に示されたい。また、その事業内容についても可能な限り詳細に示されたい。

八 「政府情報システムの全体最適化のための調査検討」の予算額一億円の積算根拠を可能な限り詳細に示されたい。また、その事業内容についても可能な限り詳細に示されたい。

九 「新しい公的個人認証システムの開発実証」の予算額七十七億九千万円の積算根拠を可能な限り詳細に示されたい。また、その事業内容についても可能な限り詳細に示されたい。

十 「オンライン申請サポート事業」の予算額十二億円の積算根拠を可能な限り詳細に示されたい。また、その事業内容についても可能な限り詳細に示されたい。さらに、既存の電子申請システムとの関係についても明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出電子行政クラウドに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出電子行政クラウドに関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年度第一次補正予算において「電子政府・電子自治体の加速」に掲げられた施策については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)に設

置かれた、情報通信技術に関する学識経験者等から構成される「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」において、本年二月以降検討されてきたものであり、関係省庁間における調整については、同専門調査会における検討と並行して随時行われてきたものである。

二について

「電子政府・電子自治体の加速を進めていくに当たっては、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用を想定している。

三について

今回の補正予算において「クラウド」とは、「クラウドコンピューティング」の略称として用いているものであり、「クラウドコンピューティング」とは、本年四月九日にIT戦略本部が取りまとめた「デジタル新時代に向けた新たな戦略」三か年緊急プラン(以下「三か年緊急プラン」という)においては、「データ・サービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド(雲))にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができるよう新しいコンピュータネットワークの利用形態」と定義されている。

また、今回の補正予算において「電子行政クラウド」とは、政府及び地方公共団体の情報システムにおいて活用されるクラウドコンピューティングのことを意味している。

四について

「ワンストップの行政サービスの実現に向けた国民電子私書箱構想の推進」として計上された約三十億円については、「国・地方間のバックオフィス連携推進事業」として計上された約

九億九千九百万円、「共通企業コードセンター構築へ向けた検証」として計上された約十四億九千九百万円及び「認証に係るサーバ連携型ICカードシステム(仮称)」として計上された五億円を合算したものである。

五について

「国民電子私書箱(仮称)」とは、希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントであり、本人の意思に基づき行政手続等に必要情報を直接行政機関間でやりとりできるようにする仕組みとして、三か年緊急プランにおいて提唱しているものである。これにより、行政手続に必要な添付書類を削減し、関連する複数の行政手続を一括して行うことが可能になる等国民の利便性の向上を図られるものと考えている。

六について

「クラウド・ネットワーク技術の研究開発等」として計上された約百五十六億三千万円については、「クラウド連携次世代IPネットワーク基盤技術」を始め「セキュアクラウドネットワークキング技術の研究開発」として計上された約三十一億三千六百万円、「クラウドシミュレータ等構築費を始め「クラウドテストベッド環境(次世代クラウド・シミュレータ)の構築」として計上された約八十九億九千八百万円及び「実験用太陽光発電設備及び関連施設整備」を始め「情報通信研究機構における省エネルギー対策推進」として計上された約三十五億百万円を合算したものである。

また、その事業内容は、クラウドコンピューティングを活用した安全性・信頼性の高いサービスを誰もが利用可能となるネットワーク技術を開発・検証し、このような開発・検証等を行

うために必要な次世代クラウドシミュレータ等を整備するとともに、太陽光などの自然エネルギーを活用する先進的な省エネ技術を導入した設備の整備を行うものである。

七について

「自治体クラウドの開発実証」は、市町村に共通する業務について、クラウドコンピューティングを活用して、市町村が共同で利用する基盤システムの開発実証を行うもので、その実施に当たっては、三つの都道府県に委託することとしており、本事業に計上された約二十億円については、都道府県への委託費用約十九億二千万円及び所要の共通経費約八千万円を合算したものである。

八について

「政府情報システムの全体最適化のための調査検討」として計上された約一億円については、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」運営経費として計上された約四百万円、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」における調査・分析作業支援として計上された約七千二百万円及び「共通プラットフォーム整備のための整備方針等作成」として計上された約二千四百万円を合算したものである。

また、その事業内容は、国民の利便性向上や低廉かつ効率的なシステム構築を図ることを目的とした政府情報システムの統合・集約化等の実現に向け、その技術的課題や制度的課題について調査検討を行い、各府省共通の基盤システムの整備方針等を作成するものである。

九について

「新しい公的個人認証システムの開発実証」と

して計上された約七十七億九千万円については、「公的個人認証サービスにおける利便性向上に関する開発実証」として計上された約十億円、「公的個人認証サービスにおける利用用途拡大に関する開発実証」として計上された約四十三億九千万円及び「公的個人認証サービスにおける新暗号アルゴリズム移行方式に関する開発実証」として計上された約二十四億円を合算したものである。

また、その事業内容は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書のオンライン更新を可能とする基盤システム、民間事業者が公的個人認証サービスを活用して顧客の本人確認等を行うことを可能とする基盤システム、公的個人認証サービスにおける新暗号アルゴリズムへの全国一斉移行を実現するための基盤システム等の開発実証を行うものである。

十について

「オンライン申請サポート事業」は、高齢者や零細事業者などインターネットに不慣れた地域住民等を対象に、全国各地でオンライン申請のための講習事業等を実施するものであり、その費用として約十二億円が計上されたものである。

本事業は、既存の電子申請システムを利用して行うことができる手続のうち、特に利用の進展が見込まれる住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付申請、国税・地方税の申告等を対象に行うものである。

空港のマッサージチエアに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月八日

参議院議長 江田 五月殿  
白 眞勲

空港のマッサージチエアに関する質問主意書

近年、コイン式マッサージチエア(以下「マッサージチエア」という。)を導入する空港が増えてきている。

空港ターミナルビルは、空港管理規則等により行政が、施設設置等並びに構内営業の承認、報告、立入検査等の権限を有する。また航空法はもとより国土交通省組織令などによる規制・指導や、さらには空港設置管理者が国土交通大臣である場合は、国有財産法に基づく国有財産の使用許可を必要とすることなど、行政との関わりが非常に深い業態である。

以上のことから、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港(旧第一種・第二種空港)並びにその他の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港(旧第三種相当)におけるマッサージチエアについて、以下質問する。

- 一 マッサージチエアの導入状況について
  - 1 何台のマッサージチエアがそれぞれの空港ごとに導入されているか示されたい。
  - 2 導入するにいたつた経緯や導入する意図は何か。またいつから始まつたものか。それぞれの空港ごとに示されたい。
  - 3 どのような調達をしているのか。入札、あるいは随意契約によるものか、また一台あた

りの調達額並びにメーカーはどこか。それぞれの空港ごとに示されたい。

4 所有者はだれか。契約の形態は買取りか若しくはリースか。また稼働率並びに収支の状況はどうか。電気代など運営に必要な経費は誰が支払っているのか。

二 マッサージチエア等健康機器業者や空港関連省庁等から、各空港ターミナルビルの運営主体等に導入の働きかけが行われたことがあるか。

三 平成二十一年六月四日の日本経済新聞によると、「航空政策研究会が主要41空港を調べたところ、75%にあたる31空港が赤字だった。滑走路などの減価償却負担を考慮すると赤字は9割以上を占める」とある。こうした空港の状況下において、必ずしも稼働率が高いとは言えないようなマッサージチエアを導入することが、経営改善に寄与すると政府は考えるか。  
右質問する。

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員白眞勲君提出空港のマッサージチエアに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出空港のマッサージチエアに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の空港ターミナルビルにおける「コイン式マッサージチエア」の「導入」は、各空港ターミナルビルの運営主体である民間事業者が、空港の利用者からの利便性増進に関する要望等を踏まえつつ、その自主的な経営判断の下

に行っているものと認識しており、国土交通省においては、その具体的な内容を逐一把握しているものではないことから、お尋ねの「マッサージチエアの導入状況」等についてお答えすることは困難である。

なお、国土交通省においては、御指摘の「導入の働きかけ」を行ったことはない。



# 官報

号外 平成二十一年六月十七日

## ○第七十一回 参議院會議録第三十号（その二）

〔本号（その二）参照〕

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める  
決議案

右の議案を決議する。

平成二十一年六月十七日

発議者

西岡 武夫 池口 修次  
小川 勝也 水岡 俊一  
秋元 司 世耕 弘成  
魚住裕一郎 福島みずほ  
荒井 広幸

賛成者

大島九州男 加賀谷 健  
風間 直樹 川合 孝典  
谷岡 郁子 友近 聡朗  
羽田雄一郎 姫井由美子  
米長 晴信 磯崎 陽輔  
島尻安伊子 伊達 忠一  
西田 昌司 長谷川大紋  
丸川 珠代 義家 弘介  
山本 博司 鰐淵 洋子  
洲上 貞雄 大江 康弘  
参議院議長 江田 五月殿

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求め  
る決議

わが国は、唯一の被爆国として、これまで世界の核兵器廃絶に向けて、一九九四年以来、国連総会へ「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議案提出など、先頭に立って活動してきたが、これからも、一層行動する責務がある。

しかし、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。この状況を打開する為、去る四月五日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第一八七四号等で断固たる拒否の姿勢を示した。

我々はこの事態を重く受け止め、核保有国・非核保有国等と連携をとり、核軍縮、核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。また、政府はこの機会を捉え、二〇一〇年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において、主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を

一層強化すべきである。  
右決議する。

### 審査報告書

金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十六日

財政金融委員長 円 より子

参議院議長 江田 五月殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、より包括的な金融サービス法制について、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断的な投資

家保護法制の整備の観点から引き続き実態に即した見直しを行うこと。

一 金融商品・サービスに関する利用者の利便の増進を図るため、業態ごとの指定紛争解決機関の指定状況及び苦情処理・紛争解決の実施状況並びに専門性の確保等を勘案しつつ、金融分野における業態横断的かつ包括的な紛争解決機関の設置に向け、業界団体等における横断化の取り組みを促すこと。特に銀行等の金融機関のコングロマリット化の進展に伴い、融資をめぐる、優越的地位の乱用や利益相反行為などに関連したトラブル発生リスクが高まる可能性もあることから、指定紛争解決機関において、トラブルの実態に即した適切な紛争解決が図られるよう、万全を期すこと。

なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険についても、紛争解決機能が整備されるよう、本法に基づく紛争解決機関と同様の措置を講ずること。

一 加入金融機関の顧客以外の者から相談を受けた場合において適切な他の指定紛争解決機関を紹介する等指定紛争解決機関相互の連携について、その確保を図ること。また、金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること。

一 指定紛争解決機関と金融商品・サービスの利用者保護に関係する国の機関その他の関係機関との連携を確保し、利用者保護の充実を図るとの法の趣旨を踏まえ、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争に係る情報、指定紛争解決

機関の実施する紛争解決等業務に係る情報等の集約・分析・結果の取りまとめを行い、その結果を指定紛争解決機関、金融商品・サービスの利用者保護に係る国の機関、国民生活センターや法テラスなどの関係機関において共有化を図るとともに、関係者の連携の強化を図ること。

一 信用格付業者に対する規制については、国際的に整合性のある枠組み導入の必要性にかんがみ、今後とも国際的な動向を十分踏まえ、規制の充実・強化等に柔軟かつ機動的に対応すること。その際、日米欧の規制の統一性について一方にとらわれることなく、日本の市場、国情にあったものとなるよう十分配慮すること。また、信用格付業者に対して、一般の規制の趣旨及び内容について、十分な周知徹底を図ること。

一 信用格付業者の利益相反の回避については、信用格付業者を含む企業グループの組織形態、融資関係及び有価証券の元引受契約関係等を考慮し、実効的な規制に努めること。

一 信用格付業者による格付け後のモニタリングの重要性にかんがみ、信用格付業者によるモニタリングの実績の公表の義務化を検討すること。

一 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに当たっては、金融商品市場及び商品市場のそれぞれの健全性・適切性を確保する観点から、当面は監督当局内での密接な連携を図ることにより、機能別監督を適切に実施することとし、将来的には監督の在り方を検討するなど、縦割り

行政の弊害を除去するための措置を講ずること。

一 金融商品取引所については、市場における自主規制業務を担っているというその公共性と我が国金融・資本市場の競争力強化の観点から、業務運営、情報公開及び内部管理がより一層適切に行われるよう、監督に当たっては十分に配慮すること。また、金融商品取引所に対する各省庁からの退職職員の再就職の要請は厳に慎むなど、天下り問題を惹起することのないよう努めること。

一 リテールの資金決済に関しては、今後とも従来とは異なる新しいサービスの普及・発達が見込まれることから、前払式支払手段発行者や資金移動業者に対する検査・監督を適切に実施するとともに、これらの業者を含めた新しいサービスの担い手について、その実態を適切に把握し、滞留資金の保全・返金、資金決済の確実な履行の確保等の資金決済に関する制度について検討し、決済システムの安全性、効率性、利便性の一層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。  
平成二十一年四月二十三日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

(小字は衆議院修正)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
金融商品取引法等の一部を改正する法律  
(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 金融商品取引業協会」を

「第三章の三 信用格付業者  
第一節 総則(第六十六條の二十七―第六十六條の三十九)  
第二節 業務(第六十六條の三十二―第六十六條の三十七)  
第三節 監督(第六十六條の四十一―第六十六條の四十五)  
第四章 金融商品取引業協会」

六条の三十二  
六条の三十九)に、「第三百三十三條」を「第三百三十三條の四十九」

十三條の二に、「第六章 有価証券の取引等に関する規制 第五百七十七條―第五百七十一條」を

「第五章の五 指定紛争解決機関  
第一節 総則(第五百五十六條の三十八―第五百五十六條の四十二)  
第二節 業務(第五百五十六條の四十二―第五百五十六條の五十五)  
第三節 監督(第五百五十六條の五十五―第五百五十六條の五十九)  
第六章 有価証券の取引等に関する規制 第五百七十七條―第五百七十一條」

五十六條の四十二)  
五十六條の五十四)  
五十六條の六十一)  
五十七條―第五百七十一條」に改める。

「第二条第三項中「定めるもの」の下に「次項に

おいて「取得勧誘類似行為」という。」を加え、「次項第一号」及び「次項第二号」を「次項」に改め、同項第二号ロ(イ)中「及び第四条第三項」を「第四条第一項第四号及び第三項、第二十七條の三十二の二並びに第二十七條の三十四の二」に改め、同号ハ中「場合(二)の下に」当該有価

証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して」を加え、「その取得者から多数の者に譲渡される」を「多数の者に所有される」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。)のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合にあっては第一号及び第二号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合にあっては第三号に掲げる場合に該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。)をいう。

一 多数の者(適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)  
二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合  
イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取

得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

口 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)

(1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その売付け勧誘等に応じることにより相当程度多数の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

第二条第六項中「均一の条件で多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に

該当する第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第一号イからハまでに掲げる要件のすべてを「第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合」に改め、同条第十項中「(第四条第一項第四号に掲げるものを除く。)、同条第二項を、」第四項第二項に改め、同条第十八項中「第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所」を「取引所金融商品市場を開設する株式会社(以下「株式会社金融商品取引所」という。))に、」第一百五十五条の十六第四項を「第八十七条の第三項に改め、同条第二十九項中「第一百五十六条の十九」を「第一百五十六条の十九第一項」に改め、同条に次の六項を加える。

34 この法律において「信用格付」とは、金融商品又は法人(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)の信用状態に関する評価(以下この項において「信用評価」という。)の結果について、記号又は数字(これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)を用いて表示した等級(主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

35 この法律において「信用格付業」とは、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為(行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。)を業として行うことをいう。

36 この法律において「信用格付業者」とは、第六十六条の二十七の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

37 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引(商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引をいう。以下同じ。)をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。

38 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所(商品先物取引法第二条第五項に規定する会員商品取引所をいう。)及び株式会社商品取引所(同条第六項に規定する株式会社商品取引所をいう。、株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。)をいう。

39 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、商品先物取引法第二条第十一項に規定する商品取引所持株式会社(金融商品取引所持株式会社)に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。)をいう。

第二条の二第二項中「発行される場合」の下に「(これに類する場合として内閣府令で定める場合(次項において「組織再編成発行手続に類似する場合」という。)を含む。))を加え、同条第三項中「交付される場合」の下に「(組織再編成発行手続に類似する場合に該当する場合を除く。))を加え、同条第四項第二号ロ中「場合」の下に「当

該組織再編成発行手続に係る有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び交付の状況等を勘案して」を加え、「その取得者から多数の者に譲渡される」を「多数の者に所有される」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 この章において「特定組織再編成交付手続」とは、組織再編成交付手続のうち、当該組織再編成交付手続が第一項有価証券に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該組織再編成交付手続が第二項有価証券に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいう。

一 組織再編成対象会社株主等が多数の者である場合として政令で定める場合(組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であつて、当該組織再編成交付手続に係る有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合(当該組織再編成交付手続に係る有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び交付の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)

であつて、当該組織再編成交付手続に係

る有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 組織再編成対象会社株主等が相当程度多数の者である場合として政令で定める場合

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 外国で既に発行された有価証券又はこれに準ずるものとして政令で定める有価証券の売出し(金融商品取引業者等が行うものに限る。)のうち、国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができることその他の政令で定める要件を満たすもの(前三号に掲げるものを除く。)

第四条第二項中「その有価証券発行勧誘等」の下に「(取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。)」又は有価証券交付勧誘等(売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。)」を加え、「第一号に掲げる場合にあつては、第二条第三項第一号の規定により当該有価証券発行勧誘等の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に限る。」の有価証券交付勧誘等(売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。)」を「第二号に掲げる場合にあつては第二条第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に限る。第四号に掲げる場合にあつては同条第四項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に限る。」の有価証券交付勧誘等」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第二条第三項第二号イに掲げる場合

二 第二条第三項第二号ハに掲げる場合(同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。)

三 第二条第四項第二号イに掲げる場合

四 第二条第四項第二号ハに掲げる場合(同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。)

五 第二条の二第四項第二号イに掲げる場合

六 第二条の二第五項第二号イに掲げる場合

第四条第四項中「第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、」を削り、同条第五項中「第一項第三号若しくは第五号」を「第一項第五号」に、「特定募集等」を「特定募集」に改め、同条第六項中「特定募集等が行われる」を「特定募集又は第一項第三号に掲げる有価証券の売出し(以下この項において「特定募集等」という。)が行われる」に、「及び第一項第五号」を「第一項第三号に掲げる有価証券の売出しで当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者が行うもの及び同項第五号」に改める。

第五条第一項中「及び第百五十六條の三第二項第三号」を、「第六十六條の四十第五項及び第百五十六條の三第二項第三号」に改める。

第十三条第一項中「第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、」を削る。

第二十三條の三第一項中「一億円以上の場合」の下に「(募集又は売出しを予定している有価証券が新株予約権証券である場合にあつては、発行予定額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合を含む。)」を加え、「発行若しくは売出しの限度額」を「発行残高の上限」に改め、「有価証券発行勧誘等」の下に「又は有価証券交付勧誘等」を加え、「その取得勧誘又は売付け勧誘等が特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等(同条第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。)」に該当するものであつた有価証券の売出し」を「特定投資家向け有価証券の売出し」に改める。

第二十三條の四中「発行予定額」の下に「又は発行残高の上限」を加える。

第二十三條の八第四項中「同条第五項中「当該特定募集等」を「同条第五項中「当該特定募集」に、「係ると、」当該特定募集等」を「係ると、」当該特定募集」に、「及び第一項第五号」を「第一項第三号に掲げる有価証券の売出しで当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者が行うもの及び同項第五号」に改める。

第二十三條の十三第一項を次のように改める。

有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち、次の各号に掲げる場合に該当するもの(第二号に掲げる場合にあつては第二条

第三項第一号の規定により多数の者から除かれる適格機関投資家を相手方とするものに限る。第四号に掲げる場合にあつては同条第四項第一号の規定により多数の者から除かれる適格機関投資家を相手方とするものに限る。以下この条において「適格機関投資家向け勧誘」という。を行う者は、当該適格機関投資家向け勧誘が当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することにより当該適格機関投資家向け勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならぬ。ただし、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が一億円未満の適格機関投資家向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 第二条第三項第二号イに掲げる場合

二 第二条第三項第二号ハに掲げる場合(同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。)

三 第二条第四項第二号イに掲げる場合

四 第二条第四項第二号ハに掲げる場合(同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。)

五 第二条の二第四項第二号イに掲げる場合

六 第二条の二第五項第二号イに掲げる場合



第二十三條の十三第二項中「適格機関投資家向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該適格機関投資家向け勧誘等により」を「適格機関投資家向け勧誘を行う者は、当該適格機関投資家向け勧誘により有価証券を」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの

(第二條第一項第九号に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等その他政令で定めるものを除き、第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当するものを除く。以下この条において「少人数向け勧誘」という。)を行う者は、当該少人数向け勧誘が次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合(第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当する場合を除く。)のいずれかに該当することにより当該少人数向け勧誘に關し第四條第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該少人数向け勧誘に係る有価証券に關して開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が一億円未満の少人数向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 第一項有価証券 次のいずれかの場合  
イ 第二條第三項第二号ハに該当する場合

ロ 第二條第四項第二号ハに該当する場合  
ハ 第二條の二第四項第二号ロに該当する場合

二 第二條の二第五項第二号ロに該当する場合

二 第二項有価証券 次のいずれかの場合

イ 第二條第三項第三号に掲げる場合に該当しない場合  
ロ 第二條の二第四項第三号に掲げる場合に該当しない場合

第二十三條の十三第五項中「少人数向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該少人数向け勧誘等により」を「少人数向け勧誘を行う者は、当該少人数向け勧誘により有価証券を」に改める。

第二十三條の十四を削る。

第二十七條の三十の九第二項中「第二十三條の十四第二項の規定により交付しなければならない書面」を削る。

第二十七條の三十一第一項中「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「(当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、少数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)」を加える。

第二十七條の三十二の次に次の一条を加える。

(外国証券情報の提供又は公表)

第二十七條の三十二の二 金融商品取引業者等は、第四條第一項第四号に該当する有価証券の売出し(以下「外国証券売出し」という。)に

より有価証券を売り付ける場合には、当該有価証券及び当該有価証券の発行者に關する情報として内閣府令で定める情報(以下「外国証券情報」という。)をあらかじめ又は同時に、その相手方に提供し、又は公表しなければならない。ただし、当該有価証券の発行者が既に当該有価証券に係る特定証券情報を公表している場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 外国証券売出しを行つた金融商品取引業者等は、当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者から請求があつた場合又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合には、外国証券情報を提供し、又は公表しなければならない。ただし、当該有価証券に關する情報の取得の容易性、当該有価証券の保有の状況等に照らして公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定により外国証券情報の提供又は公表をしようとする金融商品取引業者等は、当該外国証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

の三十五」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(外国証券情報に係る違反行為者の賠償責任)  
第二十七條の三十四の二 第二十七條の三十二の二第一項の規定に違反して有価証券を売り付けた金融商品取引業者等は、これを買付けた者に対し当該違反行為により生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 外国証券売出しについて、重要な事項について虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に關する情報が欠けている外国証券情報を使用して有価証券を売り付けた金融商品取引業者等は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当該有価証券を買付けた者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき金融商品取引業者等が、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相당한注意を用いたにもかかわらず、ことができなかったことを証明したときは、この限りでない。

3 外国証券情報であつて第二十七條の三十二の二第三項の規定により公表されたもの(以下この項において「公表情報」という。)のうち、重要な事項について虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に關する情報が欠けているときは、当該公表情報を公表した金融商品取引業者等

は、当該公表情報と同条第三項の規定により公表されている間に情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当該金融商品取引業者等から当該公表情報に係る有価証券を募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき金融商品取引業者等が、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第二十九条の二第一項第三号中「及び次章を」から第三章の三まで」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六条の二十第一項」を「第六十六条の二十第一項」に改め、「第六十六条の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され」を加え、同項第二号ニ中「場合若しくは」を「場合、」に改め、「第六十六条の登録を取り消されることがある場合」の下に「若しくは信用格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消されることがある場合」を加え、同号ニ中「若しくは第六十六条の二十第二項」を「第六十六条の二十第二項若しくは第六十六条の四十二第二項」に改める。

第三十三条第一項中「銀行、協同組織金融機

関その他政令で定める金融機関は」を「銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下この条、次条及び第二百一条において「金融機関」という。）は」に、「銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が」を「金融機関が」に改め、同条第二項中「銀行、協同組織金融機関その他政令で定める」を削り、同項第五号中「均一の条件で」を削り、同条第三項中「銀行、協同組織金融機関その他政令で定める」を削る。

第三十三条の二中「銀行、協同組織金融機関その他政令で定める」を削る。

第三十三条の五第一項第一号中「若しくは第六十六条の二十第一項」を「第六十六条の二十第一項」に改め、「第六十六条の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され」を加える。

第三十四条の二第二項中「第十項の規定の適用がある場合その他正当な理由がある場合を除き」を削り、同条第三項中「この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日）としなければならない。」を削り、同項第一号中「第五項各号及び第九項」を「以下この条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「期限日以前を」承諾日以後」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第

六号を同項第四号とし、同条第五項各号中「承諾日から期限日まで」を「承諾日以後」に改め、同条第六項中「期限日以前」を削り、同条第八項中「（期限日以前に締結するものに限る。）」を削り、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「期限日以前」を「承諾日以後」に、「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条に次の四項を加える。

10 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

11 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、この項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により、当該申出をした者（次項において「復帰申出者」という。）の同意を得なければならない。

12 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面による同意を得たものとみなす。

13 金融商品取引業者等が第十一項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定により承

諾する日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。  
第三十四条の三第二項第一号中「第四項各号」を「以下この条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

第三十四条の三第七項中「金融商品取引業者等」を「申出者」に、「以下この項」を「次項」に、「申出者から受けた場合には、期限日以前に当該更新申出に係る第二項の規定による承諾をしてはならない」を「する場合には、承諾日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日以後にしなければならない」に改め、同条に次の六項を加える。

8 申出者が更新申出をする場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「第一号に規定する承諾日」とあるのは「前回の期限日の翌日」と、前項中「承諾日」とあるのは「前回の期限日の翌日」とする。

9 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

10 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に対象契約の締結の勧誘又は締結のいづれかをを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

11 金融商品取引業者等は、前項の規定により承諾する場合には、第九項の規定による申出

をした法人に対し、あらかじめ、前項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならぬ。

12 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

13 金融商品取引業者等が第十項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

第三十四条の四第四項中「第七項まで」を「第八項まで」に改め、「金融商品取引業者等が」を削り、「について」の下に、「同条第十一項から第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ」を加え、「と読み替えるものとする」を「と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「第九項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、「第九項まで」とあるのは「第八項まで及び次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 申出者は、金融商品取引業者等が第六項に

において準用する前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に関し自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第三十六条第三項中「金融商品取引業を行う者」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十七条の六の次に次の一条を加える。  
(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第三十七条の七 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が第一種金融商品取引業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決等業務の種別（同条第十二項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。以下この章及び第五章の四に

において同じ。）が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合 一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置

ロ 指定第一種紛争解決機関が存在しない場合 特定第一種金融商品取引業務に関する苦情処理措置（顧客（顧客以外の第四十二条第一項に規定する権利者を含む。ロにおいて同じ。）からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第百五十六条の五十第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

二 当該金融商品取引業者等が第二種金融商品取引業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定第二種紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定第二種金融商品取引業務（第百五十六条の三十八第三項に規定する特定第二種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合 一の指定第二種紛争解決機関との間で特定第二種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定第二種紛争解決機関が存在しない場合 特定第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融商品取引業者等が投資助言・代理業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定投資助言・代理紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定投資助言・代理業務（第百五十六条の三十八第四項に規定する特定投資助言・代理業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合 一の指定投資

助言・代理紛争解決機関との間で特定投資助言・代理業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定投資助言・代理紛争解決機関が存在しない場合 特定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置に当該金融商品取引業者等が投資運用業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定投資運用紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定投資運用業務(第百五十六条の三十八第五項に規定する特定投資運用業務をいう。以下この号において同じ。))であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。)が存在する場合

一 一の指定投資運用紛争解決機関との間で特定投資運用業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定投資運用紛争解決機関が存在しない場合 特定投資運用業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

五 当該金融商品取引業者等が登録金融機関である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置  
イ 指定登録金融機関紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定登録金融機関業務(第百五十六条の三十八第六項に規定する特定

登録金融機関業務をいう。以下この号において同じ。))であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。)が存在する場合 一の指定登録金融機関紛争解決機関との間で特定登録金融機関業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定登録金融機関紛争解決機関が存在しない場合 特定登録金融機関業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 金融商品取引業者等は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき 第百五十六条の六十第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百五十六条の六十一第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの一の指定第一種紛争解決機関、同項第二号イの一の指定第二種紛争解決機関、同項第三号イの一の指定投資助言・代理紛争解決機関、同項第四号イの一の指定投資運用紛争解決機関若しくは同項第五号イの一の指定登録金融機関紛争解決機関(以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。)の紛争解決等業務の廃止が第百五十六条の六十第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第百五十六条の三十九第一項の規定による指定が第百五十六条の六十一第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)

その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合に該当することとなつたとき 第百五十六条の三十九第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める措置を講ずるために必要な期間として

内閣総理大臣が定める期間  
第三十八条ただし書中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付(投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。)について、当該信用格付を付与した者が第百六十六条の二十七の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

第四十条の五第二項中「内容とする契約」の下に「(同号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買(当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。))を行うことを内容とする契約その他の契約の内容又は相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものを除く。」を加える。

第四十三条の二第二項第二号中「該当するもの」の下に「(有価証券関連業務を行う金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた者を相手方として行う取引その他の取引の相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものに限る。)」を加える。

第四十三條の四第二項中「第三十四條の第三項」を「第三十四條の第十二項」に改める。  
第四十五條第一号中「第三十八條第三号から第五号まで」を「第三十八條第四号から第六号まで」に改める。

第五十二條第一項第一号中「イにあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。」を削る。

第五十二條の二第一項第一号中「この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。」を削る。

第五十九條の四第一項第一号中「若しくは第六十六條の二十第一項」を「第六十六條の二十第一項」に改め、「第六十六條の登録を取り消され」の下に、「若しくは第六十六條の四十二第一項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され」を加え、「第二十九條若しくは第六十六條」を「第二十九條、第六十六條若しくは第六十六條の二十七」に改める。

第五十九條の六中「第一号、第二号及び第六号」を「第一号から第三号まで及び第七号」に改める。

第六十條の三第一項第一号ト中「若しくは第六十六條の二十第一項」を「第六十六條の二十第一項」に改め、「第六十六條の登録を取り消され」の下に、「若しくは第六十六條の四十二第一項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され」を加える。

第六十條の八第一項第一号中「イ、ロ若しくはニからへまで、ト(外国の法令の規定に係る部分に限る。)、チ、リ若しくはル」を「ハ及び

又を除く。」に改める。

第六十條の十三中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十六條の二第一項第四号中「次章」を「第四章」に改める。

第六十六條の十四第一号口中「第五号」を「第六号」に改める。

第六十六條の二十第一項第一号中「第二号イにあつては、第二十九條の四第一項第一号イのうちこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限り、」を削る。

第三章の二の次に次の一章を加える。

### 第三章の三 信用格付業者

#### 第一節 総則

#### (登録)

第六十六條の二十七 信用格付業を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第一項第二号及び第六十六條の四十七を除き、以下この章において同じ。)は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

#### (登録の申請)

第六十六條の二十八 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、外国法人は、国内における代表者(当該外国法人が信用格付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。)又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める者を定めて当該登録申請書を提出しなければならない

い。

一 商号又は名称

二 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)の氏名又は名称

三 信用格付業を行う営業所又は事務所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

四 他に事業を行つているときは、その事業の種類

五 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六條の三十第一項第二号及び第三号に該当しないことを誓約する書面  
二 信用格付業の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類  
三 定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

#### (登録簿への登録)

第六十六條の二十九 内閣総理大臣は、第六十六條の二十七の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信用格付業

者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、信用格付業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

#### (登録の拒否)

第六十六條の三十 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 第二十九條の四第一項第一号イ又はロに該当する法人

三 役員のうちに第二十九條の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人

四 他に行つている事業が公益に反すると認められる法人

五 信用格付業を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、登録申請者が外国法人である場合には、国内に営業所又は事務所を有しないときはその登録を拒否しなければならない。ただし、当該登録申請者が信用格付業の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの

の適切な監督を受けると認められる場合として内閣府令で定める場合又はこの項本文の規定により登録を拒否することが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

(変更の届出)

第六十六条の三十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を信用格付業者登録簿に登録しなければならない。

3 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

(誠実義務)

第六十六条の三十二 信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

(業務管理体制の整備)

第六十六条の三十三 信用格付業者は、信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務管理体制は、専門的知識及び技能を有する者の配置その他の業務の品質を管理するための措置並びに自己又は格付関係者(信用格付の対象となる事項に関し利害を有する者として内閣府令で定める者)をいう。第六十六条の三十五において同じ。)の利益を図る目的をもつて投資者の利益を害することを防止するための措置その他業務の執行の適正を確保するための措置を含むものでなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六十六条の三十四 信用格付業者は、自己の名義をもつて、他人に信用格付業を行わせてはならない。

(禁止行為)

第六十六条の三十五 信用格付業者又はその役員若しくは使用人は、その行う信用格付業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 信用格付業者又はその役員若しくは使用人が格付関係者と内閣府令で定める密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項として内閣府令で定める事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為

二 格付関係者に対し当該格付関係者に係る信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項として内閣府令で定める事項に関して助言を行つた場合(格付関係者からの求めに応じ、次条第一項に規定する格付方針等の内容を告げた場合その他助言の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる場合として内閣府令で定める場

合を除く。)において、当該信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、又は信用格付業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(格付方針等)

第六十六条の三十六 信用格付業者は、内閣府令で定めるところにより、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供するための方針及び方法(次項において「格付方針等」という。)を定め、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 信用格付業者は、格付方針等に従い、信用格付業の業務を行わなければならない。

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第六十六条の三十七 信用格付業者は、内閣府令で定めるところにより、信用格付業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第六十六条の三十八 信用格付業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(説明書類の縦覧)

第六十六条の三十九 信用格付業者は、事業年度ごとに、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を

経過した日から一年間、これをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四節 監督

(廃業等の届出等)

第六十六条の四十 信用格付業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用格付業を廃止したとき(分割により事業(信用格付業に係るものに限る。以下この条において同じ。)の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。)その信用格付業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人  
二 信用格付業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者  
三 信用格付業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 信用格付業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

2 信用格付業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者の第六十六条の二十七の登録は、その効力を失う。

3 信用格付業者は、第六十六条の二十七の登録の抹消の申請をし、信用格付業者の廃止をし、合併(当該信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部の承継をさせ、又は事業の全部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、信用格付業者(会社に限る。)が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、信用格付業者(外国会社に限る。)が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務改善命令)

第六十六条の四十一 内閣総理大臣は、信用格付業者の業務の運営の状況に関し、公益又は

投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該信用格付業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分)

第六十六条の四十二 内閣総理大臣は、信用格付業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信用格付業者の第六十六条の二十七の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて信用格付業者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十六条の三十第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第六十六条の三十第二項の規定により登録を拒否すべき事由に該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第六十六条の二十七の登録を受けたとき。

四 信用格付業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

五 信用格付業の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

六 信用格付業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 内閣総理大臣は、信用格付業者の役員(外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。)

が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、第六十六条の二十七の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、信用格付業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は信用格付業者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該信用格付業者から申出がないときは、当該信用格付業者の登録を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(監督処分の公告)

第六十六条の四十三 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消し、又は前条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(登録の抹消)

第六十六条の四十四 内閣総理大臣は、信用格付業者から第六十六条の二十七の登録の抹消の申請があつたとき、第六十六条の四十第二項の規定により第六十六条の二十七の登録がその効力を失つたとき、又は第六十六条の四

十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十六条の四十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、信用格付業者、これと取引をする者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の関係法人(当該信用格付業者を除く。)であつて、信用格付の付与又は提供若しくは閲覧に供する行為を業として行う法人をいう。以下この項において同じ。)に対し当該信用格付業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信用格付業者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の関係法人の業務の状況若しくは書類その他の物件の検査(当該信用格付業者から業務の委託を受けた者又は当該信用格付業者の関係法人にあつては、当該信用格付業者の業務に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の「子法人」とは、法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の法人をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子法人又は当該法人の一若しくは二以上の子法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該法人の子法人とみなす。



## 第五節 雑則

## (職務代行者)

第六十六条の四十六 内閣総理大臣は、信用格付業者(外国法人に限る。以下この条において同じ。)の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者(次項において「職務代行者」という。)を選任することができる。この場合において、当該信用格付業者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、信用格付業者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第六十六条の四十七 信用格付業者が外国法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものである場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

## (準用)

第六十六条の四十八 第五十七条第一項及び第三項の規定は第六十六条の二十七の登録について、第五十七条第二項及び第三項並びに第六十五条の六の規定は信用格付業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (内閣府令への委任)

第六十六条の四十九 第六十六条の二十七から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十七条の八第一項第十一号中「苦情の下に「及び紛争」を加え、「及び第七十七条の二に規定するあつせん」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、認可協会が第五百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別(第五百五十六条の三十八第十二項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。次条第九項(第七十九条の十三)において準用する場合を含む。)において同じ。)に關する苦情に係るものであるときは、適用しない。

第七十七条の二に次の一項を加える。

9 第一項の規定は、認可協会が第五百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の争いが当該指定に係る紛争解決等業務の種別に係るときは、適用しない。

第七十八条第二項第五号中「争いがある場合のあつせん」を「關する紛争の解決」に改める。

第七十九条の十三中「第八項」を「第九項」に改める。

第八十二条第二項第二号中「若しくは第六十六条の二十第一項」を「第六十六条の二十第一項若しくは第六十六条の四十二第一項」に改める。

第八十七条の二第一項ただし書中「ただし、」

の下に「内閣府令で定めるところにより」を加え、「取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の遂行を妨げない限度において」を削り、「係る取引」の下に「を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務(株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。)」を加え、「行う市場の開設及びこれに附帯する業務」を「行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十条の二の規定は、第一項ただし書の認可について準用する。

第八十七条の三第一項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、「關連する業務」の下に「商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務(これに附帯する業務を含む。以下「商品市場開設業務」という。又は商品先物取引をするために必要な市場の開設に關連する業務」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「金融商品取引所が」を「法人が」に、「金融商品取引所の」を「法人の」に、「金融商品取引所の子会社」を「該法人の子会社」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商品市場開設金融商品取引所は、前項の規定にかかわらず、商品市場開設業務を行う会社を子会社とすることができる。

第八十七条の三に次の一項を加える。

5 第三十条の二の規定は、第一項ただし書の認可について準用する。

第八十七条の四中「第三項」を「第四項」に改め

る。

第八十七条の六第二項中「取引所金融商品市場を開設する株式会社(以下「株式会社金融商品取引所」という。)」を「株式会社金融商品取引所」に改める。

第二百二条の三第一項中「又は金融商品取引所持株会社」を「金融商品取引所持株会社又は親商品取引所等(金融商品取引所を子会社第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。とする商品取引所(金融商品取引所であるものを除く。以下同じ。又は金融商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社(金融商品取引所持株会社であるものを除く。以下同じ。))をいう。以下この章において同じ。に改め、同条第二項中「又は金融商品取引所持株会社」を「金融商品取引所持株会社又は親商品取引所等」に改める。

第二百二条の十二中「及び金融商品取引所持株会社」を「金融商品取引所持株会社及び親商品取引所等」に改める。

第二百二条の二十三第三項中「第八十七条の三第二項」を「第八十七条の三第三項」に、「この項、第二百二十二条、第二百二十四条第一項第四号、第二項第一号及び第三項第二号並びに第五十一条」を「この章」に改める。

第二百二条の三十一第三項中「(会社がその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。とする金融商品取引



所持株式会社を「とする者」に改め、「(第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。)」を削り、「前項の許可」を「同項の許可」に改める。

第二百三条の二第一項ただし書中「又は金融商品取引所持株式会社」を、「金融商品取引所持株式会社、商品取引所又は商品取引所持株式会社」に改める。

第二百五条の四第四項中「並びに次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第二百五条の七第一項に規定する自主規制委員の解職」を削り、同条に次の一項を加える。

5 特定株式会社金融商品取引所の取締役会は、会社法第三百六十二条第四項及び第四百十六條第四項の規定にかかわらず、次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第二百五条の七第一項に規定する自主規制委員の解職について、執行役又は取締役委任することできない。

第二百五条の十六第四項中「(会社がその総株主又は総株員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総株員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この条、第四目及び第二百二十四条第一項第二号において同じ。)」とする金融商品取引所持株式会社社員を「とする者の株主又は会員」に改め、同条第五項中「とする金融商品取引所持株式会社」を「とする者」に改める。

第六百六条の三に次の一項を加える。

6 第三十条の二の規定は、第一項の認可につ

いて準用する。

第六百六条の六に次の一項を加える。

2 前項の規定は、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所及び商品取引所持株式会社について準用する。

第六百六条の七第四項中「及び金融商品取引所」を、「金融商品取引所、金融商品取引所持株式会社、商品取引所及び商品取引所持株式会社」に改める。

第六百六条の八第一項第三号中「金融商品取引所持株式会社」を「金融商品取引所、金融商品取引所持株式会社、商品取引所又は商品取引所持株式会社」に改め、同条第二項中「(第三号を除く。)」を削り、「失効したとき」の下に「(同項第三号に係る場合にあつては、商品取引所又は商品取引所持株式会社になつたときに限る。)」を加える。

第六百六条の九中「第六百六条の三」を「第六百六条の三第一項から第五項まで」に改め、「第六百六条の四第一項」の下に、「第六百六条の六第二項」を加える。

第六百六条の十第一項に次のただし書を加える。

ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、商品取引所又は商品取引所持株式会社が株式会社金融商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。

第六百六条の十第二項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第四項中「同条第五項中」の下に「前項」とあるのは「第六百六条の十第三項」と、を加える。

第六百六条の十に次の一項を加える。

5 第三十条の二の規定は、第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第六百六条の十二第二項第一号中「株式会社金融商品取引所」の下に「又は株式会社金融商品取引所及び次のいずれかに掲げる会社」を加え、同号に次のように加える。

イ 取引所金融商品市場の開設に附帯する業務を行う会社

ロ 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社

ハ 商品市場開設業務を行う会社

ニ 商品先物取引をするために必要な市場の開設に関連する業務を行う会社

第六百六条の十二第二項第三号中「若しくは第六百六条の二十第一項」を、「第六百六条の二十第一項若しくは第六百六条の四十二第一項」に改める。

第六百六条の十四第一項ただし書中「又は金融商品取引所」を、「金融商品取引所又は商品取引所」に改める。

第六百六条の十七第四項中「第六百六条の十七第二項」を「第六百六条の十七第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第六百六条の十七第三項」に改める。

第六百六条の十七に次の一項を加える。

5 第三十条の二の規定は、第一項の認可について準用する。

第六百六条の二十に次の一項を加える。

2 前項の規定は、金融商品取引所持株式会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所について準用する。

第六百六条の二十一第四項中「及び金融商品取

引所」を、「金融商品取引所及び商品取引所」に改める。

第六百六条の二十二第一項に次の一号を加える。

三 金融商品取引所又は商品取引所になつたとき。

第六百六条の二十二第二項を次のように改める。

2 前項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、商品取引所になつたときに限る。)は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六百六条の二十三第一項中「株式会社金融商品取引所」の下に「及び第六百六条の十二第一項第一号イから二までに掲げる会社」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保」を「対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」に改める。

第六百六条の二十四ただし書中「場合は、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う」を「場合には、第六百六条の十二第一項第一号ロから二までに掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十条の二の規定は、前項ただし書の認可について準用する。

第六百六条の二十五中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。

第六百六条の二十八第一項中「行為が」を「業務の状況に照らして、」に改め、「業務の」の下に

五 金融商品取引所又は商品取引所になつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき(同項第五号に係る場合にあつては、商品取引所になつたときに限る。)は、金融商品取引所持株会社であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百八条中「同項において準用する第百六条の第三項」を「同条第四項において準用する第百六条の第三項及び第五項」に改め、「第百六条の十八第一項」の下に「第百六条の二十第二項」を加える。

第百九条中「規定は」を「規定は」に改め、「について」の下に、「第百六条の二十三第二項、第百六条の二十七並びに第百六条の二十八第一項及び第五項の規定は親商品取引所等及び金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所について」を加える。

「株式会社金融商品取引所は、〔その子会社である金融商品取引所を含む〕及び当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所」を「当該金融商品取引所の子会社である金融商

品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する者の子会社である金融商品取引所及び当該金融商品取引所を子会社とする金融商品取引所」に改める。

第百十三条の見出しを「金融商品取引所持株会社等への準用」に改め、同条中「その子会社である金融商品取引所を含む。」及び「当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する」を、「当該金融商品取引所の子会社である金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する者の子会社である金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社を子会社とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条の規定は、親商品取引所等について準

用する。この場合において、同条第一項中「当該金融商品取引所、当該金融商品取引所

の子会社である金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する者の子会社である金融商品取引所及び当該

金融商品取引所を子会社とする金融商品取引所が開設する」とあるのは「当該親商品取引所等の子会社である金融商品取引所、当該親商品取引所等が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、当該親商品取引所等が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する者の子会社である金融商品取引所及び当該親商品取引所等を子会社とする金融商品取引所が開設する」と、同条第二項中「当該金融商品取引所又はその子会社である金融商品取引所」とあるのは「当該親商品取引所等の子会社である金融商品取引所」と読み替えるものとする。

第二百一十四条第一項第二号中「とする金融商品取引所持株式会社」を「とする者」に改め、同項第三号中「当該金融商品取引所」を「前二号に掲げる者」に、「百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社金融商品取引所」を「保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社（前号に掲げる者を除く。）」に改め、同項第四号中「金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社」を「株式会社金融商品取引所又は金融商品取引社」を

引所持株会社」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第一号又は第二号に掲げる者の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する親商品取引所等(同号に掲げる者を除く。)

六 当該金融商品取引所の子会社である親商品取引所等

第二百二十四条第二項第一号中「当該金融商品

取引所若しくはその子会社である金融商品取引

所又は当該金融商品取引所の総株主の議決権の

自今の二三を起する文參讀法を任する様云

司号に次のように叩える。

イ  
当該金融商品取引所

口 当該金融商品取引所を子会社とする金

融商品取引所

八 当該金融商品取引所(当該金融商品取

引所を于会社とする者を含む一の総株主

の諸資料の付不基、害合以上の数の文、参

所（口で喝ぜざる者を余く。）

二 当該金融商品取引所の子会社である株

株式会社金融商品取引所

ホ 当該金融商品取引所を子会社とする者

の子会社である株式会社金融商品取引所

(イからニまでに掲げる者を除く)

三言金屋商品耳戸(三言金屋商品耳)

の義央、龍の呆有基準割合以上の数の対象

議決権を保有する者の子会社である株式

会社金融商品取引所（イからホまでに掲

げる者を除く。)

第二百二十四条第三項第一号中「の主要株主(第百六条の三第一項の認可又は第百六条の十七第一項の認可を受けた者をいう。)」を「(当該金融商品取引所を子会社とする者を含む。の)総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する者(第一項各号に掲げる者を除く。)」に改め、同項第二号中「金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社」を「株式会社金融商品取引所、金融商品取引所持株会社又は親商品取引所等」に改める。

第二百二十六条第二項中「又はオプションを」を「若しくはオプションを」に改める。

第五章第三節中第百三十三条の次に次の一条を加える。

(対象議決権に係る規定の準用)

第百三十三条の二 第百三十三条の二第五項の規定は、第百二十二条第一項、第百二十三条及び第百二十四条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

第百四十九条第二項中「第百五十六條の十九」を「第百五十六條の十九第一項」に改め、「廃止があつたとき」の下に「及び第八十七條の二第一項ただし書の認可を受けて行う業務の全部を廃止したとき」を加える。

第百五十二条第一項第一号中「法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款」を「法令、法令に基づく行政官庁の処分、第八十七條の二第一項ただし書若しくは第八十七條の三第一項ただし書の認可に付した条件若しくは定款」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第八十七條の二第一項ただし書の規定により認可を受けて行う業務が当該金融商品

取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは金融商品市場開設等業務(取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務をいう。次号において同じ。)の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあるとき、又は同項ただし書の認可に付した条件に違反したとき 同項ただし書の認可を取り消すこと。

四 第八十七條の三第一項ただし書の規定により認可を受けて保有する子会社の行為が当該金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは当該金融商品取引所の金融商品市場開設等業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は同項ただし書の認可に付した条件に違反したとき 同項ただし書の認可を取り消すこと。

第百五十五条の三第二項第三号中「若しくは第六十六條の二十第一項」を「第六十六條の二十第一項」に改め、「第六十六條の登録を取り消され」の下に、「若しくは第六十六條の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され」を加え、「第二十九條若しくは第六十六條」を「第二十九條、第六十六條若しくは第六十六條の二十七」に改める。

第百五十六條の四第二項第三号中「若しくは第六十六條の二十第一項」を「第六十六條の二十第一項若しくは第六十六條の四十二第一項」に改める。

第百五十六條の六第二項ただし書中「関連する業務」の下に「又は商品取引債務引受業等(商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品

取引債務引受業等をいう。以下同じ。及びこれに附帯する業務)を加え、同条に次の二項を加える。

4 内閣総理大臣は、第二項ただし書の承認に条件を付することができる。

5 前項の条件は、公益又は投資者保護のために必要な最小限度のものでなければならぬ。

第百五十六條の七第二項第二号中「及び第百五十六條の十」を「第百五十六條の十及び第百五十六條の十一の二第一項」に改める。

第百五十六條の十一の二第一項中「行つた対象取引」を「行つた対象取引等(対象取引、商品市場における取引(商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。))又は店頭商品デリバティブ取引(同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。))をいう。以下この条において同じ。)」に改め、「金融商品債務引受業」の下に「又は商品取引債務引受業等」を加え、「当該対象取引」を「当該対象取引等」に改める。

第百五十六條の十七第二項中「又は法令に基づく行政官庁の処分」を「法令に基づく行政官庁の処分又は第百五十六條の六第二項ただし書若しくは第百五十六條の十九第一項の承認に付した条件」に、「第百五十六條の十九」を「第百五十六條の十九第一項」に改める。

第百五十六條の十九の見出し中「金融商品債務引受業」を「金融商品債務引受業等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 商品市場開設金融商品取引所は、第八十七條の二第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認

を受けて商品取引債務引受業等及びこれに附帯する業務を行うことができる。

3 商品市場開設金融商品取引所は、前項の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第百五十六條の六第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。

第百五十六條の二十の見出し中「金融商品債務引受業」を「金融商品債務引受業等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の承認を受けた商品市場開設金融商品取引所が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は同項の承認に付した条件に違反したときは、同項の承認を取り消すことができる。

第百五十六條の二十五第二項第四号中「若しくは第六十六條の二十第一項」を「第六十六條の二十第一項に改め、「第六十六條の登録を取り消され」の下に、「若しくは第六十六條の四十二第一項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され」を加える。

第百五十六條の三十一の次に次の一条を加える。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)  
第百五十六條の三十一の二 証券金融会社であつて第百五十六條の二十七第一項第一号、第三号又は第四号の業務を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定証券金融会社紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定証券金融会社業務(第百五十六條の三十八第七項に規定する特定証券金融会社業務をいう。以下この項において同じ。)であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定証券金融会社紛争解決機関との間で特定証券金融会社業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定証券金融会社紛争解決機関が存在しない場合 特定証券金融会社業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 証券金融会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定証券金融会社紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第百五十六條の六十第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百五十六條の六十一第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定証券金融会社紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止

が第百五十六條の六十第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定証券金融会社紛争解決機関の第百五十六條の三十九第一項の規定による指定が第百五十六條の六十一第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第百五十六條の三十九第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第五章の四の次に次の一章を加える。

#### 第五節 指定紛争解決機関

##### 第一節 総則

(定義)  
第百五十六條の三十八 この章において「指定紛争解決機関」とは、次条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

2 この章において「特定第一種金融商品取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八條第一項各号に掲げる行為に係る業務及び第三十五條第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二十一項第一号から第三号までに掲げる行為に係る業務をいう。

3 この章において「特定第二種金融商品取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八條第二項各号に掲げる行為に係る業務(第

六十三條第一項第一号に掲げる行為に係る業務を除く。)及びこれに付随する業務をいう。

4 この章において「特定投資助言・代理業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八條第三項各号に掲げる行為に係る業務及びこれに付随する業務をいう。

5 この章において「特定投資運用業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八條第四項各号に掲げる行為に係る業務(第六十三條第一項第二号に掲げる行為に係る業務を除く。)及び第三十五條第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二十一項第四号に掲げる行為に係る業務をいう。

6 この章において「特定登録金融機関業務」とは、登録金融機関が行う第三十三條の二の登録に係る業務及びこれに付随する業務、当該登録金融機関のために特定金融商品取引業務(第三十三條の八第二項に規定する特定金融商品取引業務をいう。以下この項において同じ。)を行う者が行う特定金融商品取引業務並びに当該登録金融機関のために金融商品仲介業者が行う第二十一項第一号から第四号までに掲げる行為に係る業務をいう。

7 この章において「特定証券金融会社業務」とは、証券金融会社が第百五十六條の二十七第一項第一号、第三号及び第四号の規定により行う業務をいう。

8 この章において「金融商品取引業務等」とは、特定第一種金融商品取引業務、特定第二種金融商品取引業務、特定投資助言・代理業務、特定投資運用業務、特定登録金融機関業務

務又は特定証券金融会社業務をいう。

9 この章において「苦情処理手続」とは、金融商品取引業務等業務関連苦情(金融商品取引業務等業務に関する苦情をいう。第百五十六條の四十四、第百五十六條の四十五及び第百五十六條の四十九において同じ。)を処理する手続をいう。

10 この章において「紛争解決手続」とは、金融商品取引業務等業務関連紛争(金融商品取引業務等業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第百五十六條の四十四、第百五十六條の四十五及び第百五十六條の五十から第百五十六條の五十二までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

11 この章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

12 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る特定第一種金融商品取引業務、特定第二種金融商品取引業務、特定投資助言・代理業務、特定投資運用業務、特定登録金融機関業務及び特定証券金融会社業務の種別をいう。

13 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融商品取引関係業者(金融商品取引業者等又は証券金融会社をいう。次条、第百五十六條の四十二第二項、第百五十六條の四十四及び第百五十六條の五十六第一号において同じ。)との間で締結される契約をいう。

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第百五十六條の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第百五十六條の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われて

いる者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第百五十六條の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を

行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第百五十六條の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下(の割合となつたこと)。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)

を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第百五十六條の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第百五十六條の四十 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二 商号又は名称

三 主たる営業所又は事務所の他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は商号若しくは名称

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 業務規程

- 四 組織に関する事項を記載した書類
- 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 その他内閣府令で定める書類

- 3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(秘密保持義務等)  
 第二百五十六條の四十一 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第二百五十六條の五十二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第二百五十六條の四十四第二項及び第四項において同じ。若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者

は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二節 業務

(指定紛争解決機関の業務)

第二百五十六條の四十二 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)

は、当事者である加入金融商品取引関係業者(手続実施基本契約を締結した相手方である金融商品取引関係業者をいう。以下この章において同じ。若しくはその顧客(顧客以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに關し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。)

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第二百五十六條の四十三 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第二百五十六條の五十四第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)  
 第二百五十六條の四十四 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融商品取引関係業者が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金融商品取引関係業者又はその顧客(以下この章において単に「当事者」という。)

から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の顧客からの金融商品取引等業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融商品取引関係業者の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加

入金融商品取引関係業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融商品取引関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融商品取引関係業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融商品取引関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融商品取引等業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融商品取引等業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入金融商品取引関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入金融商品取引関係業者は、紛争解決

手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融商品取引関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入金融商品取引関係業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融商品取引関係業者は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業等業務関連苦情の処理又は金融商品取引業等業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に關する事項に關する業務規程は、金融商品取引関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融商品取引関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他

の紛争解決等業務の実施に關する義務を履行することが確實でないときを見込まれることを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融商品取引業等業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を金融商品取引業等業務関連紛争の当事者とする金融商品取引業等業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に對して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三條第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同條第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融商品取引関係業者の顧客が指定紛争解決機関に対し金融商品取引業等業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方法を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入金融商品取引関係業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融商品取引業等業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融商品取引関係業者の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに應じて紛争解決手続の実施を依頼するか

否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融商品取引関係業者の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融商品取引業等業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融商品取引関係業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融商品取引業等業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第百五十六條の五十第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方法を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融商品取引業等業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役



員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融商品取引関係業者が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客(以下この項において単に「顧客」という。)が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に、当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入金融商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に、当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入金融商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日

までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入金融商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融商品取引業等業務関連紛争について、当事者間において仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等) 第二百五十六條の四十五 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融商品取引関係業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融商品取引関係業者の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融商品取引関係業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融商品取引業等業務関連苦情及び金融商品取引業等業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融商品取引業等業務関連苦情の処理及び金融商品取引業等業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融商品取引関係業者その他の者に對し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止) 第二百五十六條の四十六 指定紛争解決機関は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。)を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

(差別的取扱の禁止) 第二百五十六條の四十七 指定紛争解決機関は、特定の加入金融商品取引関係業者に對し不当な差別的取扱をしてはならない。

(記録の保存) 第二百五十六條の四十八 指定紛争解決機関は、第二百五十六條の五十第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(指定紛争解決機関による苦情処理手続) 第二百五十六條の四十九 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の顧客から金融商品取引業等業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該金融商品取引業等業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融商品取引関係業者に對し、当該金融商品取引業等業務関連苦情の内容を

通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(指定紛争解決機関による紛争解決手続) 第二百五十六條の五十 加入金融商品取引関係業者に係る金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融商品取引関係業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に對し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融商品取引業等業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合



にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客が当該金融商品取引業務等業務関連紛争を適切に解決するに足る能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適當でないとき、又は当事者が不當な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求

め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第五十六条の四十四第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができ

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項  
二 第五十六条の四十四第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行  
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日  
二 金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称  
三 紛争解決委員の氏名  
四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの(時効の中断)

第五十六条の五十一 紛争解決手続によつては金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関する限り、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止が第五十六条の六十第一項の規定により認可され、又は第五十六条の三十九第一項の規定による指定が第五十六条の六十一第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融商品取引業務等業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者が第五十六条の六十第三項若しくは第五十六条の六十一第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第五十六条の五十二 金融商品取引業務等業務関連紛争について当該金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ

一 当該金融商品取引業務等業務関連紛争について、当該金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該金融商品取引業務等業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融商品取引業務等業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。  
(加入金融商品取引関係業者の名簿の縦覧)  
第五十六条の五十三 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。  
(名称の使用制限)

第五十六条の五十四 指定紛争解決機関でない者銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。は、その

名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三節 監督

(変更の届出)

第百五十六條の五十五 指定紛争解決機関は、第百五十六條の四十一第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第百五十六條の五十六 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 金融商品取引関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第百五十六條の五十七 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告の徴取及び立入検査)

第百五十六條の五十八 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(業務改善命令)  
第百五十六條の五十九 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前

項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第百五十六條の三十九第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第百五十六條の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第百五十六條の三十九第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第百五十六條の四十二、第百五十六條の四十三、第百五十六條の四十六又は第百五十六條の五十の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第百五十六條の六十 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融商品取引関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第百五十六條の六十一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十六條の三十九第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第百五十六條の三十九第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第百五十六條の三十九第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならぬ。

一 第一百五十六条の三十九第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第一百五十六条の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第一百五十六条の四十二、第一百五十六条の四十三、第一百五十六条の四十六又は第一百五十六条の五十の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 第一項の規定により第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融商品取引関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第百八十八条中「金融商品仲介業者」の下に「信用格付業者」を加え、「又は証券金融会社」を「証券金融会社又は第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関」に改める。

第百九十条第一項中「第六十六条の二十二」の下に「第六十六条の四十五第一項」を加え、「第六十六条の六」を「第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「第六十六条の二十、第六十六条の二十七」を「第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(第百九条において準用する場合を含む。)」に改め、「第百五十六條の三十四」の下に「第百五十六條の五十八」を加える。

第百九十四条の三第十三号中「第百五十六條の二十」を「第百五十六條の二十第一項」に、「第百五十六條の十九」を「第百五十六條の十九第一項」に改める。

第百九十四条の四第一項第三十五号中「第百五十六條の十九」を「第百五十六條の十九第一項」に改め、同項第三十六号中「第百五十六條の二十」を「第百五十六條の二十第一項」に、「第百五十六條の十九」を「第百五十六條の十九第一項」に改め、同条第二項第五号中「(第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。)」を「第百六条の二十二第二項又は第百七条第二項」に改める。

第百九十四条の六の次に次の一条を加える。

(商品市場所管大臣への事前通知)

第百九十四条の六の二 内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社又は金融商品取引所に対し次に掲げる処分をする場合には、あらかじめ、商品市場所管大臣(商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。)に通知するものとする。

一 第六十六条の二十六又は第六十六条の二十八第一項の規定による第六十六条の十第一項又は第三項ただし書の認可(商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務(以下この条において「商品市場業務」という。))を行う会社を子会社(第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。第三号において同じ。とする金融商品取引所持株会社に係るものに限る。)の取消し

二 第六十六条の二十八第一項の規定による第六十六条の二十四第一項ただし書の認可(商品市場業務を行う会社に係るものに限る。)の取消し

三 第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許(第八十七条の二第二項ただし書の認可(商品市場業務に係るものに限る。))を受けている金融商品取引所又は第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けて商品市場業務を行う会社を子会社とする金融商品取引所に係るものに限る。)の取消し

四 第百五十二条第一項第三号の規定による第八十七条の二第一項ただし書の認可(商

品市場業務に係るものに限る。)の取消し

五 第百五十二条第一項第四号の規定による第八十七条の三第一項ただし書の認可(商品市場業務を行う会社に係るものに限る。)の取消し

第百九十四条の七第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第六十六条の四十五第一項の規定による権限(第二条第三十五項に規定する行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

第百九十四条の七第三項中「第六十六条の二十二」の下に「第六十六条の四十五第一項」を加え、「第六十六条の六」を「第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「第六十六条の二十、第六十六条の二十七」を「第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十七(第百九条において準用する場合を含む。)」に改め、「第百五十六條の三十四」の下に「第百五十六條の五十八」を加える。

第百九十八条第二号中「若しくは第六十六条」を「第六十六条若しくは第六十六条の二十七」に改め、同条第三号中「又は第六十六条の九」を「第六十六条の九又は第六十六条の三十四」に、「又は金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者又は信用格付業者」に改める。

第百九十八条の五中「金融商品仲介業者」の下に「信用格付業者」を加え、同条第二号中「又は第六十六条の二十第一項」を「第六十六条の二十第二項又は第六十六条の四十二第一項」に改める。

第百九十八条の六第一号中「第六十六条の二」の下に、「第六十六条の二十八」を加え、「又は第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を、「第百五十六条の二十四第二項から第四項まで又は第百五十六条の四十」に改め、同条第三号中「第六十六条の十六」の下に、「第六十六条の三十七」を加え、同条第四号中「第六十六条の十七第一項」の下に、「第六十六条の三十八」を加え、「又は第百五十六条の三十五」を、「第百五十六条の三十五若しくは第百五十六条の五十七第一項」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第六十六条の三十九の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、又は同条の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした者

第百九十八条の六第八号中「又は第六十条の七」を、「第六十条の七又は第六十六条の四十第一項若しくは第四項」に改め、同条第九号中「第五十条の二第六項」の下に「又は第六十六条の四十第三項」を加え、同条第十号中「第六十六条の二十二」の下に、「第六十六条の四十五第一項」を加え、「第六十六条の六」を「第六十六条の六第一項」に、「第六十六条の二十」を「第六十六条の二十第一項」に改め、同条第十一号中「第六十六条の二十二」の下に、「第六十六条の四十五第一項」を加え、「第六十六条の六」を「第六十六条の六第一項」(同条第二項において準用する場合を含む。))に、「第六十六条の二十、第六十六条の二十七」を「第百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十七(第百

九条において準用する場合を含む。))に改め、同条第十五号を同条第十八号とし、同条第十四号の次に次の三号を加える。

十五 第百五十六条の四十六の規定に違反した者

十六 第百五十六条の五十八の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第百五十六条の五十九第一項の規定による命令に違反した者

第百九十九条中「第七十九条の四」の下に「第百六条の六第二項において準用する同条第一項、第百六条の二十第二項において準用する同条第一項を、「第百六条の二十七」の下に「(第百九条において準用する場合を含む。))」を加え、「又は第百五十六条の三十四」を、「第百五十六条の三十四若しくは第百五十六条の五十八」に改め、「自主規制法人、金融商品取引所持株会社」の下に、「商品取引所、商品取引所持株会社」を加え、「(第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。))」を「(第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。))」に改め、「(第百六条の十第一項に規定する子会社をいう。))」を削り、「金融商品取引所に上場されている有価証券」を「商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券」に、「又は外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者」を、「外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者又は第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関」に改める。

第二百条第十八号の次に次の一号を加える。  
十八の二 第百五十六条の四十一第一項の規定に違反した者

第二百一条中「金融商品取引業者等」の下に「金融機関」を、「第八十五条第一項に規定する自主規制法人」の下に、「第六十六条の三第一項の規定により認可を受けた者」を、「金融商品取引所持株会社」の下に、「第百六条の十七第一項の規定により認可を受けた者」を加え、「外国金融商品取引所」を「商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所」に、「若しくは証券金融会社」を、「金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社」に改め、同条第二号中「第三十条の二第一項」の下に「第八十七条の二第三項、第八十七条の三第五項、第百六条の三第六項、第百六条の十第五項、第百六条の十七第五項、第百六条の二十四第二項及び」を加え、「又は第百五十六条の二十四第二項及び」を加え、「又は第百五十六条の六第四項(第百五十六条の十九第四項において準用する場合を含む。))」に改める。

第二百三条第一項中「役員若しくは」を「役員又は」に改める。  
第二百五条第六号の次に次の三号を加える。  
六の二 第二十七条の三十二の二第一項又は第二項の規定による外国証券情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものもの提供又は公表をした者

六の三 外国証券売出しについて、当該外国証券売出しに係る第二十七条の三十二の二第一項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしていないのに当該外国証券売出しに係る有価証券を売り付けた者

六の四 第二十七条の三十二の二第二項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしていない者

第二百五条の二第一号中「第六十六条の十九第一項」の下に、「第六十六条の三十一第一項若しくは第三項」を加え、「又は第百六条の三第五項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。))」を、「第百六条の三第五項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。))、第百五十六条の五十五第一項、第百五十六条の五十六若しくは第百五十六条の六十第二項」に改め、同条第六号中「第五十条の二十第一項」の下に「及び第六十六条の四十第六項」を加え、同条第十号中「第七十九条の十六」の下に「又は第百五十六条の四十五第一項」を加え、同条第十二号中「第七十九条の五十三第一項」の下に「第百五十六条の六十第三項若しくは第百五十六条の六十一第三項」を加え、同条第二百五条の二の三とし、第二百五条の次に次の二条を加える。

第二百五条の二 第百五十六条の四十八若しくは第百五十六条の五十第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二百五条の二の二 第百五十六条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等業務第百五十六条の三十八第十一項に規定する紛争解決等業務をいう。の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条中「金融商品取引所持株式会社」の下に「第百二条の三第一項に規定する親商品取引所等」を加え、同条第一号中「第百六条の二十四」を「第百六条の二十四第一項」に改め、同条第六号中「第百二十三條」を「第百二十三條第一項又は第二項」に改め、同条第八号中「又は第百五十六條の十三」を「第百五十六條の十三又は第百五十六條の十九第三項」に改める。

第二百七条第一項第四号中「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」に改め、同項第五号中「第十七号」の下に「第十八号の二」を加え、同項第六号中「若しくは第十三号、第二百条第十七号」を「第十三号若しくは第十五号、第二百条第十七号、第十八号の二」に、「第二百五条の二」を「から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三」に改める。

第二百七条の三第六号中「社外取締役」を「社外取締役から」に改める。

第二百七条の四第一号から第三号までの規定中「第五十條の二十第十項」の下に「及び第六十六條の四十第六項」を加える。

第二百八条中「取引所取引許可業者の国内における代表者」の下に「信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの、代表者又は管理人を含む）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）である信用格付業者の国内における代表者」を加え、「又は証券金融会社の代表者若しくは役員」を「証券金融会社の代表者若しくは役員又は第百五十六條の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）」に改める。

の代表者又は管理人を含む。」に改め、同条第八号中「第六十六條の二十第一項」の下に「第六十六條の四十一」を加え、同条第十二号中「又は第七十八條の二第二項」を「第七十八條の二第二項又は第百五十六條の五十三」に改める。

第二百九条第一号中「若しくは第四項又は第二十三條の十四第一項」を「又は第四項」に改め、同条第二号中「若しくは第五項又は第二十三條の十四第二項」を「又は第五項」に改め、同条第七号中「又は第六十五條第二項」を「第六十五條第二項又は第六十六條の四十六第二項」に改め、同条第十号中「第七十九條の十五」の下に「又は第百五十六條の五十四」を加える。

（無尽業法の一部改正）

第二条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條」を「第十三條ノ二」に、「第十章 公告（第三十五條の二・第三十五條の第十一條 罰則（第三十六條・第四十一條） 第十二章 雑則（第四十二條・第四十三條） 第十三章 指定紛争解決機関（第三十五條の二・第三十五條の三） 第十四章 雑則（第三十五條の二の四・第三十五條の五）」に改める。

第二条第三項中「第三十九條」を「第四十一條」に改める。

第九条中「第十二條の三」を「第十二條の四」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。  
第十二條ノ二 無尽契約ヲ為スニハ書面ヲ用フルコトヲ要ス無尽契約書ニハ無尽契約約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付

スベシ但シ無尽契約約款中当該無尽二関セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ書面ノ交付ニ代ヘテ次項ノ規定ニ依リ当該掛金者ノ承諾ヲ得テ当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電磁的方法（第十七條第五項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタルモノト看做ス

無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ書面ニ記載スベキ事項ヲ提供セントスルトキハ予メ当該掛金者ニ対シ内閣府令ニ定メル処ニ依リ書面又ハ電磁的方法ニ依リ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ承諾ヲ得タル無尽会社ハ当該掛金者カラ書面又ハ電磁的方法ニ依リ電磁的方法ニ依リ提供ヲ受ケザル旨ノ申出ガ為サレタルトキハ当該掛金者ニ対シ書面ニ記載スベキ事項ノ提供ヲ電磁的方法ニ依リ為スコトヲ得ズ但シ当該掛金者ガ再び同項ノ規定ニ依リ承諾ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二章中第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 銀行法第十二條の三ノ規定ハ無尽会社ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同条第三項第二号及第三号中「第五十二條の六十二第一項」トアルハ「無尽業法第三十五條の二第二項」トスルノ外必要ナル技術的読替ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條第四項中「第三十五條の二第一号」を「第三十五條の二の五第一号」に改める。  
第二十一條ノ四第二項中「第三十五條の二」を「第三十五條の二の五」に改める。  
第二十一條ノ五第二項中「第三十五條の二第

一号」を「第三十五條の二の五第一号」に改める。

第十二章を削る。

第四十一條中「第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ」を「次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者  
二 銀行法第五十二條の七十七ノ規定ニ違反シテ其ノ名称又ハ商号中ニ指定紛争解決機関ト誤認サレハ虚アル文字ヲ使用シタル者  
第十一章中第四十一條を第四十三條とし、第四十條を第四十二條とし、第三十九條を第四十一條とする。

第三十八條第一項を次のように改める。

法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ次ノ各号ニ掲グル規定ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ対シ当該各号ニ定ムル罰金刑ヲ、其ノ人ニ対シテ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

一 第三十七條（第二号ヲ除ク） 二億円以下ノ罰金刑

二 第三十六條、第三十七條第二号又ハ第三十七條ノ二乃至前条 各本条ノ罰金刑

第三十八條第二項中「被告人」の下に「又ハ被疑者」を加え、同条を第三十九條とし、同条の次に次の一條を加える。

第四十條 銀行法第五十二條の七十六ノ規定ニ違反シタル者ハ百万円以下ノ過料ニ処ス

第三十七条第二号中「本法」を「第二十三条ノ規定」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

第三十八条ノ二 銀行法第五十二条の七十一若

ハ第五十二条の七十三第九項ノ規定ニ依ル記録ノ作成若ハ保存ヲセズ、又ハ虚偽ノ記録ヲ作成シタル者ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十八条ノ三 銀行法第五十二条の八十三第

一項ノ認可ヲ受ケズシテ紛争解決等業務ノ全部若ハ一部ノ休止又ハ廃止ヲシタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十八条ノ四 次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 銀行法第五十二条の六十八第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

二 銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二條の七十九若ハ第五十二条の八十三第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

三 銀行法第五十二条の八十三第三項若ハ第五十二条の八十四第三項ノ規定ニ依ル通知ヲ為サズ又ハ虚偽ノ通知ヲ為シタル者

第三十八條ノ五 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、監査役若ハ支配人又ハ第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、監査役若ハ支配人ヲ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十二条ノ二ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第三十五条の二の四ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十七條 次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ

一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 第三十五条の二の三第一項ニ於テ準用スル銀行法(以下銀行法ト謂フ)第五十二条の六十三第一項ノ規定ニ依ル指定申請書又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ之ニ添付スベキ書類若ハ電磁的記録ニ虚偽ノ記載又ハ記録ヲシテ之ヲ提出シタル者

二 銀行法第五十二条の六十九ノ規定ニ違反シタル者

三 銀行法第五十二条の八十第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル報告書ヲ提出シタル者

四 銀行法第五十二条の八十一第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル報告若ハ資料ノ提出ヲセズ若ハ虚偽ノ報告若ハ資料ノ提出ヲ為シ又ハ之等ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ若ハ之等ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ、若ハ忌避シタル者

五 銀行法第五十二条の八十二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條ノ二 銀行法第五十二条の六十四第一項ノ規定ニ違反シテ其ノ職務ニ関シテ知り得タ秘密ヲ漏ラシ又ハ自己ノ利益ノ為ニ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第十一章を第十二章とする。

第十章中第三十五条の三の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第三十五条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融庁

長官に委任する。

一 第二条第一項の免許

二 第二十五条又は第二十六条の規定による営業の免許の取消し

(財務大臣への資料提出等)

第三十五条の五 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、無尽業に係る制度の企画又は立案をするため

必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、無尽業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要がある

と認めるときは、その必要の限度において、無尽会社に對し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三十五条の二を第三十五条の二の五とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

(届出事項)

第三十五条の二の四 無尽会社は、營業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第十章の章名中「公告」を「難則」に改める。

第十章を第十一章とする。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第三十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解

決等業務(苦情処理手続(無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。))及び紛争解決手続(無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。))に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二の三第一項を除き、以下同じ。を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。))であること。

二 第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外

決等業務(苦情処理手続(無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。))及び紛争解決手続(無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。))に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二の三第一項を除き、以下同じ。を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。))であること。

二 第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外

決等業務(苦情処理手続(無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。))及び紛争解決手続(無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。))に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二の三第一項を除き、以下同じ。を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。))であること。

国の法令上これらと同様に取扱いされている者

口 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取扱いされている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、

罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第四十三条第二号において同じ。）と無尽会社との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的

な理由が付されたものに限る。）を述べた無尽会社の数の無尽会社の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項に規定する「無尽業務関連苦情」とは、無尽業務（無尽会社が営む無尽業及び他の法律により営む業務並びに当該無尽会社のために代理店主が営む代理事務をいう。以下この項及び第三十五条の二の三第一項において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「無尽業務関連紛争」とは、無尽業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、無尽会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並

びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第三十五条の二の二 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
  - 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
  - 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
  - 四 紛争解決等業務に要する費用について加入無尽会社手続実施基本契約を締結した相手方である無尽会社をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項
  - 五 当事者である加入無尽会社又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
  - 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
  - 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- （銀行法の準用）
- 第三十五条の二の三 銀行法第七章の五（第五十二条の六十二）（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）（内閣総理



大臣の告示)の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務第三十五条の二第二項に規定する紛争解決等業務をいう。について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関(同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。について、銀行業務に係るものにあつては無尽業務について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行」とあるのは「加入無尽会社」と、「手続実施基本契約」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「無尽業法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「無尽会社を」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「無尽業法以外の法律」と、同法第五十二条の

六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第二号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第二号」と、「銀行」とあるのは「無尽会社」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「無尽会社」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第三十五条の二第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「無尽業法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と、同項第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項第五号」と、同法第五十二条の

六十二第二項の二とあるのは「同法第三十五条の二第二項の二」と、同条第三項及び同法第五十六條第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。  
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)  
第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四章 雑則(第十三条―第十五条)」を「第五章 罰則(第十六条―第二十三条)」を「第六章 罰則(第十六条―第二十四条)」を「第七章 罰則(第十六条―第二十五条)」を「第八章 罰則(第十六条―第二十六条)」に改める。  
第二章第一項中「認可がその効力を失った」との下に、「同法第二十三条の二中「指定紛争解決機関」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関」と、同条第一項第一号中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。)」と、同項第二号中「手続対象信託業務」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務」と、同条第三項中「紛争解決等業務」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項に規定する紛争解決等業務」と、「第八十五条の二第一項」とあるのは

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項」とを、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替は、政令で定める」を加える。  
第二条の二中「第三十七条の五」の下に、「第三十七条の七」を加える。  
第十七条に次の五号を加える。  
七 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者  
八 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九の規定に違反した者  
九 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者  
十 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
十一 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者  
四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の四第一項の規定に違反して、



その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第十九条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十九条の三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十條を次のように改める。

第二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十二条の四において準用する信託業法

第八十五条の二十三第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

七 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十一条中「法人の代表者」を「法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者」に改め、同条第二号中「第十七条」の下に「（第八号を除く。）」を加え、同条第四号中「第十八条（第二号を除く。）又は前二条」を「第十七条第八号、第十八条（第二号を除く。）又は第十九条から前条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条に次の一号を加える。

三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十六の規定に違反した者

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

#### 第四章 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決

等業務（苦情処理手続（特定兼営業業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（特定兼営業業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。）を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執

行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関(この項の規定により指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第十二条の四において同じ。)と信託業務を営む金融機関との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託業務を営む金融機関の数の信託業務を営む金融機関の総数に占める割合が政令で定める割合

以下の割合となったこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項に規定する「特定兼営業務関連苦情」とは、特定兼営業務(金融機関が営む信託業法第二条第一項に規定する信託業及び第一条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びに当該金融機関のために同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が営む信託契約代理業をいう。以下この項において同じ。)に関する苦情をいい、「特定兼営業務関連紛争」とは、特定兼営業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。

(業務規程)

第十二条の三 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
三 紛争解決等業務の実施に関する事項  
四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融機関(手続実施基本契約を締結した相手方である信託業務を営む金融機関をいう。次号において同じ。)が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金融機関又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項  
六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項  
七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの  
(信託業法の準用)

第十二条の四 信託業法第五章の二(第八十五条の二及び第八十五条の七第一項を除く。)の規定は、指定紛争解決機関について準用する。この場合において、同法第八十五条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の

二第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第二項」と、同法第八十五条の五第一項中「この法律」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」と、同法第八十五条の六中「他の法律」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律以外の法律」と、同法第八十五条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の三第二号」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の三第四号」と、「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第八十五条の十四第二項中「第八十五条の二第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項」と、同法第八十五条の二十二第二項第一号中「第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第八十五条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第十二条の二第一項第五号」と、同法第八

十五条の二十三第三項中「他の法律」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律以外の法律」と、同法第八十五条の二十四第一項中「第八十五条の二第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項」と、同項第一号中「第八十五条の二第一項第二号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項」と、同項第二号中「第八十五条の二第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項」と、同条第二項第一号中「第八十五条の二第一項第五号」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第五号」と、「第八十五条の二第一項」とあるのは「同法第十二条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「第八十五条の二第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 特定信用事業代理業(第九十二条の二―第九十二条の五)」を「第四章の二 特定信用事業代理業(第九十二条の二―第九十二条の五) 指定紛争解決機関(第九十二条の六―第九十二条の九)」に改める。

第十条第六項第十三号中「主務省令」を「主務省令」に改め、「という。」の下に「のうち第一

項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの」を加える。

第十一条の二の四「第三十七条の五」の下に「第三十七条の七」を加える。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

第十一条の三の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定信用事業等紛争解決機関(第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定信用事業等紛争解決機関との間で信用事業等(第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。次号において同じ。)に係る手続実施基本契約(同条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項並びに第十一条の十二の二第一項第一号及び第三項において同じ。)を締結する措置

二 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主

務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第十一条の十二の二第二項第二号において同じ。)により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

第一項の組合は、同項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務(第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。次号並びに第十一条の十二の二第四項第一号及び第二号において同じ。)の廃止の認可又は第九十二条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定信用事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定信用事業等紛争解決機関の第九十二条の六第一項の規定による指定が第九十二条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の六第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関の指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

第十一条の八中「給付金(」の下に「第九十二条の六第五項第三号を除き、」を加える。

第十一条の十の三中「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める。

第十一条の十二の二を第十一条の十二の三とし、第十一条の十二の次に次の一条を加える。

第十一条の十二の二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定共済事業等紛争解決機関(第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定共済事業等紛争解決機関との間で共済事業等(第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。次号において同じ。)に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者(利用者以外の共済契約者等を含む。次号において同じ。)からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として農林水産省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして農林水産省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして農林水産省令で定める措置

第一項の組合は、同項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第九十二条の九第一項において準用する同法第三百八条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定共済事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定共済事業等紛争解決機関の第九十二条の九第一項の規定による指定が第九十二条の九第一項において準用する同法第三百八条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の六第一項の規定による指定共済事業等紛争解決機関の指定の時に、同号に定める措

置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

第九十二条の五中「第四項ただし書及び第五項」の下に、「第三十七条の七」を加える。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 指定紛争解決機関

第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下この二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類

する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。  
六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（信用事業等に係るものについては第九十二條の八第一項において準用する銀行法

第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を、共済事業等に係るものについては第九十二條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（信用事業等に係るものについては第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を、共済事業等に係るものについては第九十二條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について、信用事業等に係るものにあつては異議（合理的な理由が付されたものに限る。以下この号において同じ。）を述べた第十條第一項第三号の事業を行う組合の数の同号の事業を行う組合の総数に占める割合が、政令で定める割合以下の割合となつたこと。

前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、信用事業等に係る業務規程にあつては主務省令で定めるところにより、第十條第一項第三号の事業を行う組合に対し、共済事業等に係る業務規程にあつては農林水産省令で定

めるところにより、同項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続（信用事業等又は共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第五項第一号において同じ。）の業務に係る部分に限り、第一項第七号に掲げる要件にあつては、信用事業等に係る業務規程については第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに、共済事業等に係る業務規程については第九十二條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）ごとに行ふものとする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 紛争解決等業務 苦情処理手続（信用事業等又は共済事業等に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続に係る業

務並びにこれに付随する業務

二 信用事業等 第十條第一項第三号の事業を行う組合が行う信用事業及び他の法律により行う事業のうち信用事業に関連する事業として主務省令で定めるもの並びに当該組合のために特定信用事業代理業を行う者が行う特定信用事業代理業

三 共済事業等 第十條第一項第十号の事業を行う組合が行う共済事業（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する責任共済に係る共済金等（同法第二十三條の三第一項において読み替えて準用する同法第十六條の二に規定する共済金等）をいう。）の支払及び支払に係る手続に関する業務に係るものを除く。）及び他の法律により行う事業のうち共済事業に関連する事業として農林水産省令で定めるもの並びに当該組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

第九十二條の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
三 紛争解決等業務（前条第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条

及び第百条の二の三において同じ。の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入組合(手続実施基本契約を締結した相手方である第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合をいう。次号において同じ。)が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入組合又はその利用者(共済事業等(前条第五項第三号に規定する共済事業等をいう。第八号及び第九十二條の九第一項において同じ。))に係る紛争解決等業務にあつては、利用者以外の共済契約者等を含む。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として、信用事業等(前条第五項第二号に規定する信用事業等をいう。次条第一項において同じ。))に係る業務規程に関するものについては主務省令で、共済事業等に係る業務規程に関するものについては農林水産省令で定めるもの第九十二條の八 銀行法第七章の五(第五十二條の六十二及び第五十二條の六十七第一項を除く。及び第五十六條(第十三号に係る部分に限る。))の規定は、指定信用事業等紛争解決

機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等であるものをいう。第九十八條第二項及び第百二條第二号において同じ。))について準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定(銀行法第五十二條の六十五第二項を除く。))中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定(同法第五十二條の六十七第二項第四号を除く。))中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。))中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、同法第五十二條の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(農業協同組合法第九十二條の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。))」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第二項」と、同法第五十二條の六十五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行(手続実施基本契約を締結した相手方である銀行」とあるのは「加入

組合(農業協同組合法第九十二條の七第四号に規定する加入組合」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約同法第九十二條の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。))その他」と、同法第五十二條の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関(農業協同組合法第九十二條の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二條の八十三第三項において同じ。))又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第九十二條の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。))」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。))」と、同法第五十二條の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の七第二号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情(信用事業等(農業協同組合法第九十二條の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。))に関する苦情をいう。以下同じ。))」と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争(信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。以下同じ。))」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「同法第十條第一項第三号の事業を行う組合から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは

「農業協同組合法第九十二條の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二條の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二條の七十四第二項中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第一項」と、同法第五十二條の七十九第一号中「銀行」とあるのは「農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う組合」と、同法第五十二條の八十二第二項第一号中「第五十二條の六十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第五十二條の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二條の六第一項第五号」と、同法第五十二條の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第五十二條の八十四第一項中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第一項」と、同項第一号中「第五十二條の六十二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第二号」と、同項第二号中「第五十二條の六十二第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第二項」と、同条第二項第一号中「第五十二條の六十二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の六第一項第五号」と、「第五十二條の六十二

第一項のとあるのは「同法第九十二条の六第一項のと、同条第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十二条の九 保険業法第四編(第三百八条の二及び第三百八条の七第一項を除く。)並びに第三百十一条第一項(第三百八条の二十一に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、指定共済事業等紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が共済事業等であるものをいう。第二百第二条第二号において同じ。)について準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定(保険業法第三百八条の五第二項を除く。)中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定(同法第三百八条の七第二項第四号を除く。)中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別(農業協同組合法第九十二条の六第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。)」と、同項第三号中「紛争

解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者(手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者)」とあるのは「加入組合(農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合」と、「顧客(顧客以外の保険契約者等)」とあるのは「利用者(利用者以外の同法第十一条の十第四号に規定する共済契約者等」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約(同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関(農業協同組合法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において同じ。又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。)」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。)」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二

条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情(共済事業等(農業協同組合法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。))に関する苦情をいう。以下同じ。)」と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争(共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることのできるものをいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「同法第十条第一項第十号の事業を行う組合から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「農業協同組合法第十條第一項第十号の事業を行う組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第

九十二条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「第三百八条の二第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、「第三百八条の二第二項の六第一項第五号」と、「第三百八条の二第二項の六第一項」とあるのは「同法第九十二条の六第一項のと、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十七条の三中「又は承認」を、「承認又は指定」に改める。

第九十八條第二項中「及び特定信用事業代理業者」を、「特定信用事業代理業者及び指定信用事業等紛争解決機関」に改め、同条第三項中「第五十二条の五十四第一項の下に」並びに第九十二条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十一第一項及び第二項を加える。

第九十九條の二の三を第九十九條の二の四とし、第九十九條の二の二の次に次の一条を加える。

第九十九條の二の三 次の各号のいずれかに該



当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十二条の八第一項において準用する

銀行法第五十二条の六十三第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の規定による指定申請書又は第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の九の規定に違反した者

三 第九十二条の八第一項において準用する

銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁

をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第二項又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十九条の五を次のように改める。  
第九十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の二の三(第一号に係る部分に限る。)又は準用銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者(組合又は特定信用事業代理業者を含む。)の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第二項又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第百条の二の次に次の二条を加える。  
第百条の二の二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十一若しくは第三百八条の十三第

九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百条の二の三 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百条の三第二号中「第五十二条の五十二の下に」第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九若しくは第三百八条の二十三第二項を加え、同条に次の二号を加える。

五 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者  
第百条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第九十九条の二の三第二号を除く。、  
第九十九条の三第三号を除く。又は第九十九条の五第一号 二億円以下の罰金刑  
三 第九十九条の二の四 五十万円以下の罰金刑(第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者にあつては、二億円以下の罰金刑)  
第百条の四第一項第六号中「第九十九条の三第三号」を「第九十九条の二の三第二号、第九十九条の三第三号、第九十九条の五第二号」に、「前二条」を「第百条の二から前条まで」に改める。

第百条の六に次の一号を加える。  
三 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反した者  
第百二条を次のように改める。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四條第二項、第七十二条の四第二項又は第七十三条の十七の規定に違反した者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(水産業協同組合法の一部改正)

第五條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。



目次中「第七章の二 特定信用事業代理業（第二百二十一条の二―第二百二十一条の五）」を「第七章の二 特定信用事業代理業（第二百二十一条の三 指定紛争解決機関（第二百二十一条の六―第二百二十一条の九）」に改める。

第二項を「第十五条の九の三第二項」に改める。

百二十一条の六第五項第二号中「第十五条の九の二」を「第十五条の九の三第二項」に改める。

百二十一条の六第五項第二号を「第十五条の九の三第二項」に改める。

百二十一条の九中「第三十七条の五」の下に「第三十七条の七」を加える。

百二十一条の十の次に次の一条を加える。  
（指定信用事業等紛争解決機関との契約締結義務等）

百二十一条の十の二 百二十一条第一項第四号の事業を行う組合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定信用事業等紛争解決機関（第二百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定信用事業等紛争解決機関との間で信用事業等（第二百二十一条の六第五項第二号に規定する信用事業等）をいう。次号において同じ。）に係る手続実施基本契約（同条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項並びに第十五条の九の二第一項第一号及び第三項において同じ。）を締結する措置

二 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 信用事業等に関する苦情処理措置

及び紛争解決措置

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第十五条の九の二第二項第二号において同じ。）により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

3 第一項の組合は、同項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務（第二百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。次号並びに第十五条の九の二第四項第一号及び第二号において同じ。）の廃止の認可又は第二百二十一条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指

定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

決等業務（第二百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。次号並びに第十五条の九の二第四項第一号及び第二号において同じ。）の廃止の認可又は第二百二十一条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指

定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定信用事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定信用事業等紛争解決機関の第二百二十一条の六第一項の規定による指定が第二百二十一条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第二百二十一条の六第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関の指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

第二項を「第十五条の九の三第二項」に改める。

る。

第十五条の七中「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める。

第十五条の九の二を第十五条の九の三とし、第十五条の九の次に次の一条を加える。  
（指定共済事業等紛争解決機関との契約締結義務等）

第十五条の九の二 百二十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定共済事業等紛争解決機関（第二百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定共済事業等紛争解決機関との間で共済事業等（第二百二十一条の六第五項第三号に規定する共済事業等）をいう。次号において同じ。）に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。次号において同じ。）からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有

する。

する者として農林水産省令で定める者に行  
わせること又はこれに準ずるものとして農  
林水産省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を  
認証紛争解決手続により図ること又はこれ  
に準ずるものとして農林水産省令で定める  
措置

3 第一項の組合は、同項の規定により手続実  
施基本契約を締結する措置を講じた場合に  
は、当該手続実施基本契約の相手方である指  
定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称を  
公表しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の  
区分に応じ、当該各号に定める期間において  
は、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当してい  
た場合において、同項第二号に掲げる場合  
に該当することとなつたとき 第二百二十一  
条の九第一項において準用する保険業法第  
三百八条の二十三第一項の規定による紛争  
解決等業務の廃止の認可又は第二百二十一  
条の九第一項において準用する同法第三百八  
条の二十四第一項の規定による指定の取消  
しの時に、同号に定める措置を講ずるため  
に必要な期間として農林水産大臣が定める  
期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当してい  
た場合において、同号の一の指定共済事業  
等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が  
第二百二十一条の九第一項において準用する  
保険業法第三百八条の二十三第一項の規定  
により認可されたとき、又は同号の一の指

定共済事業等紛争解決機関の第二百二十一  
条の六第一項の規定による指定が第二百二十一  
条の九第一項において準用する同法第三百  
八条の二十四第一項の規定により取り消さ  
れたとき(前号に掲げる場合を除く。)そ  
の認可又は取消しの時に、第一項第一号に  
定める措置を講ずるために必要な期間とし  
て農林水産大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当してい  
た場合において、同項第一号に掲げる場合  
に該当することとなつたとき 第二百二十一  
条の六第一項の規定による指定共済事業等  
紛争解決機関の指定の時に、同号に定める  
措置を講ずるために必要な期間として農林  
水産大臣が定める期間

第九十二条第一項中「第十一条の十第一項」の  
下に「第十一条の十の二第一項を加える。

第九十六条第一項中「第十一条の十第一項」の  
下に「第十一条の十の二第一項」を、「第十五  
条の九の二第一項」の下に「第十五条の九の三  
第一項」を加える。

第一百条第一項中「第十一条の十第一項」の下に  
「第十一条の十の二第一項」を加える。

第一百条の八第一項中「第十五条の九の二第一  
項」の下に「第十五条の九の三第一項」を加え  
る。

第二百二十一条の五中「第四項ただし書及び第  
五項」の下に「第三十七条の七」を加える。

第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第二百二十一条の六 主務大臣は、次に掲げる要

件を備える者を、その申請により、紛争解決  
等業務を行う者として、指定することができ  
る。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者  
又は管理人の定めのあるものを含み、外国  
の法令に準拠して設立された法人その他の  
外国の団体を除く。第四号二において同  
じ。)であること。

二 第二百二十一条の八第一項において準用す  
る銀行法第五十二条の八十四第一項若しく  
は第二百二十一条の九第一項において準用す  
る保険業法第三百八条の二十四第一項の規  
定によりこの項の規定による指定を取り消  
され、その取消しの日から五年を経過しな  
い者又は他の法律の規定による指定であつ  
て紛争解決等業務に相当する業務に係るも  
のとして政令で定めるものを取り消され、  
その取消しの日から五年を経過しない者で  
ないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四  
年法律第二百五号)又はこれらに相当する  
外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(こ  
れに相当する外国の法令による刑を含む。)に  
処せられ、その刑の執行を終わり、又は  
その刑の執行を受けることがなくなつた日  
から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する  
者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外  
国の法令上これらと同様に扱われて  
いる者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の

法令上これと同様に扱われている者  
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の  
法令による刑を含む。)に処せられ、その  
刑の執行を終わり、又はその刑の執行を  
受けることがなくなつた日から五年を経  
過しない者

二 第二百二十一条の八第一項において準用  
する銀行法第五十二条の八十四第一項若  
しくは第二百二十一条の九第一項において  
準用する保険業法第三百八条の二十四第  
一項の規定によりこの項の規定による指  
定を取り消された場合若しくはこの法律  
に相当する外国の法令の規定により当該  
外国において受けている当該指定に類す  
る行政処分を取り消された場合におい  
て、その取消しの日前一月以内にその法  
人の役員(外国の法令上これと同様に取  
り扱われている者を含む。以下この二に  
おいて同じ。)であつた者でその取消しの  
日から五年を経過しない者又は他の法律  
の規定による指定であつて紛争解決等業  
務に相当する業務に係るものとして政令  
で定めるもの若しくは当該他の法律に相  
当する外国の法令の規定により当該外国  
において受けている当該政令で定める指  
定に類する行政処分を取り消された場合  
において、その取消しの日前一月以内に  
その法人の役員であつた者でその取消し  
の日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれら  
に相当する外国の法令の規定に違反し、  
罰金の刑(これに相当する外国の法令に

よる刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関(この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)と第十一号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号又は第十一号第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第九十七条第一項第一号の事業を行う組合との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(信用事業等に係るものについては第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項各号に掲げる事項を、共済事業等に係るものについては第九十二條の九第一項において準用する

る保険業法第三百八條の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(信用事業等に係るものについては第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を、共済事業等に係るものについては第九十二條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について、信用事業等に係るものにあつては異議(合理的な理由が付されたものに限る。以下この号において同じ。)を述べた第十一号第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合の数の当該事業を行う組合の総数に占める割合が、共済事業等に係るものにあつては異議を述べた第十一号第一項第十一号、第九十三條第一項第六号の二又は第九十七條第一項第一号の事業を行う組合の数の当該事業を行う組合の総数に占める割合が、政令で定める割合以下(以下この号において同じ。)の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、信用事業等に係る業務規程にあつては主務省令で定めるところにより、第十一号第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十

三条第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合に対し、共済事業等に係る業務規程にあつては農林水産省令で定めるところにより、第十一号第一項第十一号、第九十三條第一項第六号の二又は第九十七條第二項第一号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続(信用事業等又は共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができずのものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第五項第一号において同じ。)の業務に係る部分に限り、第一項第七号に掲げる要件にあつては、信用事業等に係る業務規程については第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに、共済事業等に係る業務規程については第九十二條の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号に掲げる基準に係るもの)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)ごとに行うものとする。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 紛争解決等業務 苦情処理手続(信用事業等又は共済事業等に関する苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務

二 信用事業等 第十一号第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合が行う信用事業及び他の法律により行う事業のうち信用事業に関連する事業として主務省令で定めるもの並びに当該組合のために特定信用事業代理業を行う者が行う特定信用事業代理業

三 共済事業等 第十一号第一項第十一号、第九十三條第一項第六号の二又は第九十七條第二項第一号の事業を行う組合が行う共済事業及び他の法律により行う事業のうち共済事業に関連する事業として農林水産省令で定めるもの並びに当該組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

6 主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(業務規程)  
第九十二條の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
 二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
 三 紛争解決等業務(前条第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条及び第二百二十九条の七の三において同じ。)の実施に関する事項  
 四 紛争解決等業務に要する費用について加入組合(手続実施基本契約を締結した相手方である第十一号第一項第四号、第八十七号第一項第四号、第九十三号第一項第二号若しくは第九十七号第一項第二号又は第十一号第一項第十一号、第九十三号第一項第六号の二若しくは第九十七号の二第一項第一号の事業を行う組合をいう。次号において同じ。)が負担する負担金に関する事項  
 五 当事者である加入組合又はその利用者(共済事業等(前条第五項第三号に規定する共済事業等をいう。第八号及び第二百二十一条の九第一項において同じ。)に係る紛争解決等業務にあつては、利用者以外の共済契約者等を含む。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項  
 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項  
 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項  
 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として、信用事業等(前条第五項第二号に規定する信用事業

等)をいう。次条第一項において同じ。)に係る業務規程に関するものについては主務省令で、共済事業等に係る業務規程に関するものについては農林水産省令で定めるもの(指定信用事業等紛争解決機関に関する銀行法の準用)  
 第二百二十一条の八 銀行法第七章の五(第五十二條の六十二及び第五十二條の六十七第一項を除く。)及び第五十六條(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、指定信用事業等紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等であるものをいう。第二百二十七條第二項及び第三百三十一條第二号において同じ。)について準用する。  
 2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定(銀行法第五十二條の六十五第二項を除く。)中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定(同法第五十二條の六十七第二項第四号を除く。)中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、同法第五十二條の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(水産業協同組合法第二百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の六第二項」と、同法第五十二條の六十五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行(手続実施基本契約を締結した相手方である銀行」とあるのは「加入組合(水産業協同組合法第二百二十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約(同法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。その他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関(水産業協同組合法第二百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二條の八十三第三項において同じ。又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第二百二十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第五十二條の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情(信用事業等(水産業協同組合法第二百二十一条の

務(水産業協同組合法第二百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。))と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の六第二項」と、同法第五十二條の六十五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行(手続実施基本契約を締結した相手方である銀行」とあるのは「加入組合(水産業協同組合法第二百二十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約(同法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。その他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関(水産業協同組合法第二百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二條の八十三第三項において同じ。又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第二百二十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。))と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。))と、同法第五十二條の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情(信用事業等(水産業協同組合法第二百二十一条の

六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。))に関する苦情をいう。以下同じ。))と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争(信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。以下同じ。))と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「組合(同法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下この項及び第五十二條の七十九第一号において同じ。))から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二條の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二條の七十四第二項中「第五十二條の七十九第一号中「銀行」とあるのは「組合」と、同法第五十二條の八十二第二項第一号中「第五十二條の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の六第一項

参議院会議録第三十号(その二)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

五七

二 第二項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八條の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八條の二第二項第五号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項第五号」と、「第三百八條の二第二項の二第一項」とあるのは「同法第二百一十一條の六第一項」と、同条第三項及び第四項中「第三百八條の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十七條第二項中「及び特定信用事業代理業者」を、「特定信用事業代理業者及び指定信用事業等紛争解決機関」に改め、同条第三項中「第五十二條の五十四第一項」の下に「並びに第二百一十一條の八において読み替えて準用する同法第五十二條の八十一第一項及び第二項」を加える。

第二百二十八條の五を第二百二十八條の六とし、第二百二十八條の四を第二百二十八條の五とし、第二百二十八條の三の次に次の一条を加える。

第二百二十八條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第一項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の三第一項の規定による指定申請書又は第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六

十三第二項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の三第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十九又は第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の九の規定に違反した者

三 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の八十第一項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の八十一第一項若しくは第二項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をし、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の八十二第一項又は第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第二百二十九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條の八(第一号に係る部分に限る)、第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百零一條において準用する場合を含む。又は準用銀行法第五十二條の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者(組合又は特定信用事業代理業者を含む。)の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十四第一項又は第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第二百二十九條の七の二 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の七十一若しくは第五十二條の七十三第九項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の十一若しくは第三百八條の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二百二十九條の七の三 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の八十三第一項又は第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の二十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部

若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九條の八第二号中「第五十二條の五十二」の下に、「第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の七十八第一項、第五十二條の七十九若しくは第五十二條の八十三第二項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の十八第一項、第三百八條の十九若しくは第三百八條の二十三第二項」を加え、同条に次の二号を加える。

五 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十八第一項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二百一十一條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の八十三第三項若しくは第五十二條の八十四第三項若しくは第二百一十一條の九第一項において準用する保険業法第三百八條の二十三第三項若しくは第三百八條の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百二十九條の九第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第二百二十八條の四(第二号を除く。)、第二百二十八條の六(第三号を除く。)(又は第二百二十九條の二第一号 二億円以下の罰金刑 三 第二百二十八條の五 五十万円以下の罰金刑(第十一條第一項第四号若しくは第十一号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号若しくは第六号の二、第九十

七条第一項第二号若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者にあつては、二億円以下の罰金(刑)

第二百二十九条の九第一項第六号中「第百二十八条の五第三号」を「第百二十八条の四第二号、第百二十八条の六第三号、第百二十九条の二第二号」に、「前二条」を「第百二十九条の七から前条まで」に改める。

第二百二十九条の十に次の一号を加える。

三 第百二十一一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六又は第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反した者  
第百三十一一条を次のように改める。

第百三十一一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項又は第十三条第二項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第百二十一一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者  
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 解散及び清算並びに合併(第六十二条―第六十九条)」を「第六節 解散及び清算並びに合併(第六十二条―第六十九條)」を「第七節 指定紛争解決機関(第六十九條の二―第六十九條の五)」に改める。

第九条の七の三及び第九条の七の四を次のように改める。

(指定特定火災共済事業等紛争解決機関との契約締結義務等)

第九条の七の三 特定火災共済協同組合(第六十九条の二第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合をいう。第三項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定特定火災共済事業等紛争解決機関(第六十九條の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合  
一の指定特定火災共済事業等紛争解決機関との間で特定火災共済事業等(第六十九條の二第六項第五号に規定する特定火災共済事業等をいう。次号において同じ。)に係る手続実施基本契約(同条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項、第九條の九の二第一項第一号及び第三項並びに第九條の九の三第一項第一号及び第三項において同じ。)を締結する措置  
二 指定特定火災共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 特定火災共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者(利用者以外の被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者を含む。次号及び第九條の九の二第二項において同じ。)からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十九條の四第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第三号(定義)に規定する認証紛争解決手続をいう。第九條の九の二第二項第二号及び第九條の九の三第二項第二号において同じ。)により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

3 特定火災共済協同組合は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定特定火災共済事業等紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第六十九條

の四第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務(第六十九條の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。次号、第九條の九の二第四項第一号及び第二号並びに第九條の九の三第四項第一号及び第二号において同じ。)の廃止の認可又は第六十九條の四第一項において準用する同法第三百八条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として行政庁が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定特定火災共済事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第六十九條の四第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定特定火災共済事業等紛争解決機関の第六十九條の二第二項の規定による指定が第六十九條の四第二項において準用する同法第三百八条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として行政庁が定める期間  
三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第六十九條の二第二項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として行政庁が定める期間



第九条の七の四 削除

第九条の七の五第二項中「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める。

第九条の八第二項第十七号中「内閣府令」を「内閣府令」に改め、「という。」の下に「のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの」を加える。

第九条の九の次に次の二条を加える。

(指定特定共済事業等紛争解決機関との契約締結義務等)

第九条の九の二 特定共済事業協同組合等(第六十九条の二第六項第三号に規定する特定共済事業協同組合等をいう。第三項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定特定共済事業等紛争解決機関(第六十九条の四第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定特定共済事業等紛争解決機関との間で特定共済事業等(第六十九条の二第六項第六号に規定する特定共済事業等をいう。次号において同じ。)に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定特定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 特定共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置  
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十九条の四第二項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置  
3 特定共済事業協同組合等は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定特定共済事業等紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。  
4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第六十九条の四第二項において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第六十九条の四第二項において準用する同法第三百八条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として行政庁が定める期間  
二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定特定共済事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第六十九条の四第二項において準用す

る保険業法第三百八条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定特定共済事業等紛争解決機関の第六十九条の二第一項の規定による指定が第六十九条の四第二項において準用する同法第三百八条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として行政庁が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第六十九条の二第二項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として行政庁が定める期間  
(指定信用事業等紛争解決機関との契約締結義務等)

第九条の九の三 信用協同組合等(第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等をいう。第三項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定信用事業等紛争解決機関(第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定信用事業等紛争解決機関との間で信用事業等(第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等をいう。次号において同じ。)に係る手続実施基本契約を締結する措置  
二 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合

い場合 信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置  
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十九条の五において準用する銀行法(以下この条において「準用銀行法」という。第五十二条の七十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置  
3 信用協同組合等は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。  
4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 準用銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は準用銀行法第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間



二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定信用事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が準用銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定信用事業等紛争解決機関の第六十九条の二第一項の規定による指定が準用銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第六十九条の二第二項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第五十八条第六項中「給付金」の下に「第六十九条の二第六項第六号を除き」を加える。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第六十九条の二 行政庁は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第六十九条の四第一項若しくは第二項に

において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定若しくは第六十九条の五において準用する銀行法(以下この節及び第六章において「準用銀行法」という。)第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律(信用事業等に係る紛争解決等業務を行う場合にあつては、この法律又は協同組合による金融事業に関する法律、昭和二十四年法律第百八十三号)次号二及びホにおいて同じ。若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その

刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第六十九条の四第一項若しくは第二項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定若しくは準用銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下この二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しな

い者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関(この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)と特定火災共済協同組合、特定共済事業協同組合等又は信用協同組合等との間で締結される契約をいう。以下同じ。)の解除に關する事項その他の手続実施基本契約の内容(特定火災共済事業等又は特定共済事業等に係るものについては第六十九条の四第一項又は第二項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を、信用事業等に係るものについては準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(特定火災共済事業等又は特定共済事業等に係るものについては第六十九条の四第一項又は第二項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定、信用事業等に係るものについては準用銀行法第五十二条の六

十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに特定火災共済事業等又は特定共済事業等に係るものについては第六十九条の四第一項又は第二項において準用する保険業法第三百八条の七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を、信用事業等に係るものについては準用銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な割合が政令で定める割合以下となること。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定火災共済協同組合、特定共済事業協同組合等又は信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 行政庁は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続(特定火災共済事業等、特定共済事業等又は信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるところについて訴訟手続によらずに解決を図る手

続をいう。第六項第一号において同じ。)の業務に係る部分に限り、第一項第七号に掲げる要件にあつては、特定火災共済事業等又は特定共済事業等に係る業務規程については第六十九条の四第一項又は第二項において準用する保険業法第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るもの、信用事業等に係る業務規程については準用銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る特定火災共済事業等、特定共済事業等及び信用事業等の種別をいう。以下この節において同じ。)ごとに行うものとする。

5 行政庁は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 紛争解決等業務 苦情処理手続(特定火災共済事業等、特定共済事業等又は信用事業等に関する苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務
- 二 特定火災共済協同組合 火災共済協同組合のうち組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成するものであつて第八条第三項に規定する小規模の事業者であるもの以外の者にその火災共済事業を利用させているもの

三 特定共済事業協同組合等 共済事業を行う事業協同組合のうち組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの以外の者にその共済事業を利用させているもの、共済事業を行う事業協同小組合のうち組合員及び組合員と生計を一にする親族以外の者にその共済事業を利用させているもの並びに共済事業を行う協同組合連合会のうち会員並びに所屬員たる小規模の事業者及び所屬員たる小規模の事業者と生計を一にする親族以外の者にその共済事業を利用させているもの

- 四 信用協同組合等 信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 特定火災共済事業等 特定火災共済協同組合が行う火災共済事業及びこれに附帯する事業、第九條の七の二第二項の事業並びに当該特定火災共済協同組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介
- 六 特定共済事業等 特定共済事業協同組合等が行う共済事業(責任共済に係る共済金等(自動車損害賠償保障法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する同法第十六條の二に規定する共済金等をいう。))の

支払及び支払に係る手続に関する業務に係るものを除く。)及びこれに附帯する事業、第九條の二第六項(協同組合連合会にあつては第九條の九第五項において準用する第九條の二第六項)の事業並びに当該特定共済事業協同組合等のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

(業務規程)

第六十九條の三 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務(前条第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条及び第百十二条の六の二において同じ。)の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入協同組合等(手続実施基本契約を締結した相手方である特定火災共済協同組合(前

条第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合をいう。)、特定共済事業協同組合等(同項第三号に規定する特定共済事業協同組合等をいう。第百十一条第一項第四号口及び第百十一条の二第三号口において同じ。)、又は信用協同組合等(前条第六項第四号に規定する信用協同組合等をいう。))をいう。次号において同じ。))が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入協同組合等又はその利用者(特定火災共済事業等(前条第六項第五号に規定する特定火災共済事業等をいう。次条第一項において同じ。))又は特定共済事業等(前条第六項第六号に規定する特定共済事業等をいう。次条第二項において同じ。))に係る紛争解決等業務にあつては、利用者以外の被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者を含む。))から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として紛争解決等業務の種別(こと)に主務省令で定めるもの(保険業法の準用)

第六十九条の四 保険業法第四編(第三百八条の二)紛争解決等業務を行う者の指定)及び第

三百八条の七第一項(業務規程)を除く。)(指定紛争解決機関)並びに第三百十一条第一項(第三百八条の二十一に係る部分に限る。))及び第二項(検査職員の証票の携帯及び提示等)の規定は、指定特定火災共済事業等紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定火災共済事業等であるものをいう。第百十一条第一項第四号イ、第百十一条の二第三号イ及び第百十五号の二第二号において同じ。))について準用する。この場合において、同編の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同編(同法第三百八条の五第二項を除く。))の規定中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入特定火災共済協同組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、同編第三百八条の七第二項第一号及び第四号を除く。))の規定中「保険業務等関連紛争」とあるのは「特定火災共済事業等関連紛争」と、

「特定火災共済事業等関連紛争」と、「保険業務等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別(中小企業等協同組合法第六十九条の二第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。))と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。))と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合

法第六十九条の二第二項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「中小企業等協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者(手続実施基本契約)とあるのは「加入特定火災共済協同組合(手続実施基本契約(中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。))と、「保険業関係業者をいう。以下この編において」とあるのは「特定火災共済協同組合(同条第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合をいう。以下同じ。))をいう。以下」と、「顧客(顧客以外の

とあるのは「利用者(利用者以外の被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者を含む。以下」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の四第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。))と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。))と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「特定火災共済事業等関連苦情(特定火災共済事業等(同法第六十九条の二第六項第五号

に規定する特定火災共済事業等をいう。以下同じ。))に関する苦情をいう。以下同じ。))と、「当事者」とあるのは「当事者である加入特定火災共済協同組合若しくは利用者(以下単に「当事者」という。))と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは「特定火災共済事業等関連紛争(特定火災共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。以下同じ。))と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第二号」と、「保険業関係業者」とあるのは「特定火災共済協同組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「特定火災共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「特定火災共済協同組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第三百八条の二第二項第五号」とあるのは「又は同法第六十九条の二第二項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」と

あるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の四第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「第三百八条の二第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第五号」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第二項第五号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第五号」と、「第三百八条の二第二項の二」とあるのは「同法第六十九条の二第二項の二」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

保険業法第四編(第三百八条の二及び第三百八条の七第一項を除く。)並びに第三百十一条第一項(第三百八条の二十一に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、指定特定共済事業等紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定共済事業等であるものをいう。第百十一条第一項第四号ロ、第百十一条の二第三号ロ及び第百十五条の二第二号において同じ。)について準用する。この場合において、同編の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同編(同法第

三百八条の五第二項を除く。）の規定中「加入保険業関係者」とあるのは「加入特定共済事業協同組合等」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、同編（第三百八条の七第二項第一号及び第四号を除く。）の規定中「保険業務等関連紛争」とあるのは「特定共済事業等関連紛争」と、「保険業務等関連苦情」とあるのは「特定共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別（中小企業等協同組合法第六十九条の二第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「中小企業等協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者（手続実施基本契約）」とあるのは「加入特定共済事業協同組合等（手続実施基本契約（中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」と、「保険業関係業者をいう。以下この編において」とあるのは「特定共済事業協同組合等（同条第六項第三号に規定する特定共済事業協同組合等を

いう。以下同じ。」をいう。以下」と、「顧客（顧客以外の保険契約者等を含む。以下この編においてとあるのは「利用者」「利用者以外」の被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者を含む。以下」と、同法第三百八十八條の六中「又は他の法律とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九條の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第六十九條の二第六項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）と」、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）と、同法第三百八十八條の七第二項中「前項第一号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條の三第一号」と、同項第一号中「保險業務等関連苦情」とあるのは「特定共済事業等関連苦情（特定共済事業等（同法第六十九條の二第六項第六号に規定する特定共済事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）と、「当事者とあるのは「当事者である加入特定共済事業協同組合等若しくは利用者」（以下単に「当事者」という。）と、同項第四号中「下單に「当事者」という。）と、同項第五号中「保險業務等関連紛争」とあるのは「特定共済事業等関連紛争（特定共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができものををいう。以下同じ。）と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條の三第二号」と、「保險業關係業者」とあるのは「特定共済事業協同組合等」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十九条の三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第四第二号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「特定共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「特定共済事業協同組合等」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第六十九条の二第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災災共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「中小企業等協同組合法第五号」とあるのは「中小企業等協同組合法第

六十九条の二第一項第五号」と、「第三百八条の二第一項」とあるのは「同法第六十九条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(銀行法の準用)

第六十九条の五 銀行法第七章の五(第五十二條の六十二(紛争解決等業務を行う者の指定)及び第五十二條の六十七第一項(業務規程を除く。)(指定紛争解決機関)及び第五十六條(第十三号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示の規定は、指定信用事業等紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等(第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等を含む。))であるものをいう。第百十一條第一項第四号ハ、第百十一條の二第三号ハ及び第百十五條の二第二号において同じ。))について準用する。この場合において、これらの規定中「紛争解決等業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」と、「加入銀行」とあるのは「加入信用協同組合等」と、「手続実施基本契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手

続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情(中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等に関する苦情をいう。))と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争(中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。))」と、「銀行業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」と、同法第五十二條の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と、同法第五十二條の六十五第一項中「この法律」とあるのは「中小企業等協同組合法」と、同条第二項中「銀行」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等」と、同法第五十二條の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関若しくは同条第二項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、同法第五十二條の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の

三第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二條の七十四第二項中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と、同法第五十二條の七十九第一号中「銀行」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等」と、同法第五十二條の八十二第二項第一号中「第五十二條の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第五十二條の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第六十九条の二第一項第五号」と、同法第五十二條の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関若しくは同条第二項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、同法第五十二條の八十四第一項中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と、同項第一号中「第五十二條の六十二第一項第二号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第二号」と、同項

第二号中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二條の六十二第一項第五号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第五号」と、「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「同法第六十九条の二第二項」と、同条第三項及び同法第五十六條第十三号中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十一條第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 次のイからハまでに掲げる指定紛争解決機関については、それぞれイからハまでに定めるものとする。

イ 指定特定火災共済事業等紛争解決機関 経済産業大臣及び内閣総理大臣

ロ 指定特定火災共済事業等紛争解決機関 手続実施基本契約の締結の相手方となるべき特定火災共済事業協同組合等の組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣

ハ 指定信用事業等紛争解決機関 内閣総理大臣

第百十一條の二に次の一号を加える。  
三 次のイからハまでに掲げる指定紛争解決機関に関しては、それぞれイからハまでに定めるものとする。

イ 指定特定火災共済事業等紛争解決機

関 経済産業省令・内閣府令

口 指定特定共済事業等紛争解決機関 手  
続実施基本契約の締結の相手方となるべ  
き特定共済事業協同組合等の組合員の資  
格として定款に定められる事業を所管す  
る大臣が共同で発する命令

ハ 指定信用事業等紛争解決機関 内閣府  
令

第百十二条の二の次に次の一条を加える。

第百十二条の二の二 次の各号のいずれかに該  
当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万  
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の第三  
一項の規定若しくは準用銀行法第五十二条  
の六十三第一項の規定による指定申請書又  
は第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の第三  
二項の規定若しくは準用銀行法第五十二条  
の六十三第二項の規定によりこれに添付す  
べき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載  
又は記録をしてこれらを提出した者

二 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の九の  
規定又は準用銀行法第五十二条の六十九の  
規定に違反した者

三 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の二十  
第一項の規定又は準用銀行法第五十二条の  
八十第一項の規定による報告書を提出せ  
ず、又は虚偽の記載をした報告書を提出し

た者

四 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の二十  
一第一項若しくは第二項の規定又は準用銀  
行法第五十二条の八十一第一項若しくは第  
二項の規定による報告若しくは資料の提出  
をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料  
の提出をし、又はこれらの規定による当該  
職員の質問に対して答弁をせず、若しくは  
虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定に  
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した  
者

五 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の二十  
二第一項の規定又は準用銀行法第五十二条  
の八十二第一項の規定による命令に違反し  
た者

第百十二条の四の次に次の一条を加える。  
第百十二条の四の二 第六十九条の四第一項若  
しくは第二項において準用する保険業法第三  
百八条の四第一項の規定又は準用銀行法第五  
十二条の六十四第一項の規定に違反して、そ  
の職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は  
自己の利益のために使用した者は、一年以下  
の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又  
はこれを併科する。

第百十二条の六を次のように改める。  
第百十二条の六 次の各号のいずれかに該当す  
る者は、百万円以下の罰金に処する。  
一 第六十一条の二第一項若しくは第二項の  
規定に違反して、これらの規定に規定する  
書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの

規定に違反して、これらの書類に記載すべ  
き事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を  
して、公衆の縦覧に供した者

二 第六十一条の二第四項の規定により同条  
第一項又は第二項に規定する書類をこれら  
の規定により備え置き公衆の縦覧に供した  
ものとみなされる場合において、同条第四  
項に定める電磁的記録に記載すべき事項を  
記録せず、又は虚偽の記録をして、電磁的  
記録に記載された情報を電磁的方法により  
不特定多数の者が提供を受けることができ  
る状態に置く措置をとつた者

三 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の十一  
若しくは第三百八条の十三第九項の規定又  
は準用銀行法第五十二条の七十一若しくは  
第五十二条の七十三第九項の規定による記  
録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の  
記録を作成した者

第百十二条の六の次に次の一条を加える。  
第百十二条の六の二 第六十九条の四第一項若  
しくは第二項において準用する保険業法第三  
百八条の二十三第一項の規定又は準用銀行法  
第五十二条の八十三第一項の規定による認可  
を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは  
一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以  
下の罰金に処する。

第百十二条の七に次の三号を加える。  
三 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の第八  
一項の規定又は準用銀行法第五十二条の六  
十八第一項の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をした者

四 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の十八  
第一項、第三百八条の十九若しくは第三百  
八条の二十三第二項の規定又は準用銀行法  
第五十二条の七十八第一項、第五十二条の  
七十九若しくは第五十二条の八十三第二項  
の規定による届出をせず、又は虚偽の届出  
をした者

五 第六十九条の四第一項若しくは第二項に  
おいて準用する保険業法第三百八条の二十  
三第三項若しくは第三百八条の二十四第四  
項の規定又は準用銀行法第五十二条の八十  
三第三項若しくは第五十二条の八十四第三  
項の規定による通知をせず、又は虚偽の通  
知をした者

第百十四条の四中「法人の代表者」を「法人人  
格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定  
めのあるものを含む。以下この項において同  
じ。」の代表者若しくは「管理人」に改め、同条第  
四号を同条第五号とし、同条第三号中「第百十  
二条の五、第百十二条の六第一項若しくは第二  
項」を「第百十二条の二の二第二号、第百十二  
条の四の二から第百十二条の六の二まで、第百十  
二条の七第三号から第五号まで」に改め、同号  
を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号と  
し、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第百十二条の二の二(第二号を除く。)  
二億円以下の罰金刑  
第百十四条の四に次の一項を加える。  
2 人格のない社団又は財団について前項の規  
定の適用がある場合には、その代表者又は管

果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の



実施に関し指定紛争解決機関(この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第九十四条において同じ。)と金庫との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項に規定する「金庫業務関連苦情」とは、金庫業務(金庫が第五十三条第一項から第三項まで及び第六項又は第五十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該金庫のために信用金庫代理業を行う者が行う信用金庫代理業をいう。以下この項及び第八十九条第七項において同じ。)に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務関連紛争」とは、金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある

場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(業務規程)  
第八十五条の五 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。  
一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
三 紛争解決等業務の実施に関する事項  
四 紛争解決等業務に要する費用について加入金庫(手続実施基本契約を締結した相手方である金庫をいう。次号において同じ。)が負担する負担金に関する事項  
五 当事者である加入金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

第八十六条中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に、「又は認可」を「認可又は指定」に改める。

第八十九条第一項中「提供等」の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加え、「第五十六条第一号から第三号までに係る部分に限る。」に改め、同条第二項中「金庫」を「金庫」に改め、「行わせない」との下に「同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十七第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」とを加え、同条に次の二項を加える。

7 銀行法第七章の五(第五十二条の六十二)紛争解決等業務を行う者の指定)及び第五十二条の六十七第一項(業務規程を除く。)(指定紛争解決機関)及び第五十六条(第十三号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務(第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。))について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関(同項第八号に規定する指定紛争解

決機関をいう。)について、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同条第二項中「銀行」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第二号」と、「銀行」とあるのは

は「同法第二条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第八十五条の四第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の四第一項」と、同条第三項及び

同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
第八十九条の二中「第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)」、第三十七条の六(書面による解除)を「第三十七条の五から第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改め、「同条及び同法第三十四条の二第九項中」を削り、「同条第五項第二号及び同法」を「同法第三十四条の二第五項第二号及び」に改める。

第九十条第五号中「又は第五項」を「第五項又は第七項」に、「第九十一条」を「第九十四条」に改める。

第九十条の二の次に次の一条を加える。  
第九十条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者
- 二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の

提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三第一号に係る部分に限る。又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(金庫又は信用金庫代理業者を含む)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十条の四の次に次の二条を加える。  
第九十条の四の五 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の六 銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五第一号中「若しくは第五十二条の五十二」を「第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第三項」に改め、同条に次の二条を加える。

四 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第九十条の七第一項第二号中「第九十条の三第一号」を「第九十条の二の二(第二号を除く)」、第九十条の三第一号に、「第九十条の四」を「第九十条の四第一号」に改め、同項第四号中「第九十条」を「第九十条、第九十条の二の二第二号」に、「又は前三条」を「第九十条の四第二号又は第九十条の四の四から前条まで」に改める。

第九十二条を次のように改める。  
第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六条第二項の規定に違反した者
- 二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

第十一章中第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十四条 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(長期信用銀行法の一部改正)

第八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第十一号中、「内閣府令」を「内閣府令」に改め、「いう。」の下に「のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの」を加える。

第十六条の七の次に次の二条を加える。

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務(苦情処理手続(長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。))に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。であること。

二 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日か

ら五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取引扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取引扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取引扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争

解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関(この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第二十九条において同じ。)と長期信用銀行との間で締結される契約をいう。

以下この号及び次条において同じ。の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものではないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。))について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた長期信用銀行の数の長期信用銀行の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項に規定する「長期信用銀行業務関連苦情」とは、長期信用銀行業務(長期信用銀行が第六条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務並びに当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む者が営む長期信用銀行代理業をいう。以下この項及び第十七条において同じ。)に関する苦情をいい、前項に規定する「長期信用銀行業務関連紛争」とは、長期信用銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定

をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第十七条において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(業務規程)

第十六條の九 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入長期信用銀行(手続実施基本契約を締結した相手方である長期信用銀行をいう。次号において同じ。)が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者である加入長期信用銀行又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に關する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機

関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

第十七條中「適用除外」の下に、「第五十二條の六十二(紛争解決等業務を行う者の指定、第五十二條の六十七第一項(業務規程)」を、「長期信用銀行代理業について」の下に、「紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務(第十六條の八第一項に規定する紛争解決等業務をいう。))について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関(同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。))について、銀行業務に係るものにあつては長期信用銀行業務について」を加える。

第十七條の二中「第三十七條の五(保証金の受領に係る書面の交付、第三十七條の六(書面による解除)」を、「第三十七條の五から第三十七條の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改め、「同条及び同法第三十四條の二第九項中」を削り、「同条第五項第二号及び同法」を「同法第三十四條の二第五項第二号及び」に改める。  
第二十一條中「又は承認を」、「承認又は指定」に改める。  
第二十四條の次に次の一條を加える。  
第二十四條の二 次の各号のいずれかに該当す

る者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二條の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 銀行法第五十二條の六十九の規定に違反した者

三 銀行法第五十二條の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 銀行法第五十二條の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

五 銀行法第五十二條の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第二十五條の二を次のように改める。  
第二十五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三條の三(第一号に係る部分に限る。)(又は第五十二條の四十五(第一号に係る部分に限り、銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。))の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(長期信用銀行又は長期信用銀行代理業

者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 銀行法第五十二條の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第二十五條の二の四の次に次の二條を加える。

第二十五條の二の五 銀行法第五十二條の七十一若しくは第五十二條の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十五條の二の六 銀行法第五十二條の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十五條の三(第一号中「若しくは第五十二條の五十二」を、「第五十二條の五十二、第五十二條の七十八第一項、第五十二條の七十九若しくは第五十二條の八十三第二項」に改め、同条に次の二號を加える。

四 銀行法第五十二條の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 銀行法第五十二條の八十三第三項若しくは第五十二條の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者  
第二十六條第一項第二号中「第二十五條第一号の二」を「第二十四條の二(第二号を除く。)、第二十五條第一号の二」に改め、同項第四号

中「除く。」の下に、「第二十四条の二第二号」を加え、「又は前二条」を、「第二十五条の二第二号又は第二十五条の二の四から前条まで」に改める。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十八条 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第二十九条 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(労働金庫法の一部改正)

第九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 雑則(第九十条―第九十八条の四)」を「第九章の四 指定紛争解決機関(第八十九章の四―第九十条―第九十八条十九条の五・第八十九条の六)」に改める。

第五十八条第二項第十八号中「内閣府令・厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、「いう。」の下に「のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第五十八條の二第二項第十六号中「内閣府令・厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、「いう。」の下に「のうち労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十九条の五 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務(苦情処理手続(金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。)に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第五項を除き、以下同じ。)を行う者として、指定することができ。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は

その刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの

日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関(この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第百三条第二号において同じ。)と金庫との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同

条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。について異議(合理的な理由が付されたものに限り)を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項に規定する「金庫業務関連苦情」とは、金庫業務(金庫が第五十八条第一項、第二項、第四項及び第七項又は同条第一項並びに第五十八条の二第一項及び第三項の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該金庫のために労働金庫代理業を行う者が行う労働金庫代理業をいう。以下この項及び第九十四条第五項において同じ。)に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務関連紛争」とは、金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四

項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限り)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(業務規程)  
第八十九条の六 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
三 紛争解決等業務の実施に関する事項  
四 紛争解決等業務に要する費用について加入金庫(手続実施基本契約を締結した相手方である金庫をいう。次号において同じ。)が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項  
六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項  
八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令・

厚生労働省令で定めるもの  
第九十条中「及び第三項」を、「第三項及び第五項」に、「又は認可」を、「認可又は指定」に改める。

第九十四条第一項中「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加え、「第五十六条第一号から第三号まで」を「第五十六条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)」に改め、同条第二項中「行わせてはならない」との下に、「同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」とを加え、同条に次の二項を加える。

5 銀行法第七章の五(第五十二条の六十二)紛争解決等業務を行う者の指定及び第五十二条の六十七第一項(業務規程)を除く。(指定紛争解決機関)及び第五十六条(第十三号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務(第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関(同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)について、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五

第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、同条第二項中「銀行」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第三条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四

第二項中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第八十九条の五第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項第五号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「同法第八十九条の五第一項」と、同条第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条の二中「係る書面の交付」の下に「第三十七条の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)」を加える。

第百条第五号中「又は第三項」を、「第三項又は第五項」に、「第百一条」を「第百三条」に改める。

第百条の二の次に次の一条を加える。

第百条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第百条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(労働金庫又は労働金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第百条の四の次に次の二条を加える。

第百条の四の五 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百条の四の六 銀行法第五十二条の八十三第三項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百条の五第一号中「若しくは第五十二条の五十二」を、「第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項」に改め、同条に次の二条を加える。

四 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

条の三第一号に、「第百条の四」を「第百条の四第一号」に改め、同項第四号中「第百条」を「第百条、第百条の二の二第二号」に、「又は前三条」を「第百条の四第二号又は第百条の四の四から前条まで」に改める。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八條第二項の規定に違反した者

二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(銀行法の一部改正)

第十條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 雑則(第五十三條—第六十

條)を「第七章の五 指定紛争解決機関 第一節 通則(第五十二條の六十二—第五十二條の六十五) 第二節 業務(第五十二條の六十五—第五十二條の六十八) 第三節 監督(第五十二條の六十八—第五十三條—第六十條)」に改める。

第五十二條の六十四に、「第六十六條」を「第五十二條の八十七」に改める。



第二条に次の六項を加える。

17 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

18 この法律において「銀行業務」とは、銀行が第十条及び第十一条の規定により営む業務並びに担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務並びに当該銀行のために銀行代理業を営む者が営む銀行代理業をいう。

19 この法律において「苦情処理手続」とは、銀行業務関連苦情(銀行業務に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。)を処理する手続をいう。

20 この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務関連紛争(銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十三から第五十二条の七十五までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

21 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

22 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と銀行との間で締結される契約をいう。

第十条第二項第十四号中「内閣府令」を「内閣府令」に改め、「いう。」の下に「のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められ

る取引として内閣府令で定めるもの」を加える。

第十二条中「(明治三十八年法律第五十二号)」を削る。

第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第十二条の三 銀行は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 銀行業務に関する苦情処理措置(顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十二条の七十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)及び紛争解決措置(顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)

2 銀行は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。) その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第十三条の四「(係る書面の交付)」の下に「第三十七條の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)」を加える。

第五十二条の二の五中「第三十七條の五(保証

金の受領に係る書面の交付)、第三十七條の六(書面による解除)」を「第三十七條の五から第三十七條の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改め、「同条及び同法第三十四條の二第九項中」を削り、「同条第五項第二号及び同法第三十四條の三第四項第二号」を「同法第三十四條の二第五項第二号及び第三十四條の三第四項第二号」に改める。

第五十二条の四十五の二「書面による解除」の下に「第三十七條の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)」を加える。

第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五 指定紛争解決機関

# 第一節 通則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該

他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合

するために必要な事項を除く。)について異議合理的な理由が付されたものに限り、)を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限り。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(指定の申請)  
第五十二条の六十三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
一 商号又は名称  
二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決

等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称  
2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面  
二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 業務規程  
四 組織に関する事項を記載した書類  
五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの  
七 その他内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(秘密保持義務等)  
第五十二条の六十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第五十二条の七十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十二条の六十七第二項及び第四項において同じ。)若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二節 業務

(指定紛争解決機関の業務)

第五十二条の六十五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加入銀行(手続実施基本契約を締結した相手方である銀行をいう。以下この章において同じ。)若しくはその顧客以下この章において単に「当事者」という。)又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第五十二条の六十六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けたる者(第五十二条の七十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)

第五十二条の六十七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければ

ばならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
  - 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
  - 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
  - 四 紛争解決等業務に要する費用について加入銀行が負担する負担金に関する事項
  - 五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
  - 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
  - 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- 2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客からの銀行業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
  - 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入銀行の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行にこれらの手続に応じよう求めることができ、当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正

当な理由なくこれを拒んではならないこと。

- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入銀行に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。
- 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。
- 六 加入銀行は、訴訟に係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 七 加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入銀行は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入銀行は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が銀行業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を銀行業務関連紛争の当事者とする銀行業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受け

ることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入銀行の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は銀行業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入銀行から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入銀行の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を銀行業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

六 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入銀行の顧客(以下この項において単に「顧客」という。)が当該和解

案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている銀行業務関連紛争について、当事者間において仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等)第五十二条の六十八 指定紛争解決機関は、手

統実施基本契約により加入銀行が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入銀行の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入銀行の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、銀行業務関連苦情及び銀行業務関連紛争を未然に防止し、並びに銀行業務関連苦情の処理及び銀行業務関連紛争の解決を促進するため、加入銀行その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第五十二条の六十九 指定紛争解決機関は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。)を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第五十二条の七十 指定紛争解決機関は、特定の加入銀行に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第五十二条の七十一 指定紛争解決機関は、第五十二条の七十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保

存しなければならない。

(指定紛争解決機関による苦情処理手続)

第五十二条の七十二 指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客から銀行業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該銀行業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入銀行に対し、当該銀行業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(指定紛争解決機関による紛争解決手続)

第五十二条の七十三 加入銀行に係る銀行業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入銀行が統実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者  
二 銀行業務に従事した期間が通算して十年

以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入銀行の顧客が当該銀行業務関連紛争を適切に解決するに足る能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停(第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項  
二 第五十二条の六十七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項  
9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した統実施記録を作成し、保存しなければならない。  
一 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 銀行業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの(時効の中断)

第五十二条の七十四 紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可され、又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた銀行業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取

消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第五十二条の七十五 銀行業務関連紛争について当該銀行業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該銀行業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ

一 当該銀行業務関連紛争について、当該銀行業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該銀行業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入銀行の名簿の縦覧)

第五十二条の七十六 指定紛争解決機関は、加入銀行の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第五十二条の七十七 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第百五十六条の三十九第

一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

### 第三節 監督

(変更の届出)

第五十二条の七十八 指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第五十二条の七十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 その他内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第五十二条の八十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第五十二条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入銀行若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第五十二条の八十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、

紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に對して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがある

と認められる場合  
二 第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限り。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第五十二条の八十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)  
第五十二条の八十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の六十二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合  
二 第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限り。)

3 第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止

の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日

に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第五十六条に次の一号を加える。

第十三 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

第五十八条中「又は承認を」、「承認又は指定」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 第五十二条の八十一第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員

の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日

に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。



五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第六十三条の二を次のように改める。

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の三(第一号に係る部分に限る。又は第五十二条の四十五第一号に係る部分に限り、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)の規定の違反があった場合において、顧客以外の者、銀行又は銀行代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第六十三条の二の四の次に次の二条を加える。

第六十三条の二の五 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十三条の二の六 第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三第二号中「若しくは第五十二条の五十二を、第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第三項」に改め、同条

に次の二号を加える。

五 第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第六十四条第一項第二号中「第六十三条第一号」を「第六十二條の二(第二号を除く。)、第六十三條第一号に、「第六十三條の二」を「第六十三條の二第一号」に改め、同項第四号中「第六十三條の二の下に、「第六十二條の二第二号」を加え、「又は前二条」を、「第六十三條の二第二号又は第六十三條の二の四から前条まで」に改める。

第六十六条に次の一号を加える。

四 第五十二条の七十六の規定に違反した者

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十七條 第五十二條の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(貸金業法の一部改正)

第十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第四十二條—第四十六條)」を

「第三章の三 指定紛争解決機関

第一節 通則(第四十一條—第四十九條)

第二節 業務(第四十一條—第五十一條)

第三節 監督(第四十一條—第五十一條)

第四章 雑則(第四十二條—第四十六條)

第四十一條の四十一)に改める。

第二条に次の六項を加える。

18 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた者をいう。

19 この法律において「貸金業務」とは、貸金業者が営む貸金業の業務をいう。

20 この法律において「苦情処理手続」とは、貸金業務関連苦情(貸金業務に関する苦情をいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の四十九において同じ。)を処理する手続をいう。

21 この法律において「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争(貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の五十から第四十一条の五十二までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

22 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

23 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう。

第四条第一項第二号中「第三章の二」を「第三章の三」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第十二条の二の二 貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業務に関する苦情処理措置(資金需要者等(債務者等であつた者を含む。以下この号において同じ。)からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第四十一条の五十第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。及び紛争解決措置(資金需要者等との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。))により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。))

2 貸金業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第四十一条の六十第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第四十一条の六十一第一項の規定による指定の取消しの時に、同号

に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十一条の六十第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第四十一条の三十九第一項の規定による指定が第四十一条の六十一第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第四十一条の三十九第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

四 第四十一条の七に次の一項を加える。  
5 第一項の規定は、協会が第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けている場合には、適用しない。

第四十一条の二十第一項第七号中「以下」の下に「この章において」を加える。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 指定紛争解決機関

第一節 通則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第四十一条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定すること

ができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。 第四号二において同じ。)であること。

二 第四十一条の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(業務を執行する社員、業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われて

いる者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第四十一条の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を

行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、貸金業者に對し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及

びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第四十一条の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第四十一条の四十 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称  
二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面  
二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)  
三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類  
五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(秘密保持義務等)

第四十一条の四十一 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第四十一条の五十第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第四十一条の四十四第二項及び第四項において同じ。)若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二節 業務

(指定紛争解決機関の業務)

第四十一条の四十二 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、

紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)

は、当事者である加入貸金業者(手続実施基本契約を締結した相手方である貸金業者をいう。以下この章において同じ。)若しくは当該加入貸金業者に係る資金需要者等(債務者等であつた者を含む。以下この章において同じ。)又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第四十一条の四十三 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受け

た者(第四十一条の五十第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)

第四十一条の四十四 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
三 紛争解決等業務の実施に関する事項  
四 紛争解決等業務に要する費用について加入貸金業者が負担する負担金に関する事項  
五 当事者である加入貸金業者又は当該加入貸金業者に係る資金需要者等(以下この章

において単に「当事者」という。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入貸金業者に係る資金需要者等からの貸金業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入貸金業者に係る資金需要者等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入貸金業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入貸金業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入貸金業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当

該加入貸金業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、貸金業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、貸金業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入貸金業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入貸金業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入貸金業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

ならないこと。

九 加入貸金業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合に、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入貸金業者は、当該加入貸金業者に係る資金需要者等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、貸金業務関連苦情の処理又は貸金業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、貸金業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該貸金業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。  
二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が貸金業務関連紛争の当事者と利害関係

係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者という。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者という。)を貸金業務関連紛争の当事者とする貸金業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入貸金業者に係る資金需要者等が指定紛争解決機関に対し貸金業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は貸金業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入貸金業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、貸金業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入貸金業者に係る資金需要者等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該資金需要者等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入貸金業者に係る資金需要者等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、貸金業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入貸金業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる貸金業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当

該秘密の性質に依じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

第四十一条の五十第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を貸金業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入貸金業者が受諾しなければならないものをいう。  
一 当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等(以下この項において単に「資金需要

者等」という。)が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、資金需要者等が当該和解案を受諾したことを加入貸金業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、資金需要者等が当該和解案を受諾したことを加入貸金業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 資金需要者等が当該和解案を受諾したことを加入貸金業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている貸金業務関連紛争について、当事者間において仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。  
8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等)  
第四十一条の四十五 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入貸金業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入貸金業者の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、貸金業務関連苦情及び貸金業務関連紛争を未然に防止し、並びに貸金業務関連苦情の処理及び貸金業務関連紛争の解決を促進するため、加入貸金業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止)  
第四十一条の四十六 指定紛争解決機関は、暴力団員等を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

(差別的取扱いの禁止)  
第四十一条の四十七 指定紛争解決機関は、特定の加入貸金業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)  
第四十一条の四十八 指定紛争解決機関は、第四十一条の五十第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(指定紛争解決機関による苦情処理手続)  
第四十一条の四十九 指定紛争解決機関は、加入貸金業者に係る資金需要者等から貸金業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該資金需要者等に必要の助言をし、当該貸金業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入貸金業者に対し、当該貸金業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(指定紛争解決機関による紛争解決手続)  
第四十一条の五十 加入貸金業者に係る貸金業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入貸金業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 貸金業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等が当該貸金業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に對し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第四十一条の四十四第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができ

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければなら

一 当該資金需要者等が支払う料金に関する事項

二 第四十一条の四十四第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めると

ころにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 貸金業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの(時効の中断)

第四十一条の五十一 紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該貸金業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十一条の六十第一項の規定により認可され、又は第四十一条の三十九第一項の規定による指定が第四十一条の六十一第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた貸

金業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該貸金業務関連紛争の当事者が第四十一条の六十第三項若しくは第四十一条の六十一第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第四十一条の五十二 貸金業務関連紛争について当該貸金業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該貸金業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ

一 当該貸金業務関連紛争について、当該貸金業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該貸金業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該貸金業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入貸金業者の名簿の縦覧)

第四十一条の五十三 指定紛争解決機関は、加

入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(名称の使用制限)

第四十一条の五十四 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三節 監督

(変更の届出)

第四十一条の五十五 指定紛争解決機関は、第四十一条の四十第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第四十一条の五十六 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 貸金業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。  
二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第四十一条の五十七 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第四十一条の五十八 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入貸金業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

ばならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第四十一条の五十九 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に對して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第四十一条の三十九第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第四十一条の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第四十一条の三十九第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあるときと認められる場合  
二 第四十一条の四十二、第四十一条の四十三、第四十一条の四十六又は第四十一条の五十の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第四十一条の六十 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入貸金業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。



(指定の取消し等)

第四十一条の六十一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十一条の三十九第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならぬ。

一 第四十一条の三十九第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第四十一条の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第四十一条の四十二、第四十一条の四十三、第四十一条の四十六又は第四十一条の五十の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限り。)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならぬ。

4 第一項の規定により第四十一条の三十九第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入貸金業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

九の八 第四十一条の四十第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

九の九 第四十一条の四十六の規定に違反した者

九の十 第四十一条の五十七第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

九の十一 第四十一条の五十八第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の

提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の十二 第四十一条の五十九第一項の規定による命令に違反した者

第四十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条の規定に違反した者

二 第四十一条の四十一第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第四十九条に次の一号を加える。

十一 第四十一条の四十八又は第四十一条の五十第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

第五十条第一項に次の一号を加える。

七 第四十一条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

第五十条の二に次の三号を加える。

五 第四十一条の四十五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十一条の五十五第一項、第四十一条の五十六又は第四十一条の六十第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第四十一条の六十第三項又は第四十一条の六十一第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第五十一条第一項第一号中「若しくは第九号」を、「第九号、第九号の八若しくは第九号の十から第九号の十二まで」に改め、同項第二号中「及び第九号」を、「第九号、第九号の八及び第九号の十から第九号の十二まで」に改める。

第五十一条の三第一項中「指定信用情報機関」の下に「若しくは指定紛争解決機関」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第四十一条の五十三の規定に違反したとき。

第五十二条に次の一号を加える。

三 第四十一条の五十四の規定に違反したとき。

(保険業法の一部改正)

第十二条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五条」を「第百五条の三」に、  
「第四編 雑則(第三百九条―第三百四十四条)」を「第四編 罰則(第三百十五条―第三百三十八条)」に改める。

第一章 通則(第三百八条の二―第三章 業務(第三百八条の五―第三章 監督(第三百八条の十八―第三章 雑則(第三百九条―第三百四十四条)」を「第一章 通則(第三百八条の二―第三章 業務(第三百八条の五―第三章 監督(第三百八条の十八―第三章 雑則(第三百九条―第三百四十四条)」に改める。

百八条の四(百八条の十七)に改める。  
百八条の二十四(十九)条)を「  
百八条の二十四(十九)条)に改める。

28 この法律において「指定紛争解決機関」と

は、第三百八条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

29 この法律において「生命保険業務」とは、生命保険会社が第九十七条、第九十八条及び第九十九条の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該生命保険会社のために生命保険募集人が行う保険募集をいう。

30 この法律において「損害保険業務」とは、損害保険会社が第九十七条、第九十八条及び第九十九条の規定により行う業務(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)に規定する責任保険に係る保険金等(同法第十六条の二休業による損害等に係る保険金等の限度)に規定する保険金等をいう。)の支払及び支払に係る手続に関する業務(第三十二項及び第三十四項において「自動車損害賠償責任保険事業」という。)を除く。)並びに他の法律により行う業務並びに当該損害保険会社のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

31 この法律において「外国生命保険業務」とは、外国生命保険会社等が第九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第百条の規定により行う業務並びに当該外国生命保険会社等のために生命保険募集人が行う保険募集をいう。

32 この法律において「外国損害保険業務」とは、外国損害保険会社等が第九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第百条の規定により行う業務(自

動車損害賠償責任保険事業を除く。)並びに当該外国損害保険会社等のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

33 この法律において「特定生命保険業務」とは、第二百十九条第四項の特定生命保険業免許を受けた同条第一項の特定法人の同項の引受社員が第九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第百条の規定により行う業務並びに当該引受社員のために生命保険募集人が行う保険募集をいう。

34 この法律において「特定損害保険業務」とは、第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた同条第一項の特定法人の同項の引受社員が第九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第百条の規定により行う業務(自動車損害賠償責任保険事業を除く。)並びに当該引受社員のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

35 この法律において「少額短期保険業務」とは、少額短期保険業者が第二百七十二条の十一第一項の規定により行う業務及び当該少額短期保険業者のために少額短期保険募集人が行う保険募集をいう。

36 この法律において「保険仲立人保険募集」とは、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介をいう。

37 この法律において「保険業務等」とは、生命保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外国損害保険業務、特定生命保険業務、特定損害保険業務、少額短期保険業務又は保険仲立人保険募集をいう。

38 この法律において「苦情処理手続」とは、保険業務等関連苦情(保険業務等に関する苦情をいう。第三百八条の七、第三百八条の八及び第三百八条の十二において同じ。)を処理する手続をいう。

39 この法律において「紛争解決手続」とは、保険業務等関連紛争(保険業務等に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第三百八条の七、第三百八条の八及び第三百八条の十三から第三百八条の十五までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

40 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

41 この法律において「紛争解決等業務の種類」とは、紛争解決等業務に係る生命保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外国損害保険業務、特定生命保険業務、特定損害保険業務、少額短期保険業務及び保険仲立人保険募集の種類をいう。

42 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と保険業関係業者(保険会社、外国保険会社等、第二百二十三条第一項の免許特定法人、少額短期保険業者又は保険仲立人をいう。以下同じ。)との間で締結される契約をいう。

第二条の二第一項中「第四編並びに第五編を『第五編並びに第六編』に改める。  
第二十一条第三項中「第五編」を「第六編」に改める。

第九十八条第一項第八号中「内閣府令」を「内閣府令に改め、「いう。」の下に「のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの」を加える。

第九十九条第八項中「から第三十一条まで(信託業務の委託、信託業務の委託に係る信託会社の責任、」を「(信託業務の委託)、第二十三条(信託業務の委託に係る信託会社の責任)、第二十四条から第三十一条まで(」に改める。

第一百一条第一項一号中(昭和三十年法律第九十七号)を削る。

第二編第三章中第百五条の次に次の二条を加える。

(指定生命保険業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第百五条の二 生命保険会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定生命保険業務紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が生命保険業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合

一の指定生命保険業務紛争解決機関との間で生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 生命保険業務に関する苦情処理措置(顧客(顧客以外の保険契約者等を含む。以下この号において同じ。)からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第三百八

条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。次条、第二百七十二條の十三の二及び第二百九十九條の二において同じ。及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律平成十六年法律第五十一号）第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。次条、第二百七十二條の十三の二及び第二百九十九條の二において同じ。）

2 生命保険会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第三百八條の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第三百八條の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定生命保険業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八條の二十三第一項の規定により

認可されたとき、又は同号の一の指定生命保険業務紛争解決機関の第三百八條の二第一項の規定による指定が第三百八條の二十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第三百八條の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（指定損害保険業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第五五條の三 損害保険会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定損害保険業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が損害保険業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定損害保険業務紛争解決機関との間で損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 損害保険会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指

定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第三百八條の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第三百八條の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定損害保険業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八條の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定損害保険業務紛争解決機関の第三百八條の二第一項の規定による指定が第三百八條の二十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第三百八條の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第九十條第九項中「社債等の振替に関する

法律第二百九十九條第一項（振替社債等の供託に規定する振替社債等）を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八條第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

第九十九條中「外国保険会社等について」の下に、「第二百五條の二の規定は外国生命保険会社等について、第二百五條の三の規定は外国損害保険会社等についてを、」を、「第一百十一條第一項」との下に、「第二百五條の二第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定生命保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国生命保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「生命保険業務」とあるのは「外国生命保険業務」と、第二百五條の三第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定損害保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国損害保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「損害保険業務」とあるのは「外国損害保険業務」とを加える。

第二百四十條第一項第一号中「第四編を」第五編に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第二百九十九條において準用する第二百五條の二の規定の適用については、特定生命保険業免許を受けた特定法人を外国生命保険会社等とみなす。この場合において、第二百九十九條において準用する第二百五條の二第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定外国生命保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定特定生命保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「外国生命保険業務」とあるのは「特定生命保険業務」とする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>三の三 第九十九条において準用する第五十五条の三の規定の適用については、特定損害保険業免許を受けた特定法人を外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第九十九条において準用する第五十五条の第三項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定外国損害保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定特定損害保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「外国損害保険業務」とあるのは「特定損害保険業務」とする。</p> <p>第二百五十九条中「第四編及び第五編」を「第五編及び第六編」に改める。</p> <p>第二百七十二条の十三の次に次の一条を加える。</p> <p>(指定少額短期保険業務紛争解決機関との契約締結義務等)</p> <p>第二百七十二条の十三の二 少額短期保険業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 指定少額短期保険業務紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が少額短期保険業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定少額短期保険業務紛争解決機関との間で少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置</p> <p>二 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置</p> <p>少額短期保険業者は、前項の規定により手</p> | <p>統実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第三百八条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定少額短期保険業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定少額短期保険業務紛争解決機関の第三百八条の第二項第一項の規定による指定が第三百八条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第三百八条の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間と</p> | <p>して内閣総理大臣が定める期間</p> <p>第二百七十三条第一項中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。</p> <p>第二百九十九条の次に次の一条を加える。</p> <p>(指定保険仲立人保険募集紛争解決機関との契約締結義務等)</p> <p>第二百九十九条の二 保険仲立人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が保険仲立人保険募集であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定保険仲立人保険募集紛争解決機関との間で保険仲立人保険募集に係る手続実施基本契約を締結する措置</p> <p>二 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関が存在しない場合 保険仲立人保険募集に関する苦情処理措置及び紛争解決措置</p> <p>2 保険仲立人は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業</p> | <p>務の廃止の認可又は第三百八条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の第三百八条の二第一項の規定による指定が第三百八条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第三百八条の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>第三百条の二中「第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)」、第三十七条の六(書面による解除)を「第三十七条の五から第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改める。</p> <p>第三百十一条第一項中「又は第三百五条」を「第三百五条又は第三百八条の二十一」に改める。</p> <p>第三百十六條の二の次に次の一条を加える。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第三百十六條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三百八条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第三百八条の九の規定に違反した者

三 第三百八条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第三百八条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三百八条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第三百十七條の二に次の一号を加える。

十 第三百八条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第三百十九條の二に次の一号を加える。

五 第三百八条の二十三第一項の規定による認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

第三百十九條の二を第三百十九條の三とし、第三百十九條の次に次の一条を加える。

第三百十九條の二 第三百八条の十一又は第三百八条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成

した者は、百万円以下の罰金に処する。

第三百二十條に次の三号を加える。

八 第三百八条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九又は第三百八条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第三百八条の二十三第三項又は第三百八条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第三百二十一條第一項第二号中「第三百十六條の二の下に」、「第三百十六條の三(第二号を除く。)」を加え、同項第四号中「若しくは第五号」の下に「第三百十六條の三(第二号)」を加える。

第三百三十五條に次の一号を加える。

七 第三百八条の十六の規定に違反した者

第三百三十八條の次に次の一条を加える。

第三百三十九條 第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第五編を第六編とし、第四編を第五編とし、第三編の次に次の一編を加える。

第四編 指定紛争解決機関

第一章 通則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第三百八条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われて

いる者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた保険業関係業者の数の保険業関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(指定の申請)

第三百八条の三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二 商号又は名称

三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は商号若しくは名称

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を

有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(秘密保持義務等)

第三百八条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第三百八条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第三百八条の七第二項及び第四項において同じ。)若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二章 業務

(指定紛争解決機関の業務)

第三百八条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員会を含む。)は、当事者である加入保険業関係業者(手続実施基本契約を締結した相手方である保険業

関係業者をいう。以下この編において同じ。)若しくはその顧客(顧客以外の保険契約者等を含む。以下この編において同じ。)又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第三百八条の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第三百八条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)

第三百八条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入保険業関係業者が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入保険業関係業者又はその顧客(以下この編において単に「当事者」という。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 指定紛争解決機関は、加入保険業関係業者の顧客からの保険業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入保険業関係業者の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入保険業関係業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入保険業関係業者は、その求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入保険業関係業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入保険業関係業者は、その求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

これを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、保険業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、保険業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入保険業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入保険業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入保険業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入保険業関係業者は、第六号若しくは

第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入保険業関係業者は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、保険業務等関連苦情の処理又は保険業務等関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、保険業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合には、当該保険業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にできないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が保険業務等関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由があ

る場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係を有するものとして内閣府令で定める者をいう。）を保険業務等関連紛争の当事者とする保険業務等関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号（業務）に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。



六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入保険業関係業者の顧客が指定紛争解決機関に対し保険業務等関連苦情の解決の申立てをする場合又は保険業務等関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入保険業関係業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、保険業務等関連紛争の他方の当事者となる当該加入保険業関係業者の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入保険業関係業者の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、保険業務等関連紛争の他方の当事者となる当該加入保険業関係業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる保険業務等関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

と。第三百八条の十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 保険業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によって保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を保険業務等関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

六 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入保険業関係業者が受諾しなければならないものという。

一 当事者である加入保険業関係業者の顧客(以下この項において単に「顧客」という。)が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入保険業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入保険業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入保険業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている保険業務等関連紛争について、当事者間において仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二条第一項(定義)に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等) 第三百八条の八 指定紛争解決機関は、手続実

施基本契約により加入保険業関係業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入保険業関係業者の意見を聴取し、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入保険業関係業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、保険業務等関連苦情及び保険業務等関連紛争を未然に防止し、並びに保険業務等関連苦情の処理及び保険業務等関連紛争の解決を促進するため、加入保険業関係業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第三百八条の九 指定紛争解決機関は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号(定義)に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第三百八条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入保険業関係業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第三百八条の十一 指定紛争解決機関は、第三百八条の十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解

決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(指定紛争解決機関による苦情処理手続)

第三百八条の十二 指定紛争解決機関は、加入保険業関係業者の顧客から保険業務等関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該保険業務等関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入保険業関係業者に対し、当該保険業務等関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(指定紛争解決機関による紛争解決手続)

第三百八条の十三 加入保険業関係業者に係る保険業務等関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入保険業関係業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号(業務)に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間

が通算して五年以上である者

二 保険業務等に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入保険業関係業者の顧客が当該保険業務等関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたとき、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するも

のとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受託を勧告し、又は特別調停(第三百八条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入保険業関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第三百八条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録

を作成し、保存しなければならない。

一 保険業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 保険業務等関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(時効の中断)

第三百八条の十四 紛争解決手続によつては保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該保険業務等関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八条の二十三第一項の規定により認可され、又は第三百八条の二第一項の規定による指定が第三百八条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた保険業務等関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該保険業務等関

連紛争の当事者が第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第三百八条の十五 保険業務等関連紛争について当該保険業務等関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該保険業務等関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該保険業務等関連紛争について、当該保険業務等関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。
  - 二 前号の場合のほか、当該保険業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該保険業務等関連紛争の解決を図る旨の合意があること。
  - 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
  - 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- (加入保険業関係業者の名簿の縦覧)
- 第三百八条の十六 指定紛争解決機関は、加入保険業関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(名称の使用制限)

第三百八条の十七 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第五十六条の三十九第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く)は、その名称又は商号中に指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三章 監督

(変更の届出)

第三百八条の十八 指定紛争解決機関は、第三百八条の三第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第三百八条の十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 保険業関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第三百八条の二十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三百八条の二十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入保険業関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(業務改善命令)

第三百八条の二十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、

紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合
- 二 第三百八条の五、第三百八条の六、第三百八条の九又は第三百八条の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第三百八条の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は

一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならぬ。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という))から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入保険業関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)  
第三百八条の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三百八条の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三百八条の二第一項第二号から第七号

までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により第三百八条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第三百八条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二 第三百八条の五、第三百八条の六、第三百八条の九又は第三百八条の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第三百八条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

4 第一項の規定により第三百八条の二第一項

の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入保険業関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

(農林中央金庫法の一部改正)  
第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 農林中央金庫代理業第九十五条の二(第九十五条の五)」を「第九章の二 農林中央金庫代理業(第九十五条の二)第三 指定紛争解決機関(第九十五条の六)第九十五条の八)」に改める。

第五十四条第四項第十六号中「主務省令」を「主務省令」に、「第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの」を「農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの(第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。)」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十七条の二 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関(第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続

実施基本契約(同号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項において同じ。)を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 顧客からの苦情の処理の業務に従事する職員その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二 紛争解決措置 顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

3 農林中央金庫は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務(第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。)の廃止の認可又は第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第九十五条の六第一項の規定による指定が第九十五条の八十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十五条の六第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

「第三十七条の七」を加える。

第五十九条の七中「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改め、「同条及び同法第三十四条の二第九項中」を削り、「同条第五項第二号及び同法」を「同法第三十四条の二第五項第二号及び」に改める。

第八十二条第一項中「及び農林中央金庫代理業者」を、「農林中央金庫代理業者及び第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関」に改め、同条第三項中「並びに第九十五条の四」を「第九十五条の四」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「並びに第九十五条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十一第一項及び第二項」を加える。

第九十五条の五中「第四項ただし書及び第五項」の下に「第三十七条の七」を加える。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十五条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消さ

れ、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取

消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下この二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と農林中央金庫との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に關する事項その他の手続実施基本契約の内容（第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について農林中央金庫が異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べなかつたこと。

2 前項に規定する「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（農林中央金庫業務（農林中央金庫が第五十四条の規定により営む業務及び他の法律により営む業務並びに農林中央金庫代理業を営む者が営む農林中央金庫代理業をいう。以下この項において同じ。）に關する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（農林中央金庫業務に關する紛争で当事者が和解をすることができるとのものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、農林中央金庫に対し、業務規程の内容を説明し、

これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

4 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該當していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）  
第九十五条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に關する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に關する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に關する事項
- 三 紛争解決等業務（前条第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条及び第九十九条の二の六において同じ。）の実施に關する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入農林中央金庫（手続実施基本契約を締結した相手方である農林中央金庫をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に關する事項

る事項

五 当事者である加入農林中央金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に關する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に關する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に關する事項

七 紛争解決等業務に關する苦情の処理に關する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として主務省令で定めるもの

（指定紛争解決機関に關する銀行法の準用）  
第九十五条の八 銀行法第七章の五（第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、指定紛争解決機関について準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。）中「加入銀行」とあるのは「加入農林中央金庫」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。）中「銀行業務関連紛争」とあるのは「農林中央金庫業務関連紛争」と、前項に規定する規定（同法第二項第一号を除く。）中「銀行業務関連苦情」とあるのは「農林中央金庫業務関連苦情」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条

第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（農林中央金庫法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、同条第二項中「加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行）」とあるのは「加入農林中央金庫（農林中央金庫法第九十五条の七第四号に規定する加入農林中央金庫）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）その他の」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「農林中央金庫法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（農林中央金庫法第九十五条の六第二項に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「農林中央金庫業務関連苦情（農林中央金庫業務農林中央金庫法第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務をいう。以下同じ。）に關

する苦情をいう。以下同じ。』と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「農林中央金庫業務関連紛争(農林中央金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「第二項第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第二号」と、「銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「農林中央金庫業務」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「農林中央金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第二号」と、同項

第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第二項第五号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「同法第九十五条の六第一項」と、同条第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。第九十八条の三の次に次の一条を加える。第九十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料

料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十九条の二を次のように改める。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条の二(第一号に係る部分に限る。又は準用銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。))の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十九条の二の四の次に次の二条を加える。

第九十九条の二の五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の六 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三第一号中「第五十二条の五十二」の下に「若しくは第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項」を加え、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第九十九条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第九十八条の四(第二号を除く。又は第九十九条の二第一号 二億円以下の罰金刑 第九十九条(第六号を除く。)) 二億円以下の罰金刑(清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑)

第九十九条の四第一項第五号中「第九十九条第六号又は前二条」を「第九十八条の四第二号、第九十九条第六号、第九十九条の二第二号又は第九十九条の二の四から前条までに」に改める。

第百条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。



一 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

第二百二条を次のように改める。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(信託業法の一部改正)

第十四条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則 第八十六条―第九十

「第五章の二 指定紛争解決機関

条)を 第一節 総則(第八十五条の二―第八

第二節 業務(第八十五条の五―第八

第三節 監督(第八十五条の十八―第

第六章 雑則(第八十六条―第九十

十五条の四) に、「第一百条」を「第一百

十五条の二十四) に、

に改める。

第二条に次の六項を加える。

10 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

11 この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。

一 信託会社及び外国信託会社が営む信託業並びにこれらの者が第二十一条第一項(第

六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により営む業務並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業

二 第五十二条第一項の登録を受けた者が営む信託業及び当該登録を受けた者が第二十一条第一項の規定により営む業務

三 第五十条の二第二項の登録を受けた者が行う信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務及び当該登録を受けた者が営む信託受益権売買等業務(金融商品取引法第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。以下同じ。)

12 この法律において「苦情処理手続」とは、手続対象信託業務関連苦情(手続対象信託業務に関する苦情をいう。第八十五条の七、第八十五条の八及び第八十五条の十二において同じ。)を処理する手続をいう。

13 この法律において「紛争解決手続」とは、手続対象信託業務関連紛争(手続対象信託業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。第八十五条の七、第八十五条の八及び第八十五条の十三から第八十五条の十五までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

14 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

15 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と信託会社等(信託会社、外国信託会

社、第五十条の二第二項の登録を受けた者及び第五十二条第一項の登録を受けた者をいう。第五章の二において同じ。)との間で締結される契約をいう。

第四条第三項第六号中「(金融商品取引法第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。以下同じ。)」を削る。

第五条第二項第五号中「(当該免許、登録若しくは)を」を「当該免許、登録又は」に改め、同項第六号中「(平成十八年法律第百八号)」を削り、同項第八号中「(禁錮を禁錮)」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等) 第二十三条の二 信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 手続対象信託業務に関する苦情処理措置(顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第八十五条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)及び

紛争解決措置(顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措

置をいう。)

2 信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第八十五条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第八十五条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第八十五条の二第一項の規定による指定の時に、同号

に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第二十四条の二(保証金の受領に係る書面の交付)の下に「第三十七条の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)」を加える。

第五十条の二第十二項中「第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。  
第五章の次に次の一章を加える。

# 第一章 紛争解決機関

## 第一節 総則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)

に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日

前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。

## (指定の申請)

第八十五条の三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称  
二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地  
三 役員(氏名又は商号若しくは名称)の氏名又は商号若しくは名称  
2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

### 三 業務規程

#### 四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定める書類

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定める書類

七 その他内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（秘密保持義務等）

第八十五条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五条の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第二節 業務

### （指定紛争解決機関の業務）

第八十五条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

#### 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）

は、当事者である加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等という。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第八十五条の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第八十五条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

### （業務規程）

第八十五条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加

入信託会社等が負担する負担金に関する事項

五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客からの手続対象信託業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入信託会社等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、

加入信託会社等に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入信託会社等は、訴訟に係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その

他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないときと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決

委員が手続対象信託業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を手続対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定

めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入信託会社等の顧客が指定紛争解決機関に対し手続対象信託業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手続対象信託業

務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間には和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を手続対象信託業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入信託会社等が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入信託会社等の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に、当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に、当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている手続対象信託業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第八十五条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入信託会社等が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入信託会社等の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入信託会社等の商号又は名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、手続対象信託業務関連苦情及び手続対象信託業務関連紛争を未然に防止し、並びに手続対象信託業務関連苦情の処理及び手続対象信託業務関連紛争の解決を促進するため、加入信託会社等その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第八十五条の九 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第八十五条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入信託会社等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第八十五条の十一 指定紛争解決機関は、第八十五条の十三第九項の規定によるもののほ

か、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第八十五条の十二 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十三 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 手続対象信託業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入信託会社等の顧客が当該手続対象信託業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託

紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第八十五条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができ、

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入信託会社等の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項  
二 第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項  
9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録

を作成し、保存しなければならない。

一 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの(時効の中断)

第八十五条の十四 紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十三第一項の規定により認可され、又は第八十五条の二第二項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた手続対象信託業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対

象信託業務関連紛争の当事者が第八十五条の二十三第三項若しくは第八十五条の二十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第八十五条の十五 手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ、

一 当該手続対象信託業務関連紛争について、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該手続対象信託業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。(加入信託会社等の名簿の縦覧)  
第八十五条の十六 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿を公衆の縦覧に供しなけれ

ばならない。

(名称の使用制限)

第八十五条の十七 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

### 第三節 監督

(変更の届出)

第八十五条の十八 指定紛争解決機関は、第八十五条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第八十五条の十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託会社等と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。  
(業務に関する報告書の提出)  
第八十五条の二十 指定紛争解決機関は、事業

年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第八十五条の二十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入信託会社等若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解してはならない。

(業務改善命令)

第八十五条の二十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定紛争解決機関に対し、その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限り。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第八十五条の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、

又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において委託紛争解決機関という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第八十五条の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十五条の二第一項の規定による

指定を取り消し、又は六月以内の期間を定め、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十五条の二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により第八十五条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限り。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 第一項の規定により第八十五条の二第一項



の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第八十九条中「及び承認」を「承認及び指定」に改める。

第九十三条に次の五号を加える。

三十一 第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

三十二 第八十五条の九の規定に違反した者

三十三 第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三十四 第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十五 第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十四条に次の一号を加える。

八 第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十六条の次に次の二条を加える。

第九十六条の二 第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十六条の三 第八十五条の二十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条に次の六号を加える。

十三 第八十五条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第八十五条の二十三第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十八 第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第九十八条第一項第二号中「及び第二十三号」を「第二十三号及び第三十二号」に改め、同項

第四号中「若しくは第二十三号、第九十四条第五号及び第七号を除く。」又は前二条を「第二

十三号若しくは第三十二号、第九十四条第五号及び第七号を除く。」又は第九十六条から前条まで」に改める。

第九 第八十五条の十六の規定に違反した者

第一百条 次の一条を加える。

第一百条 第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十五条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第十八号中「主務省令」を「主務省令に、第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するもの以外のものを」を「商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの(第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。)」に改める。

第二十九条中「第三十七条の五」の下に「第三十七条の七」を加える。

第五十六条第五項ただし書中「及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項」を「第四項(同法第三十四条の三第十二項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項(同法第三十四条の三第三項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第三十四条の三第二項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。))」に改める。

第十六条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の二」に、

「第六章 雑則(第九十九条―第一百三条)」を「第七章 罰則(第九十九条―第一百十五條)」に改める。

第六章 指定紛争解決機関(第九十九条―第一百七章 雑則(第九十九条―第一百六条)

八章 罰則(第九十七条―第一百八条)

に改める。

第二条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

第十条第一項第七号中「第七章」を「第八章」に改める。

第三章第二節中第五十一条の次に次の一条を加える。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十一条の二 資金移動業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で資金移動業に係

る場合を含む。)、第七項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。))及び第十一項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。))に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正)

第十六条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の二」に、

「第六章 雑則(第九十九条―第一百三条)」を「第七章 罰則(第九十九条―第一百十五條)」に改める。

第六章 指定紛争解決機関(第九十九条―第一百七章 雑則(第九十九条―第一百六条)

八章 罰則(第九十七条―第一百八条)

に改める。

第二条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

第十条第一項第七号中「第七章」を「第八章」に改める。

第三章第二節中第五十一条の次に次の一条を加える。

る手続実施基本契約(第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。)を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 資金移動業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならぬ。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務(第九十九条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。)の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第九十九条第二項の規定による指定

が第百条第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項の規定は、認定資金決済事業者協会が第九十九条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が資金移動業に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

第百十五条を第百十八条とし、第百十四条を第百十七条とし、第百十三条を第百十六条とする。

第百十二条第一項第一号中「第百五条を」第百八条に改め、同項第二号中「第百六条を」第百九条に改め、同項第三号中「第百七条又は第百九条を」第百十条又は第百十二条に改め、同項第四号中「第百四条、第百五条第三号、第百六条第七号、第百九条第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第百十条を」第百七条、第百八条第三号、第百九条第七号、第百十二条第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第百十三条に改め、同条を第百十五条とする。

第百十一条に次の一号を加える。

十 第百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者  
第百十一条を第百十四条とし、第百四条から第百十条までを三条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とする。  
第六章中第百三条を第百六条とし、第九十九条から第百二条までを三条ずつ繰り下げる。  
第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

#### 第六章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)  
第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務(苦情処理手続(資金移動業に関する苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(資金移動業に関する紛争で当事者が和解をすることができないものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。次条第三項を除き、以下この章において同じ。))の業務並び

にこれに付随する業務をいう。以下この項において同じ。)を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律、銀行法等若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者  
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を

受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施を内容とする契約をいう。以下この章において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(第百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに第百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた資金移動業者の数の資金移動業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

二 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定

をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

四 内閣総理大臣は、第二項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。(指定の取消し等)

第百条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げ

る要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は前条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二 次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

三 第一項の規定により前条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項に規定する苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の手続実施基本契約を締結した相手方である資金移動業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

四 内閣総理大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による指定を取り消したとき、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところによ

り、その旨を公告しなければならない。  
(指定紛争解決機関に関する銀行法の規定の準用)  
第百一条 銀行法第二十九条から第二十二項まで及び第五十二条の六十三から第五十二条の八十三までの規定(これらの規定に係る

罰則を含む。次項において「銀行法規定」という。)は、指定紛争解決機関について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|          |           |
|----------|-----------|
| 銀行業務関連苦情 | 資金移動業関連苦情 |
| 銀行業務関連紛争 | 資金移動業関連紛争 |
| 加入銀行     | 加入資金移動業者  |
| 顧客       | 利用者       |

2 銀行法規定を指定紛争解決機関について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる銀行法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                 |                                   |                                    |
|-----------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 第五十二条の六十三第二項第一号 | 前条第一項                             | 資金決済に関する法律第九十条第一項                  |
| 第五十二条の六十三第二項第一号 | 前条第一項第三号                          | 資金決済に関する法律第九十条第一項第三号               |
| 第五十二条の六十三第二項第六号 | 前条第二項                             | 資金決済に関する法律第九十条第二項                  |
| 第五十二条の七十三第三項第二号 | 銀行業務                              | 為替取引に係る業務                          |
| 第五十二条の七十四第二項    | 第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項 | 資金決済に関する法律第九十条第一項の規定による指定が同法第百条第一項 |
| 第五十二条の八十二第二項第一号 | 第五十二条の八十四第三項                      | 同法第百条第三項                           |
| 第五十二条の八十二第二項第一号 | 第五十二条の六十二第一項第五号                   | 資金決済に関する法律第九十条第一項第五号               |

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の抵当証券業務の規制等に関する法律の一部改正)

第十七条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業務の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に、「第七章 雑則(第四十四条―第四十七条)」を「第六章の二 指定紛争解決機関」  
第二節 通則(第四十三条の二―第四十三条第三節 監督(第四十三条の五―第四十三条第七章 雑則(第四十四条―第四十七條)の(四)の十七) に改める。  
条の二十四)

第二条に次の六項を加える。  
3 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

4 この法律において「抵当証券業務」とは、抵当証券業者が営む抵当証券業務の業務をいう。

5 この法律において「苦情処理手続」とは、抵当証券業務関連苦情(抵当証券業務に関する苦情をいう。第四十三条の七、第四十三条の八及び第四十三条の十二において同じ。)を処理する手続をいう。  
6 この法律において「紛争解決手続」とは、抵

当証券業務関連紛争(抵当証券業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第四十三条の七、第四十三条の八及び第四十三条の十三から第四十三条の十五までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

7 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

8 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と抵当証券業者との間で締結される契約をいう。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。  
(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第十九条の二 抵当証券業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 抵当証券業務に関する苦情処理措置(顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第四十三条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)及び紛争解決措置(顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解

決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)

2 抵当証券業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならぬ。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第四十三條の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第四十三條の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十三條の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第四十三條の二第一項の規定による指定が第四十三條の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合

に該当することとなつたとき 第四十三條の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第三十八條第二項中「次章」を「第七章」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六節の二 指定紛争解決機関

第一節 通則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第四十三條の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。 第四号二において同じ。であること。

二 第四十三條の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は

その刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第四十三條の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて

紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第四十三條の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ

いこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた抵当証券業者の数の抵当証券業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、抵当証券業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第四十三条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

（指定の申請）

第四十三条の三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所の他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（秘密保持義務等）

第四十三条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第四十三条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第四十三条の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員

又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二節 業務

（指定紛争解決機関の業務）

第四十三条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入抵当証券業者（手続実施基本契約を締結した相手方である抵当証券業者をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第四十三条の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第四十三条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第四十三条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入抵当証券業者が負担する負担金に関する事項

五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入抵当証券業者の顧客からの抵当証券業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入抵当証券

業者の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入抵当証券業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入抵当証券業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入抵当証券業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入抵当証券業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、抵当証券業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、抵当証券業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入抵当証券業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入抵当証券業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入抵当証券業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入抵当証券業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入抵当証券業者は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、抵当証券業務関連苦情の処理又は抵当証券業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、抵当証券業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該抵当証券業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれるときを除き、これを拒否し

てはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が抵当証券業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を抵当証券業務関連紛争の当事者とする抵当証券業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入抵当証券業者の顧客が指定紛争解決機関に対し抵当証券業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は抵当証券業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入抵当証券業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、当該証券業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入抵当証券業者の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入抵当証券業者の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、当該証券業務関連紛



争の他方の当事者となる当該加入抵当証券業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる抵当証券業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第四十三条の十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 抵当証券業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては抵当証券業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を抵当証券業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及

び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入抵当証券業者が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入抵当証券業者の顧客(以下この項において単に「顧客」という。)が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入抵当証券業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入抵当証券業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入抵当証券業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている抵当証券業務関連紛争について、当事者間において仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解

若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等) 第四十三条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入抵当証券業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入抵当証券業者の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入抵当証券業者の商号又は名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、抵当証券業務関連苦情及び抵当証券業務関連紛争を未然に防止し、並びに抵当証券業務関連苦情の処理及び抵当証券業務関連紛争の解決を促進するため、加入抵当証券業者その他の者に対し、情報提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止) 第四十三条の九 指定紛争解決機関は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなく

なつた日から五年を経過しない者をいう。)を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

(差別的取扱いの禁止) 第四十三条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入抵当証券業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存) 第四十三条の十一 指定紛争解決機関は、第四十三条の十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(指定紛争解決機関による苦情処理手続) 第四十三条の十二 指定紛争解決機関は、加入抵当証券業者の顧客から抵当証券業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該加入抵当証券業務関連事情を調査するとともに、当該加入抵当証券業者に対し、当該加入抵当証券業務関連事情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(指定紛争解決機関による紛争解決手続) 第四十三条の十三 加入抵当証券業者に係る抵当証券業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入抵当証券業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者</p> <p>二 抵当証券業務に従事した期間が通算して十年以上である者</p> <p>三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者</p> <p>四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入抵当証券</p> | <p>業者の顧客が当該抵当証券業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。</p> <p>5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。</p> <p>6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第四十三条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができ。</p> <p>7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。</p> <p>8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入抵当証券業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載し</p> | <p>た書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。</p> <p>一 当該顧客が支払う料金に関する事項</p> <p>二 第四十三条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>一 抵当証券業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日</p> <p>二 抵当証券業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称</p> <p>三 紛争解決委員の氏名</p> <p>四 紛争解決手続の実施の経緯</p> <p>五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの(時効の中断)</p> <p>第四十三条の十四 紛争解決手続によつては抵当証券業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該抵当証券業務関連紛争の当事者とその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起した</p> | <p>ときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。</p> <p>2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十三条の二十三第一項の規定により認可され、又は第四十三条の二第一項の規定による指定が第四十三条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた抵当証券業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該抵当証券業務関連紛争の当事者が第四十三条の二十三第三項若しくは第四十三条の二十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。</p> <p>(訴訟手続の中止)</p> <p>第四十三条の十五 抵当証券業務関連紛争について当該抵当証券業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該抵当証券業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ。</p> <p>一 当該抵当証券業務関連紛争について、当該抵当証券業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。</p> <p>二 前号の場合のほか、当該抵当証券業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

当該指定証券業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入指定証券業者の名簿の縦覧)

第四十三條の十六 指定紛争解決機関は、加入指定証券業者の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(名称の使用制限)

第四十三條の十七 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五百六條の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

### 第三節 監督

(変更の届出)

第四十三條の十八 指定紛争解決機関は、第四十三條の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第四十三條の十九 指定紛争解決機関は、次の

各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 指定証券業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第四十三條の二十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第四十三條の二十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入指定証券業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命

じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第四十三條の二十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第四十三條の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第四十三條の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第四十三條の二第一項第

五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第四十三條の五、第四十三條の六、第四十三條の九又は第四十三條の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第四十三條の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条

第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入抵当証券業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第四十三條の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三條の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定め、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十三條の二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第四十三條の二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第四十三條の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつ

ては、第四十三條の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第四十三條の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第四十三條の五、第四十三條の六、第四十三條の九又は第四十三條の十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 第一項の規定により第四十三條の二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日(苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入抵当証券業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。)

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により第四十三條の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四十八條の次に次の一条を加える。

第四十八條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十三條の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第四十三條の九の規定に違反した者  
三 第四十三條の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第四十三條の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員(の質問に対して)を拒み、若しくは虚偽の回答をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
五 第四十三條の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第四十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十四條第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者  
二 第四十三條の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者  
第五十一條の次に次の二条を加える。

第五十一條の二 第四十三條の十一若しくは第四十三條の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十一條の三 第四十三條の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。  
第五十二條に次の三号を加える。

十一 第四十三條の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第四十三條の十八第一項、第四十三條の十九若しくは第四十三條の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第四十三條の二十三第三項若しくは第四十三條の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第五十三條中「法人の代表者」を「法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者」に改め、「第四十八條」の下に、「第四十八條の二」を加え、「前二条」を「第五十一條から前条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三條の次に次の一条を加える。  
第五十三條の二 第四十三條の十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第五十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十九條第一項の規定に違反して、その名称中に「抵当証券業協会」という文字を用いた者

二 第四十三條の十七の規定に違反して、その名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を用いた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二条の改正規定(同条に六項を加える部分(同条第三十八項及び第三十九項に係る部分に限る。))に限る。、同法第二百二条の三、第二百二条の十二及び第二百六条の六に一項を加える改正規定、同法第二百六条の七第四項及び第二百六条の八の改正規定、同法第二百六条の九の改正規定(第二百六条の四第一項の下に「第二百六条の六第二項」を加える部分に限る。)、同法第二百六条の十第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第二百六条の十四第一項ただし書の改正規定、同法第二百六条の二十に一項を加える改正規定、同法第二百六条の二十一第四項の改正規定、同法第二百六条の二十二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第二百七条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第二百八条の改正規定(第二百八条の十八第一項の下に「第二百六条の二十第二項」を加える部分に限る。)、同法第二百九条の改正規定、同法第二百九条の改正規定(見出しに係る部分及び同条に一項を加える部分に限る。)、同法第二百二十四条第一項の改正規定(同項に二号を加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)、同法第二百九十条第一項の改正規定(第二百六条の六)

を「第二百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))に改める部分及び「第二百六条の二十、第二百六条の二十七」を「第二百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百六条の二十七(第二百九条において準用する場合を含む。))」に改める部分に限る。)、同法第二百九十四条の四の改正規定(同条第二項第五号に係る部分に限る。)、同法第二百九十四条の六の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十四条の七第三項の改正規定(第二百六条の六)を「第二百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))」に改める部分及び「第二百六条の二十、第二百六条の二十七」を「第二百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))」に改める部分(同条第二項において準用する場合を含む。))に改める部分に限る。)、同法第二百九十八条の六の改正規定(同条第十号に係る部分(第二百六条の六)を「第二百六条の六第一項」に改める部分及び「第二百六条の二十」を「第二百六条の二十第一項」に改める部分に限る。))及び同条第十一号に係る部分(第二百六条の六)を「第二百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))」に改める部分及び「第二百六条の二十、第二百六条の二十七」を「第二百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百六条の二十七(第二百九条において準用する場合を含む。))」に改める部分に限る。)、同法第二百九十九条の改正規定(第七十九条の四の下に「第二百六条の六第二項において準用する同条第一項、第二百六条の二十第二項において準用する同条第一項」を加える部分、

「第二百六条の二十七」の下に「第二百九条において準用する場合を含む。))」を加える部分、「自主規制法人、金融商品取引所持株会社」の下に「商品取引所、商品取引所持株会社」を加える部分及び「金融商品取引所に上場されている有価証券」を「商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券」に改める部分に限る。)、同法第二百二条の改正規定(「外国金融商品取引所」を「商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所」に改める部分に限る。))並びに同法第二百六条の改正規定(「金融商品取引所持株会社」の下に「第二百二条の三第一項に規定する親商品取引所等」を加える部分及び同法第二百六条第六号に係る部分に限る。)、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))のいずれか遅い日

二 第一条中金融商品取引法第二条の改正規定(同条第二十九項に係る部分に限る。)、同法第二百四十九条第二項の改正規定(第二百五十六条の十九)を「第二百五十六条の十九第一項」に改める部分に限る。)、同法第二百五十六条の六、第二百五十六条の十一の二第一項、第二百五十六条の十七第二項、第二百五十六条の十九、第二百五十六条の二十及び第二百九十四条の三第十三号の改正規定、同法第二百九十四条の四の改正規定(同条第一項第三十五号及び第三十六号に係る部分に限る。)、同法第二百二条の改正規定(若しくは証券金融会社)を「金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社」に改める部分及び同条第二号に係る部分(又は第八十五条第二項を「第八十五条第二項又は第二百五十六条の六第四項(第二百五十六条の十九第四項において準用する場合を含む。))」に改める部分に限る。))並びに同法第二百六条の改正規定(同条第八号に係る部分に限る。)、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

三 第一条中金融商品取引法第三十七條の六の次に一号を加える改正規定、同法第三十八條、第四十五條第一号、第五十九條の六、第六十條の十三及び第六十六條の十四第一号口の改正規定、同法第七十七條に一項を加える改正規定、同法第七十七條の二に一項を加える改正規定、同法第七十九條の十三の改正規定並びに同法第二百五十六條の三十一の次に一項を加える改正規定、第二條中無尽業法目次の改正規定(第十三條を「第十三條ノ二」に改める部分に限る。)、同法第九條の改正規定及び同法第二章中第十三條の次に一項を加える改正規定、第三條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條第一項及び第二條の二の改正規定、第四條中農業協同組合法第十一條の二の四の改正規定、同法第十一條の三の次に一項を加える改正規定、同法第十一條の十の三の改正規定、同法第十一條の十二の二を同法第十一條の十二の三とし、同法第十一條の十二の次に一項を加える改正規定及び同法第九十二條の五の改正規定、第五條中水産業協同組合法第十一條第四項第三号及び第十一條の九の改正規定、同法第十一條の十

法第十三条の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（「第三十七条の五保証金の受領に係る書面の交付」、第三十七条の六（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中保険業法目次の改正規定（「第百五条」を「第百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第百五条の次に二条を加える改正規定、同法第百九十九条の改正規定、同法第二百四十条、第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二條の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二、第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七

条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十一条の規定（貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定を除く。）　貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

五 第十六条の規定（資金決済に関する法律目次の改正規定（第五十一条）を「第五十一条の二」に改める部分に限る。）　同法第三章第二節中第五十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条に一項を加える改正規定を除く。）　資金決済に関する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

六 第十六条の規定（資金決済に関する法律目次の改正規定（第五十一条）を「第五十一条の二」に改める部分に限る。）　同法第三章第二節中第五十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条に一項を加える改正規定に限る。）　前号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取

引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第三項、第四項、第六項及び第十項、第二条の二（第一項を除く。）、第四条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第二項及び第四項から第六項まで、第十三条第一項、第二十三条の三第一項、第二十三条の四、第二十三条の八第四項、第二十三条の十三第一項、第二項、第四項及び第五項（これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十二の二並びに第二十七条の三十四の二の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等又は同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家（旧金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客とみなされている特定投資家であつて、旧金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした金融商品取引業者等（旧金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に対して施行日以後に新金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による申出をしていない者については、旧金融商品取引法第三十四条の二第三項及び第五項から第八項までの規定は、なおその効力を有する。

2 前項の特定投資家が、施行日から期限日（旧

金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。以下同じ。までの間に於いて、内閣府令で定めるところにより、前項の金融商品取引業者等に対して新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をした場合には、当該特定投資家は、当該申出をした日において同条第二項の規定により当該金融商品取引業者等の承諾を得たものとみなす。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項の金融商品取引業者等は、同項の特定投資家から期限日後最初に対象契約（新金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下同じ。）の申込みを受けた場合には、当該申込みに係る対象契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、対象契約に関して当該特定投資家を特定投資家として取り扱うこととなる旨を告知しなければならない。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、第四条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の四及び第十一條の十の三、附則第八條の規定による改正前の消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二條の三第二項、第五條の規定による改正前の水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条の七（同法第九十六条第一項及び第九十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第六條の規定による改正前の中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項（同法第九條の九第五項及び第八項において準用する

場合を含む。）、附則第九條の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の五の二、第七條の規定による改正前の信用金庫法第八十九條の二、第八條の規定による改正前の長期信用銀行法第十七條の二、第九條の規定による改正前の労働金庫法第九十四條の二、第十條の規定による改正前の銀行法第十三條の四及び第五十二條の二の五、第十二條の規定による改正前の保険業法第三百條の二、第十三條の規定による改正前の農林中央金庫法第五十九條の三及び第五十九條の七、第十四條の規定による改正前の信託業法第二十四條の二（第十二條の規定による改正前の保険業法第九十九條第八項（同法第九十九條の九において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第十五條の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十九條において準用する旧金融商品取引法第三十四條の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四條 新金融商品取引法第六十六條の三十八の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書について適用する。

第五條 新金融商品取引法第六十六條の三十九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

（商品取引所法等の一部改正に伴う調整規定）

第六條 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日が施行日後である場合における施行日から同法の施行の日までの間の新金融商品取引法第

二条第三十七項の規定の適用については、同項中「商品先物取引法第二条第三項」とあるのは、「商品取引所法第二条第八項」とする。

2 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後である場合における同日から同法の施行の日までの間における新金融商品取引法第二条第三十八項及び第三十九項並びに第九十四條の六の二の規定の適用については、新金融商品取引法第二条第三十八項中「商品先物取引法第二条第五項」とあるのは「商品取引所法第二条第二項」と、同条第六項とあるのは「同条第三項」と、同条第三十九項中「商品先物取引法第二条第十項」とあるのは「商品取引所法第二条第十九項」と、新金融商品取引法第九十四條の六の二中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」とする。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う調整規定）

第七條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日前である場合には、第六條のうち中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項の改正規定中「第九條の七の五第二項」とあるのは、「第九條の七の五第三項」とする。

2 施行日が保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における附則第三条第四項の規定の適用については、同項中「第九條の七の五第二項」とあるのは、「第九條の七の五第三項」とする。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第八條 消費生活協同組合法の一部を次のように改正する。

第十二條の三第二項中、「第三十七條の六」を「から第三十七條の七まで」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第九條 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條の五の二中「（係る書面の交付）」の下に「第三十七條の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第十條 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第九項第二号中「第三十四條の四第四項」を「第三十四條の四第六項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十一條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号中「取引等を行う市場の開設の認可」を「取引等を行う市場の開設等の認可」に改め、同号（二）中「取引等を行う市場の開設」を「取引等を行う市場の開設等」に改め、（一）の認可の下に「（同項ただし書の商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務に係るものを除く。）」を加える。

別表第一第四十一号中「の登録又は」を「若しくは信用格付業者の登録又は」に改め、同号（七）を同号（八）とし、同号（六）の次に次のように加える。



(七) 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の信用格 登録件数 一件につき九万円  
付業者の登録

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第六十六条の十九第一項の届出」の下に、「同法第六十六条の二十七の登録、同法第六十六条の三十一第一項若しくは第六十六条の四十第一項の届出」を加える。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四十二号中「第五編」を「第六編」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)  
第十四条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十二条第二項及び第三項中「第八十条の六第二項」を「第二条第十八項」に改める。

(会社法の一部改正)

第十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第五十条の二十第十項」の下に「及び第六十六条の四十第六項」を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第十六条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項第一号中「及び第三十七条の三第一項第二号」を「第三十七条の三第一項第二号及び第三十七条の七」に改め、同項第二号中「第三十七条の三第一項第二号」の下に「第三十七条の七」を加える。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第十七条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「第三十三条、第三十三条の二」を「第三十三条第一項」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第十八条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ウまで」を「ノまで」に改め、同条第三号中ウをホとし、カからムまでをヨからウまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 信用格付業者

第四条第三号に次のように加える。

ノ 指定紛争解決機関(銀行法(昭和五十六

年法律第五十九号)第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。)

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十條 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下「改正後の各法律」という。)に規定する指定紛争解決機関(以下単に「指定紛争解決機関」という。)の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第 号)附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方を含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 ○前項に定める事項のほか、

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

資金決済に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十六日 財政金融委員長 円 より子

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、より包括的な金融サービス法制について、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断的な投資家保護法制の整備の観点から引き続き実態に即した見直しを行うこと。  
一 金融商品・サービスに関する利用者の利便の増進を図るため、業態ごとの指定紛争解決機関

の指定状況及び苦情処理・紛争解決の実施状況並びに専門性の確保等を勘案しつつ、金融分野における業態横断的かつ包括的な紛争解決機関の設置に向け、業界団体等における横断化の取組みを促すこと。特に銀行等の金融機関のコングロマリット化の進展に伴い、融資をめぐって、優越的地位の乱用や利益相反行為などに関連したトラブル発生リスクが高まる可能性もあることから、指定紛争解決機関において、トラブルの実態に即した適切な紛争解決が図られるよう、万全を期すること。

なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険についても、紛争解決機能が整備されるよう、本法に基づく紛争解決機関と同様の措置を講ずること。

一 加入金融機関の顧客以外の者から相談を受けた場合において適切な他の指定紛争解決機関を紹介する等指定紛争解決機関相互の連携について、その確保を図ること。また、金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること。

一 指定紛争解決機関と金融商品・サービスの利用者保護に関係する国の機関その他の関係機関との連携を確保し、利用者保護の充実を図るとの法の趣旨を踏まえ、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争に係る情報、指定紛争解決機関の実施する紛争解決等業務に係る情報等の集約・分析・結果の取りまとめを行い、その結

果を指定紛争解決機関、金融商品・サービスの利用者保護に関係する国の機関、国民生活センタ―や法テラスなどの関係機関において共有化を図るとともに、関係者の連携の強化を図ること。

一 信用格付業者に対する規制については、国際的に整合性のある枠組み導入の必要性にかんがみ、今後とも国際的な動向を十分踏まえ、規制の充実・強化等に柔軟かつ機動的に対応すること。その際、日米欧の規制の統一性について一方にとらわれることなく、日本の市場、国情にあつたものとなるよう十分配慮すること。また、信用格付業者に対して、今般の規制の趣旨及び内容について、十分な周知徹底を図ること。

一 信用格付業者の利益相反の回避については、信用格付業者を含む企業グループの組織形態、融資関係及び有価証券の元引受契約関係等を考慮し、実効的な規制に努めること。

一 信用格付業者による格付け後のモニタリングの重要性にかんがみ、信用格付業者によるモニタリングの実績の公表の義務化を検討すること。

一 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに当たっては、金融商品市場及び商品市場のそれぞれの健全性・適切性を確保する観点から、当面は監督当局内での密接な連携を図ることにより、機能別監督を適切に実施することとし、将来的には監督の在り方を検討するなど、縦割り行政の弊害を除去するための措置を講ずること。

と。

一 金融商品取引所については、市場における自主規制業務を担っているというその公共性と我が国金融・資本市場の競争力強化の観点から、業務運営、情報公開及び内部管理がより一層適切に行われるよう、監督に当たっては十分に配意すること。また、金融商品取引所に対する各省庁からの退職職員の再就職の要請は厳に慎むなど、天下り問題を惹起することのないよう努めること。

一 リテールの資金決済に関しては、今後とも従来とは異なる新しいサービスの普及・発達が見込まれることから、前払式支払手段発行者や資金移動業者に対する検査・監督を適切に実施するとともに、これらの業者を含めた新しいサービスの担い手について、その実態を適切に把握し、滞留資金の保全・返金、資金決済の確実な履行の確保等の資金決済に関する制度について検討し、決済システムの安全性、効率性、利便性の一層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

#### 資金決済に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月二十三日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

#### 資金決済に関する法律案 資金決済に関する法律

##### 目次

|                                                                  |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第一章 総則(第一条・第二条)                                                  | 第一章 総則                                                           |
| 第二章 前払式支払手段                                                      | 第二章 前払式支払手段                                                      |
| 第一節 総則(第三条・第四条)                                                  | 第一節 総則                                                           |
| 第二節 自家型発行者(第五条・第六条)                                              | 第二節 自家型発行者                                                       |
| 第三節 第三者型発行者(第七条・第十二条)                                            | 第三節 第三者型発行者                                                      |
| 第四節 表示、発行保証金の供託その他の義務(第十三条・第二十一条)                                | 第四節 表示、発行保証金の供託その他の義務                                            |
| 第五節 監督(第二十二條・第二十九條)                                              | 第五節 監督                                                           |
| 第六節 雑則(第三十條・第三十六條)                                               | 第六節 雑則                                                           |
| 第三章 資金移動                                                         | 第三章 資金移動                                                         |
| 第一節 総則(第三十七條・第四十二條)                                              | 第一節 総則                                                           |
| 第二節 業務(第四十三條・第五十一條)                                              | 第二節 業務                                                           |
| 第三節 監督(第五十二條・第五十八條)                                              | 第三節 監督                                                           |
| 第四節 雑則(第五十九條・第六十三條)                                              | 第四節 雑則                                                           |
| 第四章 資金清算                                                         | 第四章 資金清算                                                         |
| 第一節 総則(第六十四條・第六十八條)                                              | 第一節 総則                                                           |
| 第二節 業務(第六十九條・第七十五條)                                              | 第二節 業務                                                           |
| 第三節 監督(第七十六條・第八十二條)                                              | 第三節 監督                                                           |
| 第四節 雑則(第八十三條・第八十六條)                                              | 第四節 雑則                                                           |
| 第五章 認定資金決済事業者協会(第八十七条・第九十八條)                                     | 第五章 認定資金決済事業者協会                                                  |
| 第六章 雑則(第九十九條・第一百三条)                                              | 第六章 雑則                                                           |
| 第七章 罰則(第一百四條・第一百五條)                                              | 第七章 罰則                                                           |
| 附則                                                               | 附則                                                               |
| 第一章 総則                                                           | 第一章 総則                                                           |
| (目的)                                                             | (目的)                                                             |
| 第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図る | 第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図る |

ため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、次条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。

2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引(少額の取引として政令で定めるものに限る。)を業として営むことをいう。

3 この法律において「資金移動業者」とは、第三十七条の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「外国資金移動業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第三十七条の登録と同種類の登録当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けて為替取引を業として営む者をいう。

5 この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

6 この法律において「資金清算機関」とは、第六十四条第一項の免許を受けた者をいう。

7 この法律において「認定資金決済事業者協会」とは、第八十七条の規定による認定を受けた一

般社団法人をいう。

8 この法律において「信託会社等」とは、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

9 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 信用金庫

四 信用金庫連合会

五 労働金庫

六 労働金庫連合会

七 信用協同組合

八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

十 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

十一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

十二 水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

十三 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

十四 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十五 農林中央金庫

十六 株式会社商工組合中央金庫

10 この法律において「破産手続開始の申立て等」とは、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)をいう。

11 この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)をいう。

第二章 前払式支払手段

第一節 総則

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物(以下この章において「証票等」という。)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法)をいう。以下この項において同じ。)により

記録される金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。)に應ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される金額に應ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。)であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者(次号において「発行者等」という。)から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。)であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2 この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この章において「基準日」という。)までに発行したすべての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高(次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。

|                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                       |                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 前項第一号の前払式支払手段 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額</p>                                                                                                                                                                                                | <p>七 この章において「第三者型発行者」とは、第七条の登録を受けた法人をいう。</p>                                                                                                          | <p>八 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法は</p>                                                                               |
| <p>二 前項第二号の前払式支払手段 当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額</p>                                                                                                                                                               | <p>八 この章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。<br/>(適用除外)</p>                                                                                            | <p>九 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先</p>                                                 |
| <p>三 この章において「支払可能金額等」とは、第一項第一号の前払式支払手段にあつてはその発行された時において代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつてはその発行された時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。</p>                                                                                                     | <p>四 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人であつて、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずるものとして政令で定める法人が発行する前払式支払手段</p> | <p>十 その他内閣府令で定める事項</p>                                                                                       |
| <p>四 この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者(当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者(次条第五号及び第三十二条において「密接関係者」という。)を含む。以下この項において同じ。)から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。</p> | <p>五 専ら発行する者(密接関係者を含む。)の従業員に対して発行される自家型前払式支払手段(専ら当該従業員が使用することとされているものに限定する。その他これに類するものとして政令で定める前払式支払手段</p>                                            | <p>三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地</p>                                                                    |
| <p>五 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。</p>                                                                                                                                                                                         | <p>六 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式支払手段として政令で定めるもの</p>                                                                | <p>四 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名</p>                                          |
| <p>六 この章において「自家型発行者」とは、第五条第一項の届出書を提出した者(第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であつて、第二十条第一項の規定によ</p>                                                                                                                                                    | <p>七 その利用者のために商行為となる取引にお</p>                                                                                                                          | <p>五 当該基準日における基準日未使用残高</p>                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                       | <p>六 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等</p>                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                       | <p>七 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又</p> |

四 役員の氏名又は名称  
五 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等  
六 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限  
七 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法  
八 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先  
九 その他内閣府令で定める事項  
2 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。  
(第三者型発行者登録簿)  
第九条 内閣総理大臣は、第七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。  
一 前条第一項各号に掲げる事項  
二 登録年月日及び登録番号  
2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。  
3 内閣総理大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)  
第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一 法人でないもの(外国の法令に準拠して設立された法人で国内に営業所又は事務所を有しないものを含む。)  
二 次のいずれにも該当しない法人  
イ 純資産額が、発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲その他の事情に照らして政令で定める金額以上である法人  
ロ 営利を目的としない法人で政令で定めるもの  
三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人  
四 加盟店(前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品の販売者若しくは貸出人又は提供を受けることができる役務の提供者をいう。第三十二条において同じ。)に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人  
五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人  
六 他の第三者型発行者が現に用いている商号

若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の第三者型発行者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人  
七 第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消され、又はこの法律(この章の規定及び当該規定に係る第七章の規定に限る。以下この項において同じ。)に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第九号ホにおいて同じ。)を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人  
八 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。次号二において同じ。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人  
九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人  
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者  
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者  
二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

受けることがなくなった日から三年を経過しない者  
ホ 第三者型発行者が第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者で、当該取消しの日から三年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者  
2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。  
(変更の届出)  
第十一条 第三者型発行者は、第八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。  
(名義貸しの禁止)  
第十二条 第三者型発行者は、自己の名義をもつて、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせてはならない。  
第四節 表示、発行保証金の供託その他の義務  
(表示又は情報の提供)  
第十三条 前払式支払手段発行者は、前払式支払

手段を発行する場合(当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。)には、その発行する前払式支払手段(当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。)に、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 前払式支払手段の支払可能金額等
- 三 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
- 四 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
- 五 その他内閣府令で定める事項

- 2 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合(当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合に限る。)には、内閣府令で定める方法により、前項各号に掲げる事項に関する情報を利用者に提供しなければならない。
- 3 第一項の場合において、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合その他の内閣府令で定める場合に

は、当該前払式支払手段発行者は、当該事項を表示しないことができる。

(発行保証金の供託)

第十四条 前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令で定める額(以下この章において「基準額」という。)を超えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一の額(以下この章において「要供託額」という。)以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

- 2 前払式支払手段発行者は、第三十一条第一項の権利の実行の手続の終了その他の事実の発生により、発行保証金の額(次条に規定する保全金額及び第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額を含む。第十八条第二号及び第二十三条第一項第三号において同じ。)がその事実が発生した日の直前の基準日における要供託額(第二十条第一項の規定による払戻しの手続又は第三十一条第一項の権利の実行の手続が終了した日の直前の基準日にあつては、これらの手続に係る前払式支払手段がないものとみなして内閣府令で定める方法により計算された額)に不足することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、その不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第十六条第三項において同じ。)をもってこれに充

てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

(発行保証金保全契約)

第十五条 前払式支払手段発行者は、政令で定めるところにより、発行保証金保全契約(政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が前払式支払手段発行者のために内閣総理大臣の命令に応じて発行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額(当該発行保証金保全契約において供託されることとなつている金額をいう。第十七条において同じ。)につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

(発行保証金信託契約)

第十六条 前払式支払手段発行者は、信託会社等との間で、発行保証金信託契約(当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を発行保証金の供託に充てて信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該発行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

- 2 発行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。
  - 一 発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の保有

者を受益者とする。

- 二 受益者代理人を置いていること。
- 三 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。
- 四 その他内閣府令で定める事項

- 3 発行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金(内閣府令で定めるものに限る。)又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

(供託命令)

第十七条 内閣総理大臣は、前払式支払手段の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約を締結した前払式支払手段発行者又はこれらの契約の相手方に対し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

(発行保証金の取戻し等)

第十八条 発行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

- 一 基準日未使用残高が基準額以下であるとき。
- 二 発行保証金の額が要供託額を超えるとき。
- 三 第三十一条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、前払式支払手段の利用者の利益の保護に支障がない場合として政令で定める場合

(発行保証金の保管替えその他の手続)

第十九条 この節に規定するもののほか、前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他発行保証金の供託に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第二十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合(相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。)

二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

三 その他内閣府令で定める場合

2 前払式支払手段発行者は、前項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(情報の安全管理)

第二十一条 前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その発行の業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当

該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

第五節 監督

(帳簿書類)

第二十二条 前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第二十三条 前払式支払手段発行者は、基準日ごとに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した前払式支払手段の発行の業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額

二 当該基準日における前払式支払手段の基準日未使用残高

三 当該基準日未使用残高に係る発行保証金の額

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 自家型発行者については、基準日未使用残高が基準額以下となった基準日の翌日から当該基準日以後の基準日であつて再び基準日未使用残高が基準額を超えることとなった基準日の前日までの間の基準日については、第一項の規定は、適用しない。

(立入検査等)

第二十四条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発

行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該前払式支払手段発行者に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第二十五条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実があると認めるときは、その利用者の利益の保護のために必要な限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、当該業務の運営の改善

に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自家型発行者に対する業務停止命令)

第二十六条 内閣総理大臣は、自家型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその発行の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 その発行する前払式支払手段に係る第三十条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。

(第三者型発行者に対する登録の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第七条の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 その発行する前払式支払手段に係る第三十条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。



2 内閣総理大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第七条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法平成五年法律第八十八号第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第二十八条 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消したとき、又は第三十三条第二項の規定により第七条の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分等の公告)

第二十九条 内閣総理大臣は、第二十六条又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六節 雑則

(自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例)

第三十条 前払式支払手段発行者以外の者が相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により前払式支払手段発行者から自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合(第三者型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合を除く。)において、当該業務の承継に係る自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直

前の基準日未使用残高が基準額を超えるときは、当該前払式支払手段発行者以外の者を当該自家型前払式支払手段を発行する自家型発行者とみなして、この法律(第五条を除く。)の規定を適用する。

2 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した旨

二 第五条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

三 自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直前の基準日未使用残高

四 承継した自家型前払式支払手段に係る第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項

3 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定により自家型発行者とみなされた者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(発行保証金の還付)

第三十一条 前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前払式支払手段の保有者の

利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

一 前項の権利の実行の申立てがあったとき。

二 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。

4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行保証金の還付への協力)

第三十二条 前払式支払手段発行者から発行の業務の委託を受けた者、密接関係者、加盟店その他の当該前払式支払手段発行者の関係者は、当該前払式支払手段発行者が発行した前払式支払

手段に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(廃止の届出等)

第三十三条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき。

二 第三十一条第二号に掲げるとき。

2 第三者型発行者が第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止したときは、当該第三者型発行者の第七条の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第三十四条 第三者型発行者について、第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第七条の登録が効力を失ったときは、当該第三者型発行者であつた者は、その発行した第三者型前払式支払手段に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお第三者型発行者とみなす。

(銀行等に関する特例)

第三十五条 政令で定める要件を満たす銀行等その他の政令で定める者に該当する前払式支払手段発行者については、第十四条第一項の規定は、適用しない。

(外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止)

第三十六条 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者は、国内にある者に対して、そ

の外国において発行する前払式支払手段の勧誘をしてはならない。

### 第三章 資金移動

#### 第一節 総則

#### (資金移動業者の登録)

第三十七条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

#### (登録の申請)

第三十八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び住所
- 二 資本金の額
- 三 資金移動業に係る営業所の名称及び所在地
- 四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国資金移動業者にあつてはこれらに準ずる者とする。第四十条第一項第十号において同じ。)の氏名
- 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 六 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者の氏名
- 七 資金移動業の内容及び方法
- 八 資金移動業を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容及びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 九 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 十 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

#### (資金移動業者登録簿)

第三十九条 内閣総理大臣は、第三十七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、資金移動業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

#### (登録の拒否)

第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの
- 二 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者(国内に住所を有するものに限る。)のない法人
- 三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するため

に必要と認められる財産的基礎を有しない法人

四 資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 他の資金移動業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

七 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

八 この法律、銀行法等若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十 取締役若しくは監査役又は会計参与(外国資金移動業者にあつては、国内における代表

者を含む。以下この章において「取締役等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこの法人の取締役等で

あつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第四十二条 資金移動業者は、自己の名義をもつて、他人に資金移動業者を営ませてはならない。

## 第二節 業務

(履行保証金の供託)

第四十三条 資金移動業者は、一月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における要履行保証額の最高額(第四十七条第一号において「要供託額」という。)以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(同号において「基準日」という。)から一週間以内に、その本店(外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。第四十八条において同じ。)の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の「要履行保証額」とは、各営業日における未達債務の額(資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の額であつて内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。)と第五十九条第一項の権

利の実行の手續に關する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額(その合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額)をいう。

3 履行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券(社債、株式等の振替に關する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第四十五条第三項において同じ。)をもつてこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

(履行保証金保全契約)

第四十四条 資金移動業者は、政令で定めるところにより、履行保証金保全契約(政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者のために内閣総理大臣の命令に応じ、履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額(当該履行保証金保全契約において供託されることとなつてゐる金額をいう。以下この章において同じ。)につき、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

(履行保証金信託契約)

第四十五条 資金移動業者が、信託会社等との間で、履行保証金信託契約(当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充ててゐることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のため

に必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた場合において、当該資金移動業者の各営業日において当該履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額(第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下この章において同じ。)以上の額であるときは、同条第一項の規定は、適用しない。

2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者(以下この条において「信託契約資金移動業者」という。)が行う為替取引の利用者を受益者とする。

二 受益者代理人を置いていること。

三 信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四 信託契約資金移動業者は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上の額となるよう、必要に応じてその財産を信託財産として拠出する義務を負うこと。

五 信託会社等は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以下となつた場合には、当該信託財産に属する財産を信託契約資金移動業者に移転することができないこと。

六 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。

七 その他内閣府令で定める事項

3 履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金(内閣府令で定めるものに限る。)又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

4 第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者について、各営業日のいずれかの日(以下この項において「特定日」という。)において履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額がその直前の営業日における要履行保証額未達の額となつた場合における当該特定日が属する期間(第四十三条第一項に規定する内閣府令で定める期間をいう。以下この項において同じ。)の直前の期間についての同条第一項の規定の適用については、同項中「当該期間の末日(同号において「基準日」という。)から一週間以内に」とあるのは、「第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額がその直前の営業日における要履行保証額未達の額となつた日(同号において「基準日」という。)に」とする。

(供託命令)

第四十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結した資金移動業者又はこれらの契約の相手方に対し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

(履行保証金の取戻し等)

第四十七条 履行保証金は、次の各号のいずれか

に該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と保全金額の合計額を下回るとき。

二 第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。

三 為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として政令で定める場合

(履行保証金の保管替えその他の手続)

第四十八条 この節に規定するもののほか、資金移動業者の本店の所在地の変更に伴う履行保証金の保管替えその他履行保証金の供託に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(情報の安全管理)

第四十九条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、資金移動に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託先に対する指導)

第五十条 資金移動業者は、資金移動業を第三者に委託した場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の保護等に関する措置)

第五十一条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認

を防止するための説明、手数料その他の資金移動に係る契約の内容についての情報の提供その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第三節 監督

(帳簿書類)

第五十二条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、その資金移動業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第五十三条 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)

第五十四条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金移動業者に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該

資金移動業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該資金移動業者から業務の委託を受けた者に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の資金移動業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第五十五条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金移動業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十七条の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、資金移動業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は資金移動業者を代表する取締役若しくは執行役(外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における代表者)の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該資金移動業者から申出がないときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十七条 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消したとき、又は第六十一条第二項の規定により第三十七条の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第五十八条 内閣総理大臣は、第五十六条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雑則

(履行保証金の還付)

第五十九条 資金移動業者がその行う為替取引に

関し負担する債務に係る債権者は、履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る履行保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

一 前項の権利の実行の申立てがあったとき。  
二 資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。

4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に必要な事項は、政令で定める。

(履行保証金の還付への協力)

第六十条 資金移動業者から資金移動業の委託を受けた者その他の当該資金移動業者の関係者は、当該資金移動業者の為替取引に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(廃止の届出等)

第六十一条 資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資金移動業を廃止したとき。

二 第五十九条第二項第二号に掲げるとき。

2 資金移動業者が資金移動業を廃止したときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。

3 資金移動業者は、資金移動業を廃止しようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 資金移動業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 資金移動業者は、第三項の規定による公告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。)には、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第

三項の規定は、資金移動業者(外国資金移動業者を除く。)が電子公告(同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国資金移動業者である資金移動業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条 資金移動業者について、第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第三十七条の登録が効力を失ったときは、当該資金移動業者であつた者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。

(外国資金移動業者の勧誘の禁止)

第六十三条 第三十七条の登録を受けていない外国資金移動業者は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない。

第四章 資金清算

第一節 総則

(資金清算機関の免許等)

第六十四条 資金清算業は、内閣総理大臣の免許

を受けた者でなければ、行つてはならない。

2 前項の規定は、銀行等及び日本銀行については、適用しない。

(免許の申請)

第六十五条 前条第一項の免許を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 資本金又は基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十一条に規定する基金をいう。)の額及び純資産額

三 営業所又は事務所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。次条第二項第四号において同じ。)又は理事及び監事の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 その他内閣府令で定める書類

(免許の基準)

第六十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の免許

の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、資金清算業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 資金清算業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、資金清算業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、資金清算業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社又は一般社団法人(これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。)でないもの

イ 取締役会又は理事会

ロ 監査役若しくは委員会(会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。)又は監事

ハ 会計監査人

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受

ている同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 この法律若しくは銀行法等又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四 取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 資金清算機関が第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内

にこの法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者(取締役等の欠格事由等)

第六十七条 前条第二項第四号イからホまでのいずれかに該当する者は、資金清算機関の取締役等となることができない。

2 資金清算機関の取締役等が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、資金清算機関の取締役等が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該資金清算機関に対し、当該取締役等の解任を命ずることができる。

(会社法の適用関係)

第六十八条 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、資金清算機関が株式会社である場合には、適用しない。

2 資金清算機関が株式会社である場合における会社法第四百五十八條の規定の適用について

は、同条中「三百万円」とあるのは、「三百万円を下回らない範囲内において政令で定める金額」とする。

## 第二節 業務

### (業務の制限)

第六十九条 資金清算機関は、資金清算業及びこれに関連する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該資金清算機関が資金清算業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 資金清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(資金清算業の一部の委託)

第七十条 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、資金清算業の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、第三者に委託することができる。

2 資金清算機関は、前項の規定による資金清算業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件を付さなければならない。

(業務方法書)

第七十一条 資金清算機関は、業務方法書の定めるところにより、資金清算業を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 資金清算業の対象とする債務の起因となる取引の種類
  - 二 資金清算業の相手方とする者(以下この章において「清算参加者」という。)の要件に関する事項
  - 三 資金清算業として行う債務の引受け、更改その他の方法に関する事項
  - 四 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項
  - 五 資金清算業の継続的遂行の確保に関する事項
  - 六 資金清算業及びこれに関連する業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が資金清算業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項
  - 七 資金清算業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項
  - 八 資金清算業に関する契約であつて内閣府令で定める重要な事項を内容とするものを、外国人又は外国の法令に準拠して設立された法人を相手方として締結する場合にあつては、その旨
  - 九 その他内閣府令で定める事項
- (資金清算業の適切な遂行を確保するための措置)
- 第七十二条 資金清算機関は、資金清算業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の資金清算業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

- (未決済債務等の決済)
- 第七十三条 資金清算機関が業務方法書で未決済債務等について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する資金清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。
- 2 前項の「未決済債務等」とは、資金清算業として清算参加者から引受け、更改その他の方法により負担した債務、当該債務を負担した対価として当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限り。)及び担保をいう。
- 3 破産手続、再生手続又は更生手続において、資金清算機関が有する第一項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。
- (秘密保持義務等)
- 第七十四条 資金清算機関の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金清算業又はこれに関連する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 資金清算機関の取締役等若しくは職員又はこ

- れらの職にあつた者は、資金清算業及びこれに関連する業務の実施に際して知り得た情報を、資金清算業及びこれに関連する業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
- 3 前二項の規定は、第七十条第一項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。
- (差別的取扱いの禁止)
- 第七十五条 資金清算機関は、資金清算業に関し特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 第三節 監督
- (定款又は業務方法書の変更の認可)
- 第七十六条 資金清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- (資本金の額等の変更の届出)
- 第七十七条 資金清算機関は、第六十五条第一項第二号に掲げる事項(純資産額を除く。)又は同項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- (帳簿書類)
- 第七十八条 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その資金清算業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- (報告書)
- 第七十九条 資金清算機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金清算業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出し

- なければならない。
- (立入検査等)
- 第八十条 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金清算機関に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該資金清算機関から業務の委託を受けた者に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該資金清算機関の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の資金清算機関から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。
- (業務改善命令)
- 第八十一条 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきこ



とを命ずることができる。

(免許の取消し等)

第八十二条 内閣総理大臣は、資金清算機関がその免許を受けた時点において第六十六条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その免許を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、資金清算機関がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

第四節 雑則

(解散等の認可)

第八十三条 資金清算機関の資金清算業務の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務大臣への協議)

第八十四条 内閣総理大臣は、資金清算機関に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し

二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(財務大臣への通知)

第八十五条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通

知するものとする。

一 第六十四条第一項の規定による免許

二 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し

三 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第八十三条の規定による認可

(日本銀行からの意見聴取)

第八十六条 内閣総理大臣は、この章の規定に基づく処分を行うために必要があると認めるときは、日本銀行に対し、意見を求めることができる。

第五章 認定資金決済事業者協会

(認定資金決済事業者協会の認定)

第八十七条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務(以下この章において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 前払式支払手段(第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。)の発行の業務又は資金移動業務の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者(第十条第一項第四号に規定する加盟店を含む。以下この章において同じ。)の利益の保護に資することを目的とすること。

二 前払式支払手段発行者又は資金移動業者を社員(以下この章において「会員」という。)とする旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業

務の実施の方法を定めているものであること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

(認定資金決済事業者協会の業務)

第八十八条 認定資金決済事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業務を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業務に関し、契約の内容の適正化その他の他前払式支払手段又は資金移動業務の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業務の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 前払式支払手段又は資金移動業務の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業務に関する利用者からの苦情の処理

七 前払式支払手段又は資金移動業務の利用者に対する広報その他認定資金決済事業者協会の目的を達成するために必要な業務

八 前各号に掲げるもののほか、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業務の健全な発展及びこれらの利用者の保護に資する業務(会員名簿の縦覧等)

第八十九条 認定資金決済事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定資金決済事業者協会でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 認定資金決済事業者協会の会員でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員に関する情報の利用者への周知等)

第九十条 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号及び第五号に掲げる事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求められた場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。

2 認定資金決済事業者協会は、第九十七条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報について、前払式支払手段又は資金移動業務の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)

第九十一条 認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段又は資金移動業務の利用者から会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を

し、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定資金決済事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定資金決済事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定資金決済事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定資金決済事業者協会への報告等)

第九十二条 会員は、前払式支払手段発行者及び資金移動業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定資金決済事業者協会に報告しなければならない。

2 認定資金決済事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第九十三条 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し

て知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第九十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第八十七条第二号に規定する定款の定めのほか、認定資金決済事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第八十八条第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第九十五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定資金決済事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(認定資金決済事業者協会に対する監督命令等)

第九十六条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を

命ずることができる。

(認定資金決済事業者協会への情報提供)

第九十七条 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の求めに応じ、認定資金決済事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、前払式支払手段発行者又は資金移動業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

(公告)

第九十八条 内閣総理大臣は、第八十七条の規定による認定をしたとき、又は第九十六条第二項の規定により当該認定を取り消したとき、若しくはその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章 雑則

(検査職員の証明書の携帯)

第九十九条 第二十四条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第八十条第一項若しくは第二項又は第九十五条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する各規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣への資料提出等)

第一百条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするために必要がある

と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、前払式支払手段発行者、資金移動業者、資金清算機関又は認定資金決済事業者協会その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第一百一条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第一百二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するために必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第一百三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第一百四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

一 第七条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段(第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。)の発行の業務を行った者

二 不正の手段により第七条又は第三十七条の登録を受けた者

三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせた者

四 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませた者

五 第六十四条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずに資金清算業を行った者

六 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けた者

第百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十三条第一項の規定に違反して、供託を行わなかった者

二 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

三 第五十二条若しくは第七十八条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者

五 第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第六十一条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

八 第六十五条第一項の規定による免許申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第百七条 第二十六条又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八条 第七十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)又は第九十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

二 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による登録申請書又は第三十八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかった者

四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

五 第二十二条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六 第二十三条第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者

七 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

二 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による登録申請書又は第三十八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかった者

四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

五 第二十二条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六 第二十三条第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者

七 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第九十五条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十條 第五十五条、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第三項、第十一条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項若しくは第二項の規定による表示若しくは情報の提供をせず、又は虚偽の表示若しくは情報の提供をした者

三 第二十五条の規定による命令に違反した者

四 第三十条第二項の規定による届出書若しくは同条第三項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

五 第三十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第六十一条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

七 第六十九条第二項若しくは第七十七条の規定に違反した者

定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第七十六条の規定に違反した者

九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員(第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。)と誤認されるおそれのある文字を用いた者

第百十二条 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百五条(第三号を除く。) 三億円以下の罰金刑

二 第百六条(第七号を除く。) 二億円以下の罰金刑

三 第百七条又は第百九条(第一号、第二号、第九号及び第十号を除く。) 一億円以下の罰金刑

四 第百四条、第百五条第三号、第百六条第七号、第百九条第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第百十条又は前条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十一条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかった者

二 第六十一条第七項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第六十一条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項若しくは第六十一条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第八十九条第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十九条第二項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(前払式証券の規制等に関する法律の廃止)

第二条 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)は、廃止する。

(前払式支払手段発行者に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に前条の規定による廃止前の前払式証券の規制等に関する法律(以下「旧法」という。)第二条第一項に規定する前払式証券(以下単に「前払式証券」という。)以外の前払式支払手段(第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下同じ。)の発行の業務の全部を廃止した者(以下この条において「発行廃止者」という。)については、当該発行の業務の全部を廃止した前払式支払手段に関しては、この法律は、適用しない。ただし、発行廃止者が施行日以後再び当該前払式支払手段の発行の業務を開始したときは、その発行の業務を開始した日以後においては、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の届出をしている者(旧法第五条第三項の規定による届出をした者で、施行日の直前の基準日(第三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその発行した自家発行型前払式証券(旧法第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券をいう。))の基準日未使用残高(旧法第二条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。)が基準額(第十四条第一項に規定する基準額をいう。以下同じ。)を超えるものを含む。)は、施行日において自家型発行者(第三条第六項に規定する自家型発行者をいう。以下同じ。)となつたものとみなす。

2 前項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第六条の登録を受けている法人は、施行日において第三者型発行者(第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下同じ。)となつたものとみなす。

2 前項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる法人は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された第八条第一項各号に掲げる事項及び第九条第一項第二号に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録するものとする。

4 第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる法人に係る第二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第十条第一項各号」とあるのは、「第十条第一項第六号又は第九号」とする。

第六条 旧法第二十七条の規定により旧法第二条第七項に規定する第三者型発行者とみなされていた者は、その発行した前払式証券の債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第三者

型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 この法律の施行の際現に自家型前払式支払手段(第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段をいう。)のみの発行の業務を行っている者(附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者を除く。)に対する第五条第一項の規定の適用については、同項中「その発行を開始してから」とあるのは、「この法律の施行の日以後において」とする。

第八条 この法律の施行の際現に第三者型前払式支払手段(第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。以下同じ。)の発行の業務を行っている者(附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者を除く。)は、施行日から六月間(当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、第七条の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。

2 前項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替へて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払

手段の発行の業務の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により第七条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第九条 施行日から六月を経過する日において前条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行っている者で、施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高(第三条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。以下同じ。)が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額以下のものは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、施行日から六月を経過した日以後施行日から三年を経過する日までの間当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替へて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間とし、施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間(第三条第八項に規定する基準期間をいう。以下同じ。)における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えることとなつたときは、当該超えることとなつた基準期間の末日までの間とする。)は、第七条の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。

一 法人でないこと又は外国の法令に準拠して設立された法人であつて、国内に営業所若しくは事務所を有しないものであること。

二 この法律の公布の日以前から第三者型前払式支払手段の発行の業務を行っていること。

三 施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えないこと。

2 前項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う者は、施行日から六月を経過した日から内閣府令で定める期間を経過する日までに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名、商号又は名称及び住所  
二 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地  
三 人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人の氏名

四 施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高  
五 発行する前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等(第三条第三項に規定する支払可能金額等をいう。)

六 その他内閣府令で定める事項

3 第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、

「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

4 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替へて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合について準用する。

第十条 第十三条の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段について適用する。

第十一条 第十四条から第十九条まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における前払式証票に係る供託及び当該前払式証票の所有者の権利の実行については、なお従前の例による。

2 旧法第十三条第一項(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により供託した発行保証金とみなす。

3 この法律の施行の際現に前払式証票(旧法附則第七条第三項に規定する前払式証票を除く。)以外の前払式支払手段の発行の業務を行つてゐる者(次項において「供託対象外発行者」という。)が発行した当該前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

|                 |      |
|-----------------|------|
| 施行日以後最初に到来する基準日 | 六分の一 |
| 施行日後二回目到来する基準日  | 六分の一 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4 供託対象外発行者が施行日前に発行した前払式支払手段と施行日以後に発行する前払式支払手段を区分している場合には、当該供託対象外発行者が発行した前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「基準日未使用残高」とあるのは、「施行日以後に発行した前払式支払手段に係る基準日未使用残高」とする。</p> <p>第十二条 第二十三条の規定は、施行日以後到来する基準日に係る同条第一項に規定する報告書について適用し、当該基準日前の基準日に係る旧法第十七条第一項に規定する報告書については、なお従前の例による。</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 附則第四条第二項若しくは第五条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者</p> <p>二 附則第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をして届出をした者</p> <p>3 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。</p> <p>3 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準</p> | <p>用する。</p> <p>第十四条 この法律の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてしたものとみなす。</p> <p>（資金清算業に係る経過措置）</p> <p>第十五条 この法律の施行の際現に資金清算業を行っている者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、資金清算業を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により資金清算業を行うことができる場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>3 前項の規定により読み替へて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の</p> | <p>規定により第六十四条第一項の免許を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第八十二条第二項の規定により第六十四条第一項の免許の取消しの日とみなす。</p> <p>（認定資金決済事業者協会に係る経過措置）</p> <p>第十六条 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定資金決済事業者協会又は認定資金決済事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第八十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>（農業協同組合法の一部改正）</p> <p>第十七条 農業協同組合法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条の四十七第一項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>第十一条の四十七第一項第五号中「第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。</p> <p>（水産業協同組合法の一部改正）</p> <p>第十八条 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十七条の三第一項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その</p> | <p>他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>第八十七条の三第一項第五号中「第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。</p> <p>（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）</p> <p>第十九条 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の四第一項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第三項（定義に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>第四条の四第一項第六号中「第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。</p> <p>（外国為替及び外国貿易法の一部改正）</p> <p>第二十条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条の二中「という。」の下に「又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）を、（銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。</p> <p>第十七条の二の次に次の一号を加える。</p> <p>（資金移動業者への準用）</p> <p>第十七条の三 前二条の規定は、資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行う場合について準用する。</p> <p>第十八条の四の次に次の一号を加える。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(資金移動業者への準用)

第十八条の五 第十八条から前条までの規定は、資金移動業者が特定為替取引を行う場合について準用する。

第五十五条第二項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第七十条第五号中「第十七条の二第二項」の下に「(第十七条の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十条の二中「第十八条の四」の下に「第十八条の五」を加える。

第七十一条の二中「第十八条第四項」の下に「第十八条の五」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条の二三第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項(定義)に

規定する資金移動業者(第六号に掲げる会社)に該当するものを除く。のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの

第五十四条の二三第一項第十号中「第一号」の下に「第二号の二」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十二條 長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項(定義)に

規定する資金移動業者(第七号に掲げる会社)に該当するものを除く。のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。)

第十三条の二第一項第十一号中「第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第十六条の四第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 資金移動専門会社

第十六条の四第一項第十号中「第一号」の下に「第一号の二」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十三条 労働金庫法の一部を次のように改正する。

第五十八条の五第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項(定義)に

規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。その他内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

第五十八条の五第一項第六号中「第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第二十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十九号を次のように改める。

四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定

(一) 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第七条(第三者型発行者の登録)の第三者型前払式支払手段の発行者の登録

(二) 資金決済に関する法律第三十七条(資金移動業者の登録)の資金移動業者の登録

(三) 資金決済に関する法律第六十四条第一項(資金清算機関の免許等)の資金清算業の免許

(四) 資金決済に関する法律第八十七条(認定資金決済事業者協会の認定)の認定資金決済事業者協会の認定

(住民基本台帳法の一部改正)  
第二十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項を次のように改める。

十二 金融庁又は財務省  
資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)による同法第七条の登録、同法第十一条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条第一項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十五の項を次のように改める。

十五 削除

(銀行法の一部改正)

第二十六条 銀行法の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第七号に掲げる会社)に該当するものを除く。のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第五十二条の二三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。)

第十六条の二第一項第十一号中「第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第五十二条の二三第一項第一号の次に次の一号を加える。



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一の二 資金移動専門会社</p> <p>第五十二条の二十三第一項第十号中「第一号」の下に「第一号の二」を加える。</p> <p>(保険業法の一部改正)</p> <p>第二十七条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十九条第二項に次の一号を加える。</p> <p>五 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第二項(定義)に規定する資金移動業</p> <p>第九十九条第六項中「及び第二号」を「第二号及び第五号」に改め、「規定する」の下に「株式会社その他の」を加える。</p> <p>第六十六条第一項第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>四の二 資金決済に関する法律第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第九号に掲げる会社に該当するものを除く。)のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第二百七十一条の二十二第一項第四号の二において「資金移動専門会社」という。)</p> <p>第二百七十一条の二十二第一項第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>四の二 資金移動専門会社</p> <p>第二百七十一条の二十二第一項第十二号イ中「第三号」を「第二号の二」に改める。</p> <p>(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十八条 内国税の適正な課税の確保を図るた</p> | <p>めの国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第六号中「開設されている」を「開設され、又は設定されている」に、「又は貯金の口座を」若しくは「貯金の口座又は勘定」に改める。</p> <p>(農林中央金庫法の一部改正)</p> <p>第二十九条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項に規定する資金移動業者(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>第七十二条第一項第八号中「第一号」の下に「第一号の二」を加える。</p> <p>(郵政民営化法の一部改正)</p> <p>第三十条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第百十一条第八項中「第十六条の二第一項第三号」を「第十六条の二第一項第二号の二」に改める。</p> <p>(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> | <p>第二条第二項第二十八号の次に次の一号を加える。</p> <p>二十八の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項に規定する資金移動業者</p> <p>第十條第一項中「第十五号まで」の下に「及び第二十八号の二」を加える。</p> <p>第二十條第一項第一号中「第二十八号」を「第二十八号の二」に改める。</p> <p>第二十八條を第二十九條とし、第二十七條を第二十八條とし、第二十六條の次に次の一條を加える。</p> <p>第二十七條 他人になりすまして第二條第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者(以下この条において「資金移動業者」という。)との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの(以下「為替取引カード等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。</p> | <p>とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。</p> <p>(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)</p> <p>第三十二条 株式会社商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十九條第一項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。</p> <p>一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、同条第二項に規定する資金移動業その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>第三十九條第一項第六号中「その他これに類する者」を「その子会社(第一号に掲げる会社に限る。第八項において同じ。)その他これに類する者」に改め、同条第八項中「その他これに類する者」を「その子会社その他これらに類する者」に改める。</p> <p>(金融庁設置法の一部改正)</p> <p>第三十三条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四條第二号中「次号イからノまで」を「次号イからマまで」に改め、同条第三号に次のように加える。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

オ 前払式支払手段発行者

ク 資金移動業を営む者

ヤ 資金清算業を行う者

マ 認定資金決済事業者協会

第四十条第二十号を削り、第二十号の二を第二十号とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

農地法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十六日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、将来にわたり我が国の農業生産基盤である農地を確保し、その有効利用を図られるよう、農地は耕作者自らが所有することを最も適当であるとする目的規定について、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとの考え方に改めるとともに、農地の貸借規制の緩和、転用規制の強化、遊休農地対策の充実等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興を図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国農業は、家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識し、農地制度の運用に当たること。

二 新農地法第二条の二に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については、次のとおりとし、その周知徹底を図ること。

1 農地について所有権を有する者は、当該農

地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。

2 農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。

三 新農地法第三条第二項第七号の許可の基準は、取得しようとする農地又は採草放牧地に関する基準ではなく、新たに、周辺の農地又は採草放牧地への影響を見る基準であることから、農業委員会等は許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うものとする。

四 新農地法第三条第三項による農地又は採草放牧地の貸借に係る権利移動規制の緩和に当たっては、借り手が撤退した場合のリスクを回避するため、農地又は採草放牧地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について契約上明記するよう指導すること。

五 国は、農地利用集積円滑化事業の推進に当たり、農地の利用調整に関する地域の円滑な合意形成に向け、専門知識を有する人材の確保等について、十分な支援を行うこと。

また、農地保有合理化事業については、農地

利用集積円滑化事業との役割分担を踏まえながら、適正な事業執行を図ること。

六 公共転用に導入される法定協議制度の運用に当たっては、転用の許可権者と申請者が同一の場合における協議の客観性及び公正性を確保するとともに、公共転用が周辺農地の転用を誘発しないよう、必要な指導を行うこと。

七 違反転用については、年平均約八千件判明し、その大半が追認処理されている実態にかんがみ、一層実効性のある防止対策及び是正措置を検討すること。

また、都道府県等の行政代執行が適切に発動されるよう、必要な支援措置を検討すること。

八 標準小作料制度の廃止に当たっては、農地の貸借において標準小作料が規範としての機能を發揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ること。

また、企業の農業参入規制が緩和されることなどを踏まえ、農業委員会は、借地料が地域の実勢価格に照らして極端に高くないよう、必要な監視及び指導を行うこと。

九 耕作放棄地の復旧に向けた地域の取組に対する支援を継続するとともに、農地の農業上の利用が継続されるよう、中山間地域等直接支払制度の今後の在り方の検討を含め、農業経営の安定化に向けた施策の強化に努めること。

十 今回の農地制度の改正内容を、農業者はもとより、広く国民一般に周知・普及するとともに、制度の運用に当たっては、公平・公正・透明性に留意し、許可等の基準を明確にすること。

十一 農地制度において重要な役割を果たしてい

る農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務が適正かつ円滑に執行されるよう、具体的な判断基準を早期に明確化するとともに、必要な支援及び体制整備を図ること。

また、国は、農業委員会から、適宜、業務の実施状況についての報告を受け、その結果に基づき、都道府県と連携し、必要な指導及び助言を行うこと。

十二 土地利用に関する諸制度について、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の創設その他必要な措置を検討すること。

十三 政府は、近年、遊休農地の拡大のみならず、農業従事者の減少・高齢化や農業所得の減少により、農業の持続性が危うくなっている状況にかんがみ、農業・農村の活力を回復するため、地域における貴重な資源としての農地の土づくり、地力増進等を図りながら、家族農業経営、集落営農、法人による経営等の多様な経営体が共存しつつ、それぞれがその持てる力を十分発揮できるための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

農地法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十一年五月八日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

平成二十一年六月十七日 参議院会議録第三十号(その二)

農地法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)  
農地法等の一部を改正する法律案  
農地法等の一部を改正する法律  
(農地法の一部改正)

第一条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条―第十五条)

第三章 利用関係の調整等(第十六条―第二十九条)

第四章 遊休農地に関する措置(第三十条―第四十四条)

第五章 雑則(第四十五条―第六十三条の二)

第六章 罰則(第六十四条―第六十九条)

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、  
○耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ  
○農地を農地以外のものにすることを規制することともに、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、  
○耕作者の地位の安定と  
○国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

第二条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「世帯員」を「世帯員等」に、「をいう。この場合において、世帯員のいづれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす」を「次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む」並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項第二号中「トに掲げる者の有する議決権の」を「チに掲げる者の有する議決権の」に、「であり、かつ、トに掲げる者の有する十分の一以下であるもの」を「であるもの(チに掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、チに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)」に、「トに掲げる者の数」を「チに掲げる者の数」に改め、「四分の一以下であるもの」の下に「(チに掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者の数が社員総数の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員総数の四分の一以下であるもの)」を加え、同条八中「次条第一項又は第七十三条第一項を」第三條第一項に改め、同条トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ

中「同項」を「同法第八条第一項」に改め、「(市町村及び農業協同組合を除く。)」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行つている個人

第二条中第七項を第三項とし、第八項を第四項とし、第九項を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(農地について権利を有する者の責務)

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

「第二章 農地及び採草放牧地」を「第二章 権利移動及び転用の制限等」に改める。

第二章第一節から第六節までの節名、第三章の章名、同章第一節から第三節までの節名並びに第四章及び第五章の章名を削る。

第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

第三条第一項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の三を削り、同項第七号の二中「第四条第

二項を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」という。の下に「又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地利用集積円滑化団体」という。を加え、「同項第一号」を「同法第四条第二項第一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号の六を第九号とし、第四号の五を第八号とし、第四号の三及び第四号の四を削り、同項第四号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の二を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合

第三条第二項ただし書中「行う農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を加え、「第二号に掲げる権利が取得されることとなる」とを「第一号に掲げる権利が取得されることとなる」と改め、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するときに、「第二号の二、第四号、第五号及び第八号」を「第一号、第二号、第四号及び第五号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「世帯員」を「世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事

する者の数等からみて、これらの者」に、「について」を「効率的に利用して」に改め、同号を同項第一号とし、同項第二号の二中「及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。を削り、同号を同項第二号とし、同項第二号の三、第二号の四及び第三号を削り、同項第二号の五中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に改め、「及び特定法人」を削り、「世帯員」を「世帯員等」に改め、同項第五号中「第二号」を「第一号」に、「世帯員」を「世帯員等」に、「都道府県知事」を「農業委員会」に、「その都道府県の区域の」を「市町村の区域の全部又は」に改め、「を定め」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「小作地又は小作採草放牧地について」を「農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて」に、「その小作地又は小作採草放牧地」を「その土地に」、「その土地の小作農」を「当該事業を行う者」に、「世帯員」を「世帯員等」に、「前条第六項を「第二条第二項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「同意市町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合」を削り、「水田裏作」の下に「(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することという。以下同じ。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第三条第二項第八号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

六 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

三 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、これらの要件のすべてを満たす権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されているときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができ。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合には使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人

以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

第三条の次に次の二条を加える。

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し。)

第二条の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められる場合

三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められる場合

農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないときは、農業委員会又は都道府県知事は、当該許可を取り消さなければならない。次各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借権が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定があつてその必要措置を講ずるものとする。

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三條の三 農地又は採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつてその他の必要措置を講ずるものとする。

第四條第一項中「除く」の下に、第五項において同じを加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「都道府県が」の下に

「道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、」を加え、同号を同項第二号とし、同項第三号の二中「第四條第三項第一号」を「第四條第四項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の四を第五号とし、第三号の三を第四号とし、同条に次の二項を加える。

5 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議)が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第五條第一項中「次項」の下に「及び第四項」を、「ものを除く」の下に「第四項において同じ」を加え、第一号を次のように改める。

一 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

第五條第一項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、同項第一号の二中「第四條第三項第一号」を「第四條第四項第一

号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第三條第三項及び第四項」を「第三條第四項及び第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に、農林水産大臣との協議)が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第六條から第十五條までを削る。

第十五條の二第二項中「第二條第七項各号」を「第二條第三項各号」に、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同条を第六條とする。

第十五條の三の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない

い。ただし、過失がなくてその者を確知することができないときは、この限りでない。

第十五條の三第四項中「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に、「前項」を「第二項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第二條第七項各号」を「第二條第三項各号」に改め、同条第八項中「第三項の規定により」を「第二項の規定により」に、「使用収益権」を「所有権以外の権原」に改め、「第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては」及び「第二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日」を削り、「又は賃借権」を「賃借権」に、「した」を「し」、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させた」に改め、「又は第二項」を削り、「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条第十項を削り、同条を第七條とし、同条の次に次の六條を加える。

(農業委員会の関係書類の送付)  
第八條 農業委員会は、前条第一項の規定により国が農地又は採草放牧地を買収すべき場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に送付しなければならない。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所  
二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積  
三 その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者

の氏名又は名称及び住所

2 農業委員会は、前項の書類を送付する場合において、買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権があるとき又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利があるときは、これらの権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に農林水産大臣に申し出るべき旨を通知しなければならない。

(買収令書の交付及び縦覧)

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された書類に記載されたところに従い、遅滞なく(同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく)、次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその農地又は採草放牧地の所有者に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)

五 その他必要な事項

2 農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

3 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しな

ればならない。

(対価)

第十条 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利を有する者から第八条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくとも対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

4 前二項の規定による対価の供託は、買収すべき農地又は採草放牧地の所在地の供託所にするものとする。

(効果)

第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その農地又は採草放牧地の上にある先取特権、質権及び抵当権並びにその農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮処分の執行はその効力を失い、その農地又は採草放牧地の所有権は国が

取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法(昭和二十一年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその農地又は採草放牧地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。

(附帯施設の買収)

第十二条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、農業委員会がその買収される農地又は採草放牧地の農業上の利用のために必要があると認めるときは、国は、その買収される農地又は採草放牧地の所有者の所有する土地(農地及び採草放牧地を除く)、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利(以下「附帯施設」という。)を併せて買収することができる。

2 第八条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する

権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

(登記の特例)

第十三条 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をする場合の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

第十五条の四第一項中「前条」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「関係者の要求があるときは、」を「関係者に」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条中「第十条第二項(第十四条第二項(第十五条第二項、第十五条の三、第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第十五条第二項、第十五条の三、第十項又は前条第二項で」を「第八条第二項第十二条第二項において」に、「第十一条(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三、第十項又は前条第二項で」を「第九条(第十二条第二項において」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 利用関係の調整等

第十八条を第十六条とする。

第十九条中「世帯員」を「世帯員等」に、「第二条第六項」を「第二条第二項」に改め、同条ただし書中「第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一

項第四号で同様とする。)に係る貸貸借」を「第三十七号から第四十号までの規定によつて設定された第三十七号に規定する特定利用権に係る貸貸借及び」に、「第四号第三項第一号」を「第四号第四項第一号」に改め、「及び同法第二十七号の五から第二十七号の八までの規定によつて設定された同法第二十七号の五に規定する特定利用権に係る貸貸借」を削り、同条を第十七号とする。

第二十号第一項第一号から第三号までの規定中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

第二十号第一項第五号中「農業経営基盤強化促進法第二十七号の五から第二十七号の八までの規定によつて設定された同法第二十七号の五」を「第三十七号から第四十号までの規定によつて設定された第三十七号」に、「同法第二十七号の十」を「第四十一号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 農業経営基盤強化促進法第十九号の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第二項第六号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に

届け出て行われる場合

第二十号第二項第四号中「世帯員」を「世帯員等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「小作条件」を「賃貸借の条件」に改め、同条第八項中「特定法人が農業経営基盤強化促進法第二十七号の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするもの」を「第三号第三項<sup>○第号</sup>及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件」に改め、同条を第十八号とし、同条の次に次の一条を加える。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間)  
第十九号 農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四号(賃貸借の存続期間)の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。

第二十一号の前の見出しを削り、同条に見出しとして「借賃等の増額又は減額の請求権」を付し、同条第一項中「小作料の額が」を「借賃等(耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定されている場合の借賃又は地代(その賃借権又は地上権の設定に付随して、農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その借賃又は地代と農地の借賃又は地代とを分けることができる場合)には、その農地以外の土地又は工作物の借賃又は地代を含む。)及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。以下同じ。の額が」に、「小作料の額」を「借賃等の額」に、「小作料の額」を「借賃等の額」に改め、同項ただし書中「小作料」を「借賃等」に改め、同条第二項及び第三項中「小作料」を「借賃等」に改め、同条を第二十号とする。

する。

第二十二号から第二十四号までを削る。  
第二十五号の見出し中「及び通知」を削り、同条第一項中「小作料を借賃等」に、「附随する」を「付随する」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一号とする。

第二十六号から第三十二号までを削る。  
第三十三号第一項中「競売」を「担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。の)に改め、同条第二項中「第十二条第一項(第十五条第二項で準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。の)」を「第十条第一項」に改め、同項第一号及び同条第三項中「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十二号とする。

第三十四号第一項中「国税滞納処分等により」を「国税徴収法昭和三十四年法律第四百十七号)による滞納処分(その例による滞納処分を含む。の)により」に、「国税滞納処分等」を「当該滞納処分を」に、「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十三号とする。  
第三十五号中「第三十三号又は前条」を「前二条」に改め、同条を第二十四号とする。

第三十六号から第四十三号までを削り、第四十三号の二を第二十五号とする。

第四十三号の三第一項中「第二十号第一項本文を」を「第十八条第一項本文」に、「行なう」を「行う」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第二十六号とし、第四十三号の四を第二十七号とする。

第四十三号の五第一項中「第四十三号の二第一項ただし書を」を「第二十五号第一項ただし書を」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十八号とする。

第四十四号を削る。

第四十三号の六中「この節を」を「第二十五号から前条まで」に改め、同条を第二十九号とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 遊休農地に関する措置  
(利用状況調査及び指導)

第三十号 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二号において同じ。)に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。  
一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地  
二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)

4 前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。  
(農業委員会に対する申出)  
第三十一号 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めると



きは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体

二 その農地の周辺の地域において農業を営む者(その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。)

2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該当するかを別を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けるべき遊休農地の所有者を確定することができないときは、その旨を公告するものとする。

一 第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合

二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると

認められる場合

三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合  
(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者(当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつてせんを受けた旨の記載があるときは、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。  
(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないとき  
二 前条第一項の規定による届出がない場合  
三 前条第一項の規定による届出に係る計画

に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合

2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積団滑化団体又は特定農業法人(農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。以下「農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「農地保有合理化法人等」という。))のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。

3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(調停)

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求め、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該

勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に關し裁定を申請することができる。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 二 特定利用権の内容
- 三 特定利用権の始期及び存続期間
- 四 借賃
- 五 借賃の支払の方法

第三十八條 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地に現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

4 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

第三十九條 都道府県知事は、第三十七條の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に關する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に關する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二條ただし書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二條（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項の場合には、適用しない。

2 民法第六百十二條（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

（特定利用権に係る賃貸借の解除）  
第四十一條 前条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

（特定利用権の譲渡等の禁止）  
第四十二條 第四十條第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農地売買等事業により特定利用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二條（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

（所有者等を確認することができない場合における遊休農地の利用）  
第四十三條 第三十二條ただし書の規定による公告に係る遊休農地（第三十條第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二條の規定による通知がされなかつたものに限る。）を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府

県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に關し裁定を申請することができる。

2 第三十九條の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替へるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六條及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六條第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放

牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

(措置命令)

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても

十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第五章 雑則

第四十五条から第七十七条までを削る。

第七十八条第一項を次のように改める。

国が第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定により買収し、又は第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定に基づく申出により買い取つた土地、立木、工作物及び権利は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が管理する。

第七十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定により農林水産大臣を」前項の規定により農林水産大臣に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第四十五条

とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(売払い)

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により売り払う農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十二条第一項の規定により併せて買収した附帯施設があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売払いを受ける者に併せて売り払うものとする。

第七十九条を削る。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「自作農の創設又は」を削り、同条第二項を削り、同条を第四十七条とする。

第八十一条中、「漁業免許に関する登録の所管庁」及び「使用、消滅請求、売渡し、譲与」を削り、同条を第四十八条とする。

第八十二条第一項中、「使用」を削り、同条第二項中「証票」を「証明書」に、「利害関係人から要求があつたときは、」を「利害関係人に」、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第四十九条とし、第八十三条を第五十条とする。

第八十三条の二中「該当する者」の下に「(以下この条において「違反転用者等」という。)」を加え、「第五条又は第七十三条」を「若しくは第五条」に、「をとるべき」を「(以下この条において「原状回復等の措置」という。)」を講ずべきに改め、同条第一号中、「第五条第一項若しくは第七十三条第一項」を「若しくは第五条第一項」に改め、同条第二号及び第四号中、「第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確認することができないとき。

三 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

第八十三条の二を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第八十四条及び第八十四条の二を削る。

第八十五条第一項を次のように改める。

第九条第一項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

い。

第八十五条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五十五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第八条第一項又は第十五条の三第三項若しくは」を「第七条第二項又は」に改め、「行政不服審査法」の下に「昭和三十一年法律第六十号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条を第五十三条とする。

第八十五条の二第二項中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、「行政手続法」の下に「平成五年法律第八十八号」を加え、同条を第五十四条とする。

第八十五条の三第一項第一号中「第十一条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項」を「第九条第一項第三号(第十二条第二項において)に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第三十九条第二項第四号に規定する借賃用する第三十九条第二項第四号に規定する補償金

第八十五条の三第一項第四号から第七号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第四十三条第一項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

の所有者等を、それぞれ被告とする。

第八十五条の三第三項中「第三号又は第六号」及び「又は補償金」を削り、「第十二条第二項(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項に準用する場合を含む。)」又は第五十一条第二項(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項)を「第十二条第二項(第十二条第二項において)に改め、同条第四項中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「又は補償金」を削り、同条を第五十五条とする。

第八十六条ただし書中「第三章の適用については、都道府県知事」を削り、同条を第五十六条とする。

第八十七条第一項中「第八条の規定による公示又は第九条、第十五条若しくは第十五条の三」を「第七条第一項」に、「その公示又は」を「その」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に、「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条を第五十七条とする。

第八十八条を削る。

第八十九条第一項中「第九十一条の三第二項各号」を「第六十三条第一項第三号及び第七号並びに第二項各号」に改め、同条第二項中「第九十一条の三第一項第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(是正の要求の方式)

第五十九条 農林水産大臣は、次に掲げる都道府

府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 第五条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第九十条第一項中「第二章第六節」を「第二十五條」に改め、同条を第六十条とする。

第九十一条第一項中「指定都市」の下に「(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないことと

「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの

次に掲げる事業

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。）

ロ 農地売買等事業

ハ 研修等事業

二 前号に掲げる者以外の営利を目的としない法人営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの

農地所有者代理事業

第五条第二項第四号ロ中（次条第三項において

「農業振興地域」という。）を削り、「一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの」を「法人」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

第五条第二項第四号ニを削る。

第六条第二項第三号中「目標」の下に「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

第六条第二項第六号及び第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七条第一項中「又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項第一号中「第五条第二項第四号ロに規定する法人にあつては」及び「前条第三項に規定する者にあつては基本構想に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第八条第一項中「農地保有合理化法人」を「前条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）に改め、同条第二項中「前条第二項、第四項及び第五項を」前条第三項及び第四項に、「同条第二項及び第五項を」同項に改める。

第九条中（市町村を除く。次条第一項及び第十一條第一項において同じ。）を削る。

第十条第二項を削る。

第十一条第一項第一号中「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人」を「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に改め、同項第三号中「前条第一項を」前条に改める。

第十一条の八中「第十条第一項及び第十一条の」を「から第十一条までの」に、「第十条第一項及び第十一条中」を「から第十一条までの規定中」に、「第十条第一項中」を「第十条中」に、「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人を」第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第四節 農地利用集積円滑化団体

（農地利用集積円滑化事業規程）

第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合するものであること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

三 第十二條第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅

滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

第十一条の十 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。

第十一条の十一 同意市町村は、その区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一条の九第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変

更又は廃止について準用する。

(委任の申込みに応ずる義務)

第十一条の十二 第十一条の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)であつて、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

(準用)

第十一条の十三 第九条から第十一条までの規定は、第十一条の九第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十一条の九第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者(農地売買等事業を行つている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)」と読み替へるものとする。

第十二条の二第二項中「第十三条の三」を「第十四条」に改める。

団体を加える。

第十三条の二第一項、第二項、第五項及び第六項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第十四条を削る。

第十三条の三中「第二条第七項第二号」を「第二条第三項第二号」に、「トに掲げる者の有する議決権の」を「株式会社にあつては、手に掲げる者に」、「トに掲げる者」を「株式会社にあつては、手に掲げる者」に、「同じ」の有する議決権の」を「同じ」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第二項中「都市計画法昭和四十三年法律第百号」第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域を除く。以下「市街化区域」という。)を「市街化区域」に改める。

第十八条第二項第二号中「利用権の設定等」の下に「(その者が利用権の設定等を受けた後において行つ耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行つ耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

七 前号に規定する者にあつては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨

第十八条第三項第二号中「にあつては、イ及びハ」を「及び同項第六号に規定する者にあつては、イ」に、「特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合」を「農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合」に改め、「行つ農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を、「利用権の設定を受ける場合」の下に、「同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき」を、「株主」の下に「(農地法第二条第三項第二号に掲げる者を除く。)」を加え、同号イ中「について」を「を効率的に利用して」に改め、同号ハを削り、同項第三号に次のただし書を加える。  
ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないも



のに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

第十八条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。

ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事すると認められること。

#### 第十八条第五項を次のように改める。

5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的

二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的

三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図る目的

#### 第二十條の次に次の一条を加える。

(農用地利用集積計画の取消し等)

第二十條の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農用地において行う耕作又は養蚕の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員がいずれもその法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事していないと認めるとき。

同意市町村は、次の各号のいずれかに該当する第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちこれらの権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

一 第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちこれらの権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

十八條第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

2 3 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 4 前項の規定による公告があつたときは、第二

一 項の○賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

5 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規定する条件に基づき賃借権若しくは使用貸借が解除された場合又は第二項の規定による農用地利用集積計画の取消しがあつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用を図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十三條の二 第一項中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改め、同条第十項中「及び農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体」に改める。

#### 第四章の二を削る。

第四章中第二十六條を第二十七條とし、第二十五條を削り、第二十四條を第二十六條とし、第二十三條の三を第二十五條とする。

第二十三條の二の前の見出しを削り、同条第一項中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改め、同条を第二十四條とし、同条の前に見出しとして「(農用地利用規程の変更等)」を付す。

第四章の三を削る。

第三十四條第一項中「第四條第二項第四号に

掲げる事業」を「研修等事業」に改める。

第三十七條中「及び農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体」に改め、「なるよう、」の下に「必要な情報交換を行うなどして」を加える。

第三十八條中「第五項」を「第四項」に改め、「第二十七條の四、第二十七條の五、第二十七條の六第一項、第二十七條の七第一項及び第四項、第二十七條の八第一項、第二十七條の十二を削る。

#### 第三十九條を削る。

第四十條中「次の各号のいずれかに該当する」を「第十三條の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第三十九條とする。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正) 第三條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五條」を「第五條の三」に改める。

第三條の二第二項第一号中「農用地等」を「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

第三條の二第三項中「意見を」の下に「聴く」とともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を」を加える。

第四條第二項第一号中「農用地等」を「確保す

べき農用地等の面積の目標その他の農用地等」に改める。

第二章中第五条の次に次の二条を加える。

(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)

第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。

2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 次条第一項の規定による指定に関する事務

二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第八条第四項(第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による同意に関する事務

四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

第十三条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十三条の五中、「第一百十條」を削る。

第十五条の二第一項第一号中「地方公共団体が」の下に、「道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため」を加え、同項第三号中「第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同項第三号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第十七条中、「第五条第一項及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「第五項」を「第九項」に改め、同条第三項第一号中「第十一條の三十一」を「第十一條の三十一」に改め、同条第三項第一号及び第三号に改める。

改め、同条第三項第一号中「第十一條の三十一」を「第十一條の三十一」に改め、同条第三項第一号及び第三号に改める。

第十一條の三十一第一項中、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため」を削り、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「と認められる」を「場合として農林水産省令で定める」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農地保有合理化法人」を「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体に、」(「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「第十一條の十二に規定する農地利用集積円滑化団体に」に改め、「以下同じ」を削り、「同項第四号」を「同法第四条第三項第一号八」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

第十一條の三十一第三項中「又は総会員」及び「又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定による会員」を削り、「第五項」を「以下この条」に改め、「同じ」の下に「又は総会員(第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員を除く。第九項において同じ。)」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項又は第四項」に改め、同条第四項の次に次の四項を加える。

組合員(第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。第七項及び

第八項において同じ。)の総数が農林水産省令で定める数を超える農業協同組合にあつては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による同意を要しない。

前項に規定する農業協同組合が同項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の経営を行う場合には、当該農業協同組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

第五項に規定する農業協同組合が前項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第五項に規定する農業協同組合の総組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合に対し書面をもつて農業の経営に反対の意思の通知を行つたときは、第五項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の経営を行うことはできない。

第七十二條の十第一項第三号中「前号に掲げる者を除く」を「同法第八條第一項に規定する農地保有合理化法人をいう」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三條の規定 公布の日

|                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二 附則第四十条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日</p> <p>(権利移動及び転用の制限に関する経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第一条の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとなす。</p> | <p>2 この法律の施行前にされた旧農地法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされてないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。</p> <p>3 新農地法第三条の第三項の規定は、この法律の施行後に農地又は採草放牧地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者について適用する。</p> <p>4 この法律の施行の際現に国又は都道府県が農地を農地以外のものにする行為に着手しているときは、当該行為については、新農地法第四条第一項本文及び第五項の規定は、適用しない。</p> <p>5 この法律の施行前に旧農地法第七條第一項第四号の指定を受けた小作地(旧農地法第二條第二項に規定する小作地をいう。以下同じ。)についての農地の転用の制限については、なお従前の例による。</p> <p>(小作地等の買収に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前にされた旧農地法第八</p> | <p>条第一項の規定による公示に係る小作地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。</p> <p>2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四條第二項(旧農地法第十五條第二項、第十五條の第三十項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。)又は第十五條第二項において準用する旧農地法第十一條第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。</p> <p>3 この法律の施行前にされた旧農地法第十五條の第三十項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。</p> <p>4 この法律の施行前にされた旧農地法第十六條第一項の規定による申出に係る農地又は採草放牧地のその申出に係る買収については、なお従前の例による。</p> <p>(利用関係の調整に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行前に定められ、又は変更された旧農地法第二條第九項に規定する小作料については、旧農地法第二十二條の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>2 この法律の施行前に旧農地法第二十六條第一項(旧農地法第三十一條において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認の申請があつた場合における同項に規定する利用権の設定については、なお従前の例による。</p> <p>3 この法律の施行前に旧農地法第二十六條第一項の承認を受けてする協議が調つたこと(旧農</p> | <p>地法第三十條第二項(旧農地法第三十一條において準用する場合を含む。)の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。)により設定された旧農地法第二十六條第一項に規定する利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定された利用権を含む。)については、なお従前の例による。</p> <p>4 この法律の施行前に締結された旧農地法第三十二條に規定する契約に係る利用権の保護については、なお従前の例による。</p> <p>(農地等の売渡しに関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前に旧農地法第三十七條の規定により買受申込書の提出があつた場合における農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設(旧農地法第三十六條第二項に規定する附帯施設をいう。以下同じ。)の売渡しについては、なお従前の例による。</p> <p>(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置)</p> <p>第六条 この法律の施行前に旧農地法第五十四條第二項の規定により設定されたものとみなされた地役権については、なお従前の例による。</p> <p>2 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地、立木、工作物又は権利(以下「土地等」という。)の対価の支払が終了していない場合の当該対価の支払及び徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地等の検査及び買戻しについては、旧農地法第七十一條及び第七十二條の規定並びに同条第四項において準用する旧農地法第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定並びに附則第二十四條の規定に</p> | <p>よる改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十條第三項(同法第百十一條、第三條の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「旧農振法」という。)第十三條の五、附則第二十九條の規定による改正前の農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一條、附則第三十條の規定による改正前の集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十二條及び附則第三十條の規定による改正前の市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第六條において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地等の処分の制限及び当該制限についての違反に対する処分については、なお従前の例による。</p> <p>5 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、旧農地法第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、新農地法第三條、第三條の三及び第五條の規定は、適用しない。</p> <p>6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一條各号に該当している土地等(第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。)の譲与については、なお従前の例による。</p> <p>7 旧農地法第七十五條に規定する開墾その他開発のためにする行為についての他の法令の制限又は禁止の規定の適用除外については、なお従前の例による。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

項の規定により旧基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下同じ。）が行うこれらの事業の実施については、施行日から、新基本構想が定められ、又は新基本構想とみなされた旧基本構想が変更された日から起算して三月を経過する日（その日までに当該旧市町村農地保有合理化法人（市町村を除く。）が新基盤強化法第十一条の九第一項の規定により新農地売買等事業（新基盤強化法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程（新基盤強化法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。以下同じ。）の承認を受けたとき、又はその日までに当該旧市町

村農地保有合理化法人(市町村に限る。)が新基盤強化法第十一条の十一第一項の規定により新農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その承認を受けた日又はその定めた日)までの間は、なお従前の例による。

2 旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に引受けを行った信託に係る旧基盤強化法第四条第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業並びに旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に行った出資に係る同項第三号に掲げる事業の実施については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例により旧市町村農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業並びに旧基盤強化法第四条第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業についての農地法による農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人(市町村及び農業協同組合を除く。)は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、新農地法第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる農地保有合理化法人とみなす。

5 この法律の施行前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人(農業協同組合を除く。)は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、第四条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」とい

う。)第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる農地保有合理化法人とみなす。

(遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十七条第一項の規定による指導に係る同条第二項及び旧基盤強化法第二十七条の二から第二十七条の五までの規定による要請、勧告、調停、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる調停に係る調停案の受諾に伴う旧基盤強化法第四条第三項第一号の権利の設定又は移転についての農地法による農地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧基盤強化法第二十七条の五の申請があつた場合、第一項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に当該申請があつた場合を含む。)における同条に規定する特定利用権(以下「特定利用権」という。)の設定については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に設定された特定利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定されたものを含む。)については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定利用権についての農地法による農地の権利移動の制限並びに賃貸借の更新及び解約等の制限については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧基盤強化法第二十七条の十二第一項の規定による命令に係る市町

村長による支障の除去等の措置及び当該措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

(特定法人貸付事業に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に行われていた旧基盤強化法第四条第四項に規定する特定法人貸付事業(以下「特定法人貸付事業」という。)の実施については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定法人貸付事業についての農地法による賃貸借の解約等の制限については、なお従前の例による。

(農用地等の確保等に関する基本指針等に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前に旧農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律(以下「新農振法」という。)第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針とみなす。

2 この法律の施行前に旧農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針は、施行日から、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により農用地等の確保等に関する基本指針が定められ、又は変更された日から起算して六月を経過する日

(その日までに新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針とみなす。

3 新農振法第五条の二の規定は、新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更された日の属する年の翌年以後の年に係る達成状況について適用する。

(国又は地方公共団体の行う開発行為に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に国又は地方公共団体が着手している開発行為(新農振法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。)については、同項本文及び同条第七項の規定は、適用しない。

(農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に農業の経営(第四条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合に行われるものに限る。)を行つていた農業協同組合は、附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により旧基盤強化法第四条第二項第四号に掲げる事業を実施している間は、なお従前の例により当該農業の経営及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により農業の経営を行う農業協同組合が、新基盤強化法第四

第五十三條の三の二第二項中「農地保有合理

化法人」の下に「若しくは農地利用集積円滑化団体」を加える。

第六十五条中「農地法」の下に「昭和二十七年法律第二百二十九号」を加える。

第八十五条の四第一項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「第三条第四項」を「同条第四項」に改め、「により農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第八十七条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号イ中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削り、同条第三項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「及び第二号」を削り、同条第四項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第六項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に、「前条第五項」を「同条第五項」に改める。

第八十七条の三第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二号」を削り、同条第十五項中「又は第二号」を削る。

第九十条第三項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第九十条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第四項中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改める。

第九十四条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。第九十四条の八第一項中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改め、「農地保有合理化

法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第九十四条の八の二第一項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第二項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「添附された」を「添付された」に改め、同条第四項及び第五項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「添付した」を「添付した」に改める。

第九十五条第一項中「若しくは農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第二項中「若しくは農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に、「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、「置かない農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第五項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第九十五条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に、「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第三項中「第二項に」を「前項に」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百条第一項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「行なう」を「行う」に改め、「置かない農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百八条第一項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百十條を次のように改める。

第百十條 削除

第百十一條中「前条」を「第百九條」に改める。第百十八條第一項第四号及び第五項中「若しくは農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

第百四十四條中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

「地方交付税法等の一部改正」

第二十五條 次に掲げる法律の規定中「第二条第七項を」第二条第三項に改める。

一 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十二條第三項の表第三十二号

二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第四條第三項

三 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八十八号)第三條第一項第一号

四 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第三十六條第三項

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五條第三項(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第二十六條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等

に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二号二中「第八十五條第六項」を「第五十三條第二項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十七條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「採草放牧地又は薪炭林」を「又は採草放牧地」に改め、「及び自作農の創設維持」を削り、同項第二号中「附随する」を「付随する」に改める。

第八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十八條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百七條及び第百八條を次のように改める。

第百七條及び第百八條 削除

(農住組合法の一部改正)

第二十九條 農住組合法の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第十一條中「第百十條」を削る。

(集落地域整備法及び市民農園整備促進法の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「第百十條」を削る。

一 集落地域整備法第十二條

二 市民農園整備促進法第六條



(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第三十一条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号口中「又は農地保有合理化法人(を)」、「農地保有合理化法人(に)」、「第四条第二項(を)第八条第一項(に)改め、「同じ。」の下に「又は農地利用集積円滑化団体(同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)」を加え、「又は農地保有合理化法人と(を)」、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体と」に改める。

第四条第一項中「又は農地保有合理化法人(を)」、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第二項中「又は農地保有合理化法人(を)」、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「については、農地法第六條第一項を」の賃貸借については、農地法第十六條、第十七條本文、第十八條第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二条第九項に規定する小作料」を「第二十条第一項に規定する賃貸等」に、「同法第二十一条、第二十二條及び第二十四條を」同条に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二章第六節」を「第二十五条から第二十九条まで」に改め、同項を同条第四項とする。

(地価税法の一部改正)  
第三十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号八中「第二十條第一項本文」を「第十八條第一項本文」に改める。

別表第一第二号口中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第七十三條第一項(売り渡した土地等の処分の制限)の規定による許可」を削り、「第四条第一項第五号又は第五條第一項第三号」を「第四条第一項第七号又は第五條第一項第六号」に改める。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)  
第三十三條 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第四項及び第十一條第四項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第六号」に改める。

(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正)

第三十四條 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第二条第七項第二号」を「第二条第三項第二号」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)  
第三十五條 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第五項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第六号」に改め、「同法第七條第一項中「該当する小作地」とあるのは「該当する小作地、独立行政法人農業者年金基金が農地売買貸借業務の実施により借り受けている小作地及び独立行政法人農業者年金基金が所有し、かつ、農地売買貸借業務の実施により売り渡すま

での間一時貸し付けている小作地」とを削る。(景観法の一部改正)

第三十六條 景観法(平成十六年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「こと」を「調った」に改め、「(第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「こと」を「調った」に、「第十九條本文並びに第二十條第一項本文」を「第十七條本文並びに第十八條第一項本文」に改め、同項を同条第二項とする。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

第三十七條 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号口中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第三十八條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四條第二項第一号中「自作農(を)削り、「第二条第四項に規定する自作農をいう。」の創設のため」を「の規定により」に、「使用、売却し、譲与」を「売却」に改める。

第二百二十七條第一項第一号イ中「売渡代金を「売払代金」に改め、同項第二号口を削り、同号ハを同号口とし、同号ニ中「売渡し」を「売却」に改め、同号二を同号ハとし、同号ホを削り、

同号ヘを同号ニとし、同号トからルまでを同号ホからリまでとし、同条第二項中「同項第二号ト」を「同項第二号ホ」に改め、同条第三項中「同項第二号チ」を「同項第二号ヘ」に改める。

第二百二十八條第五号及び第六号中「売渡し」を「売却」に改める。

第三百三十一條を次のように改める。

第三百三十一條 削除

第三百三十五條第三号中「売渡し」を「売却」に改める。

附則第二百十四條第六項中「第三百三十一條を「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第三十八條の規定による改正前の第三百三十一條」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 附則第三條、第五條、第六條第二項及び第六項並びに第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における買収、売却し、譲与及び賃貸、附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定による買収、附則第八條第二項の規定により新農地法第四十六條の規定の例によることとされる売却し並びに附則第八條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第八十條の規定による売却し並びにこれらの附帯業務に関する経理は、特別会計に関する法律第二百二十四條第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を農業経営基盤強化勘定において行う場合については、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第三十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第二百七十七条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第二号中

「ハ 農地等の管理及び売却その他の処分に関する費用（貸付金を含む。）」  
「ホ 農地改良資金助成法第三号の規定による青年等の就農促進のための資金の貸付け業務勘定への繰入金  
調整勘定への繰入金  
附屬諸費  
リチトヘホニハ  
附屬諸費  
調整勘定への繰入金  
青年等業務勘定への繰入金  
農地改良資金助成法第三号の規定による青年等の就農促進のための資金の貸付け業務勘定への繰入金  
農地等の管理及び売却その他の処分に関する費用（貸付金を含む。）」

要する費用（貸付金を含む。）  
都道府県に対する貸付金  
等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府県に対する貸付金とあるのは、

「ハ 農地等の管理及び売却その他の処分に関する費用（貸付金を含む。）」  
「ホ 農地改良資金助成法第三号の規定による青年等の就農促進のための資金の貸付け業務勘定への繰入金  
調整勘定への繰入金  
附屬諸費  
リチトヘホニハ  
附屬諸費  
調整勘定への繰入金  
青年等業務勘定への繰入金  
農地改良資金助成法第三号の規定による青年等の就農促進のための資金の貸付け業務勘定への繰入金  
農地等の管理及び売却その他の処分に関する費用（貸付金を含む。）」

等の管理及び売却その他の処分に関する費用（貸付金を含む。）  
會計への繰入金  
二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）  
改良資金助成法第三号の規定による都道府県に対する貸付金  
等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府県に勘定への繰入金  
諸費

に対する貸付金 と、同条第二項中「同項第二号ホ」とあるのは「同項第二号ハ」と、同条第三項中「同項

第二号ハ」とあるのは「同項第二号ト」とする。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四十条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百九十四条を次のように改める。  
（農地法の一部改正）  
第百九十四条 農地法（昭和二十七年法律第二

百二十九号）の一部を次のように改正する。  
第四十条第一項中「ついでに」の下に「行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）以下「旧行政不服審査法」という。」の規定による」を加える。

第四十三条第三項中「ついでに」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加える。  
第五十三条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「裁定についての」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、審査請求（旧行政不服審査法の規定による不服申立てを含む。）をすることができない。

第五十三条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「旧行政不服審査法の規定」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「行政不服審査法」の下に「第二十一条又は旧行政不服審査法を加え、前項後段の」を「第二項の規定により裁定の申請をすることができ」に、「又はを若しくは再調査の請求又は旧行政不服審査法の規定による審査請求若しくは」に改める。

第五十四条第一項中「不服申立て」を「審査請求（旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。）」に、「審査請求又は異議申立て」を「審査請求（旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。）」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項を削る。

第二百四条 削除  
（旧農業者年金基金法の一部改正）  
第四十一条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十九号）附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次の

ように改正する。

第四十二条第一項第二号イ中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に、「同法第十一条の十二に規定する農地利用集積団滑化団体」を加え、同条第三項中「農地法第二条第二項の小作地及び同条第三項の小作採草放牧地」を「耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地及び耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している採草放牧地」に改める。

（旧農用地整備公団法及び旧独立行政法人緑資源機構法の一部改正）  
第四十二条 次に掲げる法律の規定中「から第十一一条まで」を「第一百一一条」に改める。

一 独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十四条第二項

二 独立行政法人森林総合研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）第十七條第二項  
（政令への委任）  
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十一年六月十七日 参議院會議録第三十号（その二） 農地法等の一部を改正する法律案

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
〒一〇五  
二番四号  
東京都港区虎ノ門二丁目  
独立行政法人国立印刷局

電 話  
03  
(3587)  
4294

定 価  
（本体） 本号一部  
六九〇円  
六六〇円